平成30年（第４回）山鹿市議会12月定例会

会　期　日　程　表

日次	月　日	曜　日	本　　会　　議	委 員 会
1	11月29日	木	開会・提案理由説明	
2	11月30日	金	休会（発言通告締切　正午まで）	
3	12月１日	（土）	休　　会	
4	12月２日	（日）		
5	12月３日	月		
6	12月４日	火		
7	12月５日	水	質疑・一般質問	
8	12月６日	木	質疑・一般質問・委員会付託	
9	12月７日	金	休　　会	建設経済
１０	12月８日	（土）		
１１	12月９日	（日）		
１２	12月10日	月		市民福祉
１３	12月11日	火		総務文教
１４	12月12日	水		
１５	12月13日	木		議会運営
１６	12月14日	金	委員長報告・討論・採決・閉会	

平成30年（第４回）山鹿市議会12月定例会

目　　次

第１号（11月29日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 4

５．事務局職員出席者 …… 5

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7

７．日程第２　会期の決定 …… 7

８．日程第３　議案第79号～議案第99号
　　報告第13号 …… 7

９．提案理由の説明 …… 7

（１）議案第79号（阿蘇品総務部長） …… 7

（２）議案第80号（阿蘇品総務部長） …… 8

（３）議案第81号（野田福祉部長） …… 8

（４）議案第82号（中山消防本部消防長） …… 8

（５）議案第83号（阿蘇品総務部長） …… 9

（６）議案第84号（野田福祉部長） …… 10

（７）議案第85号（野田福祉部長） …… 10

（８）議案第86号（冨田水道局長） …… 11

（９）議案第87号（永田市民医療センター事務部長） …… 11

（10）議案第88号（古江建設部次長） …… 11

（11）議案第89号（佐藤福祉部次長） …… 12

（12）議案第90号（佐藤福祉部次長） …… 12

（13）議案第91号（早田経済部長） …… 12

（14）議案第92号（早田経済部長） …… 13

（15）議案第93号（大森教育部長） …… 13

（16）議案第94号（阿蘇品総務部長） …… 13

（17）議案第95号（宮崎市民部長） …… 13

（18）議案第96号（宮崎市民部長） …… 14

（19）議案第97号（池田副市長） …… 14

（20）議案第98号（池田副市長）　…… 14
（21）議案第99号（池田副市長）　…… 14
（22）報告第13号（才田経済部次長）　…… 15
10．散　会　…… 15

第２号（12月５日）

１．議事日程　…… 19
２．本日の会議に付した事件　…… 20
３．出席議員　…… 20
４．説明のため出席した者　…… 21
５．事務局職員出席者　…… 22
６．日程第１　質疑・一般質問　…… 23
（１）服部　香代君一般質問　…… 23
○阿蘇品総務部長答弁　…… 25
（２）服部　香代君一般質問　…… 26
○宮崎市民部長答弁　…… 27
（３）服部　香代君一般質問　…… 28
○阿蘇品総務部長答弁　…… 28
（４）服部　香代君一般質問　…… 29
○宮崎市民部長答弁　…… 30
（５）服部　香代君一般質問　…… 31
○早田経済部長答弁　…… 32
（６）服部　香代君一般質問　…… 33
○早田経済部長答弁　…… 34
（７）服部　香代君一般質問　…… 34
（８）池田　誠一君一般質問　…… 35
○宮崎市民部長答弁　…… 36
（９）池田　誠一君一般質問　…… 37
○野田福祉部長答弁　…… 38
（10）池田　誠一君一般質問　…… 38
○野田福祉部長答弁　…… 39
（11）池田　誠一君一般質問　…… 40
○藤島教育部首席教育審議員答弁　…… 41
（12）池田　誠一君一般質問　…… 41

○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 42
(13) 池田　誠一君一般質問 …… 43
○大森教育部長答弁 …… 44
(14) 池田　誠一君一般質問 …… 45
(15) 冨田　弘海君一般質問 …… 45
○宮崎市民部長答弁 …… 46
(16) 冨田　弘海君一般質問 …… 47
○宮崎市民部長答弁 …… 47
(17) 冨田　弘海君一般質問 …… 48
○大森教育部長答弁 …… 49
(18) 冨田　弘海君一般質問 …… 49
○大森教育部長答弁 …… 51
(19) 北原　昭三君一般質問 …… 51
○野田福祉部長答弁 …… 52
(20) 北原　昭三君一般質問 …… 53
○大森教育部長答弁 …… 54
(21) 北原　昭三君一般質問 …… 54
○大森教育部長答弁 …… 55
(22) 北原　昭三君一般質問 …… 56
○大森教育部長答弁 …… 56
(23) 北原　昭三君一般質問 …… 57
○野田福祉部長答弁 …… 58
(24) 北原　昭三君一般質問 …… 58
○野田福祉部長答弁 …… 59
(25) 北原　昭三君一般質問 …… 60
○阿蘇品総務部長答弁 …… 61
(26) 北原　昭三君一般質問 …… 61
○阿蘇品総務部長答弁 …… 62
(27) 勢田　昭一君一般質問 …… 63
○早田経済部長答弁 …… 64
(28) 勢田　昭一君一般質問 …… 64
○早田経済部長答弁 …… 65
(29) 勢田　昭一君一般質問 …… 65
○白田建設部長答弁 …… 66

（30）勢田　昭一君一般質問 …… 67
○白田建設部長答弁 …… 67
（31）勢田　昭一君一般質問 …… 67
○中嶋市長答弁 …… 68
（32）勢田　昭一君一般質問 …… 68
○阿蘇品総務部長答弁 …… 69
（33）勢田　昭一君一般質問 …… 69
○阿蘇品総務部長答弁 …… 70
（34）勢田　昭一君一般質問 …… 70
○阿蘇品総務部長答弁 …… 70
（35）勢田　昭一君一般質問 …… 71
７．散　会 …… 72

第３号（12月６日）

１．議事日程 …… 75
２．本日の会議に付した事件 …… 76
３．出席議員 …… 76
４．説明のため出席した者 …… 77
５．事務局職員出席者 …… 77
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 78
（１）芋生　よしや君一般質問 …… 78
○野田福祉部長答弁 …… 78
（２）芋生　よしや君一般質問 …… 79
○野田福祉部長答弁 …… 80
（３）芋生　よしや君一般質問 …… 80
○野田福祉部長答弁 …… 81
（４）芋生　よしや君一般質問 …… 82
○野田福祉部長答弁 …… 83
（５）芋生　よしや君一般質問 …… 83
○野田福祉部長答弁 …… 84
（６）芋生　よしや君一般質問 …… 85
○中嶋市長答弁 …… 85
（７）芋生　よしや君一般質問 …… 85
○中嶋市長答弁 …… 86

（８）芋生　よしや君一般質問 …… 86
○阿蘇品総務部長答弁 …… 87
（９）芋生　よしや君一般質問 …… 88
○野田福祉部長答弁 …… 89
（10）芋生　よしや君一般質問 …… 89
○阿蘇品総務部長答弁 …… 90
（11）芋生　よしや君一般質問 …… 91
○中嶋市長答弁 …… 91
（12）芋生　よしや君一般質問 …… 92
（13）立山　大二朗君一般質問 …… 93
○野田福祉部長答弁 …… 96
（14）立山　大二朗君一般質問 …… 97
○野田福祉部長答弁 …… 99
（15）立山　大二朗君一般質問 …… 100
○大森教育部長答弁 …… 101
（16）立山　大二朗君一般質問 …… 102
○藤島教育部首席教育審議員答弁 …… 103
（17）立山　大二朗君一般質問 …… 104
○中嶋市長答弁 …… 104
（18）立山　大二朗君一般質問 …… 105
（19）有働　辰喜君一般質問 …… 106
○阿蘇品総務部長答弁 …… 108
（20）有働　辰喜君一般質問 …… 109
○大森教育部長答弁 …… 113
（21）有働　辰喜君一般質問 …… 114
○大森教育部長答弁 …… 116
（22）有働　辰喜君一般質問 …… 116
○大森教育部長答弁 …… 118
（23）有働　辰喜君一般質問 …… 119
（24）永田　紘二君一般質問 …… 120
○早田経済部長答弁 …… 120
（25）永田　紘二君一般質問 …… 121
○宮崎市民部長答弁 …… 121
（26）永田　紘二君一般質問 …… 122

○松本農業委員会事務局長答弁 …… 123
(27) 永田　紘二君一般質問 …… 123
○大森教育部長答弁 …… 124
(28) 永田　紘二君一般質問 …… 124
○大森教育部長答弁 …… 125
(29) 永田　紘二君一般質問 …… 125
○大森教育部長答弁 …… 125
(30) 永田　紘二君一般質問 …… 126
○大森教育部長答弁 …… 126
(31) 永田　紘二君一般質問 …… 126
○大森教育部長答弁 …… 127
(32) 永田　紘二君一般質問 …… 128
○大森教育部長答弁 …… 128
(33) 永田　紘二君一般質問 …… 129
○堀田教育長答弁 …… 130
７．日程第２　委員会付託 …… 131
８．散　会 …… 132

第４号（12月14日）

１．議事日程 …… 135
２．本日の会議に付した事件 …… 136
３．出席議員 …… 137
４．説明のため出席した者 …… 137
５．事務局職員出席者 …… 138
６．日程第１　議案第79号～議案第99号
陳情第５号 …… 139
７．各常任委員長の報告 …… 139
（１）建設経済常任委員長報告 …… 139
（２）市民福祉常任委員長報告 …… 140
（３）総務文教常任委員長報告 …… 141
８．質　疑 …… 142
９．討　論 …… 142
（１）芋生　よしや君討論 …… 142
10．採　決 …… 143

11. 日程第２　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙…… 145
12. 日程追加　日程第３　議案第100号 …… 148
13. 提案理由の説明…… 148
（１）議案第100号（大森教育部長） …… 148
14. 質　疑 …… 149
15. 討　論 …… 149
16. 採　決 …… 149
17. 閉　会 …… 150

１１月２９日(木曜日)

平成30年（第４回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第１号）

平成30年11月29日（木曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第79号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第80号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第81号　山鹿市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

議案第82号　山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第83号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第84号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第85号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第86号　平成30年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第87号　平成30年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第88号　平成30年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市山鹿老人福祉センター等）

議案第90号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市菊鹿健康福祉センター「ひまわり館」）

議案第91号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿央農産物加工施設「味土里工房」）

議案第92号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿灯籠民芸館）

議案第93号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民交流センター）

議案第94号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第95号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更について

議案第96号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

議案第97号　人権擁護委員の推薦について

議案第98号　人権擁護委員の推薦について

議案第99号　人権擁護委員の推薦について

報告第13号　株式会社菊鹿フラワーバンクの経営状況の報告について

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立　山　大二朗	君
２番	小　川　榮　二	君
３番	芋　生　よしや	君
４番	勢　田　昭　一	君
５番	有　働　辰　喜	君
６番	服　部　香　代	君
７番	冨　田　弘　海	君
８番	永　田　　健	君
９番	冨　丸　洋一郎	君
10番	藤　本　峰　秀	君
11番	北　原　昭　三	君
12番	芹　川　正　美	君
13番	藤　原　　豊	君
14番	平　井　邦　廣	君
15番	吉　本　政　幸	君
16番	池　田　誠　一	君
17番	堀　　茂　幸	君
18番	永　田　紘　二	君
19番	横　手　啓　介	君
20番	寺　崎　勇　児	君

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中　嶋　憲　正	君
副市長	池　田　永　実	君
教育長	堀　田　浩一郎	君
総務部長	阿蘇品　貴　司	君
消防本部消防長	中　山　恒　弘	君

市民部長	宮崎錦也君
福祉部長	野田勝年君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	大森健司君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	梅崎康二君
福祉部次長	佐藤アキ君
経済部次長	才田豊昭君
建設部次長	古江光拡君
水道局長	冨田龍也君
総務課長	池田淳志君
環境課長	樺　浩介君
福祉課長	山下　陽君
社会教育課長	園田正尚君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分　開会

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

ただいまから平成30年（第４回）山鹿市議会12月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出があっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成30年12月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

平成30年も残すところ１カ月余りとなりましたが、本年も山鹿市民の皆様の文化・スポーツにおける活躍、特に小中学校・高等学校の児童生徒さんの活躍には目をみはるものがございました。熊本県内はもとより、九州大会、全国大会での受賞は市民の誇りであり、選手を初め関係者の皆様の日々の努力に対して、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

中でも記憶に新しいところでは、10月に開催されました全国障害者スポーツ大会において、山鹿市民のお二人の方がメダルを受賞されました。お一人は陸上競技のビーンバッグ投げで大会新記録で金メダル、もう一人の方は水泳の平泳ぎ部門で、50メートルで金、25メートルで銀と、２つのメダルを受賞されました。さらには、11月に開催された「ご当地！絶品うまいもん甲子園全国大会」では、県立鹿本農業高等学校の生徒が出場し、地元食材を使った料理で特別賞を受賞いたしました。まことに喜ばしい出来事であり、私にとっても大きな希望を感じた出来事の一つでもございました。

また、今月10日に市民待望の菊鹿ワイナリーが盛大にオープンいたしました。これもひとえに菊鹿地区のブドウ生産農家の方々のご努力を初め、さまざまな方々のご協力によるものと感謝しております。今後はさらに６次産業化を推進し、山鹿市の新たな集客の拠点として育て上げ、市全体の経済発展につなげてまいりたいと考えております。

さて、来年開催される2019女子ハンドボール世界選手権大会の予選を兼ねた国際大会、第17回女子ハンドボールアジア選手権が明日から県内３会場で開催されます。当山鹿市総合体育館も会場の一つとなっており、明日から12月５日にかけて、全10試合が行われます。日本を初めアジアの強豪国がそろい、非常に見応えのある試合が間近で観戦できますので、来年の世界選手権大会の成功に向け、ぜひアジア選手

権へ足を運んでいただき、盛り上げていただければ大変ありがたく思います。選手たちのハンドボールへかける熱い思いにどうぞご期待くださいませ。

本定例会において、ご審議いただきます議案は、条例４件、予算６件、指定管理者の指定５件、人事案件３件、その他３件の計21件と報告１件であります。これら諸議案につきましては、担当職員がご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（永田　健君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、寺崎　勇児君、横手　啓介君を指名いたします。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第２　会期の決定

○議長（永田　健君）

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月14日までの16日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は16日間と決定いたしました。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

日程第３　議案第79号～議案第99号
報告第13号

○議長（永田　健君）

日程第３、議案第79号から報告第13号までの全案件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第79号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員特別職及び県内自治体における特別職の期末手当の状況に鑑み、市議会議員及び市長等の期末手当の支給割合を0.05月引き上げるものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第80号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員及び熊本県職員の給与改定に準じて職員の給与を改定する等のため、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

議案第81号　山鹿市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、生活保護法の改正に伴い、条例を改正する必要があり、提案するものです。

今回の法改正で、生活保護世帯の子供が大学等に進学した際に、一時金を支給する進学準備給付金が新たに創設されました。この新設に伴い、本条例に規定する別表１の事務及び別表２の特定個人情報にそれぞれ進学準備給付金を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

中山消防本部消防長。

［消防本部消防長　中山　恒弘君　登壇］

○消防本部消防長（中山　恒弘君）

議案第82号　山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、違反対象物に係る公表制度を実施するため、山鹿市火災予防条例について所要の規定の整備を行うものです。

主な改正内容は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資する

ため、違反対象物の名称と所在地を公表できるとするものです。

附則として、この条例は平成32年４月１日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第83号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いします。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に４億3361万4000円を追加し、総額を328億485万8000円とするものです。

５ページをお願いします。

第２表は繰越明許費です。（款）教育費の学校施設及び給食センターの環境改善事業につきまして、年度内の完了が見込めないため繰越明許費を設定するものです。

６ページをお願いします。

第３表は地方債補正です。義務教育施設整備事業の変更を行うものです。

次に、補正予算の主なものにつきまして、歳出によりご説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

なお、今回の補正予算につきましては、議案第79号及び議案第80号に基づく給与改定並びに人事異動等に係る職員給及び繰出金等の調整を計上しております。

それでは、給与費等以外についてご説明申し上げます。

（款）民生費、（目）国民年金費の中の国民年金事務58万円は、国民年金制度の改正に伴い、システム改修を行うものです。

18ページをお願いします。

（目）高齢者福祉総務費の中の高齢者医療確保事務5499万3000円は、後期高齢者医療広域連合に対する平成29年度後期高齢者医療市町村療養給付費負担金の確定に伴う精算金です。

22ページをお願いします。

（款）農林水産業費、（目）林業振興費の補正額554万円は、熊本県の緑の産業再生プロジェクト促進事業を活用し、林業・木材産業の振興に係る設備導入を支援するものです。

26ページをお願いします。

（款）教育費、（目）小学校の学校管理費の学校施設環境改善事業１億8959万

1000円及び（目）中学校の学校管理費の学校施設環境改善事業１億6102万2000円、並びに28ページになりますが、（目）学校給食費の補正額1293万2000円は、いずれも児童生徒等の健康を守るため、夏場の猛暑対策として小学校、中学校及び給食センターに空調設備を整備するものです。

26ページに戻っていただきまして、（目）中学校の学校管理費の学校運営費369万2000円は、市内中学校の全国大会等への競技出場を支援するものです。

27ページにかかりますが、次の（目）中学校の教育振興費の補正額185万円は、平成31年度から道徳が特別教科化されることに伴い、教師用指導書等を購入するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

議案第84号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ451万9000円を減額し、総額を71億3282万6000円とするものです。

６ページをお願いいたします。

歳出の（款）総務費、（目）一般管理費の減額補正額451万9000円は、人事異動等に伴う職員給の調整を行うものでございます。

続きまして、議案第85号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきましても、同じく人事異動等に伴う職員給の調整を行うものでございます。

１ページをお願いいたします。

第１条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ605万円を減額し、総額を63億3886万円とするものです。

補正の内訳につきまして、歳出によりご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

（款）総務費、（目）一般管理費の減額補正額200万3000円、次の（款）地域支援事業費、（目）包括的支援事業費の減額補正額404万7000円でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

冨田水道局長。

［水道局長　冨田　龍也君　登壇］

○水道局長（冨田　龍也君）

議案第86号　平成30年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う職員給の調整を行うものです。

１ページをお願いいたします。

まず、第２条の収入、（第１款）水道事業収益に16万6000円を追加し、４億3018万3000円とするものです。

次に、支出の（第１款）水道事業費用に72万6000円を追加し、４億2044万6000円とするものです。

また、これに伴いまして、第３条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に72万6000円を追加し、5567万1000円とするものです。

以上、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

永田市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　永田　臣司君　登壇］

○市民医療センター事務部長（永田　臣司君）

議案第87号　平成30年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、給与改定及び職員の人事異動に伴う会計間異動による給与費の調整を行うものでございます。

１ページをお願いいたします。

第２条、（第１款）病院事業費用の既決予定額に1179万4000円を追加し、37億8217万円とするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第３条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費に1179万4000円を追加し、21億2860万3000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

古江建設部次長。

［建設部次長　古江　光拡君　登壇］

○建設部次長（古江　光拡君）

議案第88号　平成30年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）について、ご

説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う職員給の調整を行うものです。

１ページをお願いいたします。

第２条、（第１款）下水道事業費用に250万8000円を追加し、12億3432万4000円とするものです。

これに伴いまして、第３条、議会の議決を経なければ流用することができない経費に250万8000円を追加し、2577万1000円とするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

佐藤福祉部次長。

［福祉部次長　佐藤　アキ君　登壇］

○福祉部次長（佐藤　アキ君）

議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

施設の名称は、山鹿老人福祉センター、鹿北老人福祉センター、鹿本高齢者コミュニティセンター親和荘、らんらんハウス、鹿央地域福祉センターの５施設でございます。

指定管理者は、山鹿市中578番地、社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会です。

指定の期間は、平成31年４月１日から平成34年３月31日までの３年間とするものでございます。

続きまして、議案第90号　公の施設の指定管理者の指定について、ご説明をいたします。

施設の名称は、山鹿市菊鹿健康福祉センター「ひまわり館」でございます。

指定管理者は、山鹿市中578番地、社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会です。

指定の期間は、平成31年４月１日から平成34年３月31日までの３年間とするものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

議案第91号及び議案第92号　公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

まず、議案第91号、公の施設の名称は、山鹿市鹿央農産物加工施設「味土里工房」でございます。

指定管理者は、山鹿市鹿央町岩原1500番地３、鹿央農産物加工協議会。

指定の期間は、平成31年４月１日から平成36年３月31日までとするものです。

続きまして、議案第92号、公の施設の名称は、山鹿灯籠民芸館でございます。

指定管理者は、山鹿市山鹿１番地１、一般財団法人山鹿市地域振興公社。

指定の期間は、平成31年４月１日から平成35年３月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

議案第93号　公の施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称は、山鹿市民交流センターです。

指定管理者は、山鹿市山鹿１番地１、一般財団法人山鹿市地域振興公社。

指定の期間は、平成31年４月１日から平成36年３月31日までとするものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

議案第94号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案は、熊本県市町村総合事務組合の構成団体である地方独立行政法人くまもと県北病院機構設立組合の名称変更に伴い、規約の変更をするものです。

附則としまして、この規約は熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の規定は平成30年10月１日から適用するものです。

なお、本案に関する変更手続につきましては、熊本県市町村総合事務組合を構成する全ての団体において、同文議決が必要となります。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

議案第95号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更について、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿植木広域行政事務組合において共同処理しておりますごみ処理施設の設置及び管理運営に関することのうち、クリーンセンターに係る事務を平成31年３月31日限りで廃止するため、共同処理する事務を変更するものでございます。

なお、共同処理する事務の変更手続につきましては、構成市である本市と熊本市において同文議決が必要となります。

続きまして、議案第96号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、ご説明申し上げます。

本案は、議案第95号で説明しました山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴いまして、必要となる財産処分を行うものでございます。

なお、この財産処分に当たりましては、構成市である本市と熊本市において同文議決が必要となります。

財産処分の内容につきましては、２ページの協議書に定めるとおりでございますが、クリーンセンターの位置する土地は、建物解体終了後山鹿市に、車両及び備品等は山鹿植木広域行政事務組合にそれぞれ帰属させるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

池田副市長。

［副市長　池田　永実君　登壇］

○副市長（池田　永実君）

議案第97号から議案第99号までの人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。

これらの３案は、人権擁護委員のうち３名の委員が平成31年３月31日をもちまして任期満了となりますので、次期の人権擁護委員の候補者に推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第97号では、現委員　川上　學氏の任期満了に伴い、新たに栗原　修一氏を推薦しようとするものでございます。

議案第98号では、現委員　西牟田　幸子氏の任期満了に伴い、新たに永田　髙子氏を推薦しようとするものでございます。

議案第99号では、現委員　福島　誠四郎氏の任期満了に伴い、新たに荒木　信一氏を推薦しようとするものでございます。

なお、それぞれ次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

才田経済部次長。

［経済部次長　才田　豊昭君　登壇］

○経済部次長（才田　豊昭君）

報告第13号について、ご説明を申し上げます。

市が２分の１以上出資している法人の経営状況につきまして、地方自治法第243条の３第２項の規定により、ご報告をするものでございます。

株式会社菊鹿フラワーバンクは、地域に咲く山野草を採取し、押し花にして販売することで地域活性化を図ることを目的として、特産工芸村内の押し花館の運営に当たっております。

４ページをお願いいたします。

平成29年度の事業報告でございます。全国的な押し花愛好家の高齢化や人口の減少など、厳しい経営環境の中で、押し花の教材となる花パックの売上高が減少し、販売費及び一般管理費の削減に努めましたが、売上高は前年より減収減益となっております。年間といたしましては、売上高が2347万2195円でございまして、当期の純損失は68万223円となりました。

５ページから８ページにかけまして、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書を掲載しております。

また、９ページから10ページまでは、平成30年度の事業計画及び収支予算書を掲載しておりますので、ご参照ください。

ご報告申し上げました法人につきましては、経営基盤の強化による経営の安定を促してまいりたいと考えております。

以上、報告申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

今期定例会において受理した請願等の取り扱いにつきましては、お手元に配付の請願等文書表のとおりといたしましたので、ご報告いたします。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時32分　散会

～～～

１２月５日(水曜日)

平成30年（第４回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第２号）

平成30年12月５日（水曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．服部　香代

一般質問

（１）2040年問題（人口減少）への備えについて

①自治体行政の将来のあり方

②住民との連携等

③定住自立圏構想

（２）山鹿灯籠まつりについて

①ことしの祭りの検証

②今後のあり方

２．池田　誠一

一般質問

（１）移住定住に向けた施策について

（２）高齢者の介護施設の状況について

（３）教育問題について

①ＬＧＢＴに対する教育行政の対応

②来年度より道徳教科の評定の義務化に対する対応

③平成31年度より施行される小学校体育部活動廃止に伴う対策

３．冨田　弘海

一般質問

（１）地域振興事業における各地域の祭りについて

（２）遠距離通学対策としてのスクールバスの運用について

４．北原　昭三

一般質問

（１）新生児の聴覚スクリーニング検査について

（２）学校施設環境の整備について

①小中学校のエアコン設置状況は

②学校体育館へのエアコン設置など

（３）ピロリ菌検査事業について

（４）ＲＰＡ導入による業務の効率化などについて

５．勢田　昭一

一般質問

（１）菊鹿ワイナリーの成果と課題について

①開業時の集客数と販売実績は

②雇用対策としての実績は

③市所有の土地の活用と地元の生産物販売は

（２）公共施設（市営住宅）の現状と人口増への取り組みについて

①市営住宅の戸数と入居状況

②入居希望者の状況

③廃校跡地を市営住宅への利活用の計画は

④上記のことへの市長答弁

（３）公共施設の計画的管理と個別施設の維持管理適正化について

①昨年12月後の取り組みは（具体的に）

②施設の維持・補修費は、減少・増加方向にあるか

③人口減少になると今後の個別施設計画との関連

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立	山	大二朗	君
２番	小	川	榮　二	君
３番	芋	生	よしや	君
４番	勢	田	昭　一	君
５番	有	働	辰　喜	君
６番	服	部	香　代	君
７番	冨	田	弘　海	君
８番	永	田	健	君
９番	冨	丸	洋一郎	君
10番	藤	本	峰　秀	君
11番	北	原	昭　三	君

12番	芹川正美君
13番	藤原　豊君
14番	平井邦廣君
15番	吉本政幸君
16番	池田誠一君
17番	堀　茂幸君
18番	永田紘二君
19番	横手啓介君
20番	寺崎勇児君

○

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正君
副市長	池田永実君
教育長	堀田浩一郎君
総務部長	阿蘇品貴司君
消防本部消防長	中山恒弘君
市民部長	宮崎錦也君
福祉部長	野田勝年君
経済部長	早田順二君
建設部長	白田俊輔君
教育部長	大森健司君
市民医療センター事務部長	永田臣司君
総務部次長	大林秀樹君
市民部次長	梅崎康二君
福祉部次長	佐藤アキ君
教育部首席教育審議員	藤島浩一君
総務課長	池田淳志君
地域生活課長	近藤　敏君
長寿支援課長	小川浩伸君
健康増進課長	渡辺研一君
農業振興課産業開発推進室長	徳丸和孝君
商工観光課長	渡邊義明君

都市計画課長	竹下健一君	
学校施設課長	藤本敬輔君	

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野田修誠君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時27分　開議

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

機械の不具合のため、ご迷惑をおかけしました。まことに申し訳ございませんでした。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。服部　香代君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

おはようございます。

議席番号６番、服部　香代です。

いろんなことが起こるんだなと思って、いろんな危機対応を迫られているのかなと思います。

12月とはいえ、思えないほどの暖かさが続いておりますが、今週末には寒くなってくるようであります。そんな中でちょっと風邪を引いてしまいまして、お聞き苦しいところがあるかもしれませんけどお許しいただきたいと思います。喉あめはなめておりません。

では、一般質問２件、一問一答にてお願いいたします。

まず最初に、2040年問題の対応についてお尋ねをしていきます。

少子高齢化を原因とする人口減少による厳しい課題は、もう既に始まっています。まず、2025年には、これまで国を支えてきた団塊の世代が後期高齢者になって、給付を受ける側になるため、介護・医療費などの社会保障費の増大にどう対応していくのかが2025年問題であります。あと７年後です。国もそのための施策を講じておりますが、地方自治体としてできることということで、前回一般質問いたしました地域包括ケアシステムの構築を早急にと言っているわけです。

さらに、その先には2040年問題という大きな課題が横たわっています。私たちは迫りくる危機を明らかにして乗り越えるために、2040年問題として議論を進めて、そして対策を講じていかなければなりません。2040年というと、団塊ジュニア世代、つまり1975年ごろに生まれた約200万人から210万人、現在40代前半の方が65歳を迎えるころです。一方で、2017年、昨年は95万人が誕生していますので、2040年には

23歳ということになっていると思いますが、20代前半ということですね。65歳の約半数という計算になります。本年の９月定例会一般質問でも、勢田議員が人口減少している現状をお尋ねになっておりますけれども、山鹿市の長期人口ビジョンでも人口減少は大きく、将来展望としても22年後の2040年には４万4000人との予想がされています。合計特殊出生率をもっとシビアに見ていくならば、その数字はもっと小さくなって、３万7000人という推計も出されておりますが、このような大幅な人口減少は山鹿市に限ったものではなく、ほとんどの自治体が人口減少していくものと思われます。

そこで、国もその対応策を考えているわけですが、その中で自治体戦略2040構想研究会というものを立ち上げて、2018年、本年４月に第１次報告、そして2018年７月に第２次報告をされています。私は、同僚議員５名とともに７月11日・12日に、早稲田大学で開催された全国地方議会サミット2018に参加しまして、総務省の安田事務次官から直接報告を伺ってまいりました。人口減少下において満足度の高い人生と人間を尊重する社会をどう構築するかというのがテーマでありました。この報告には、自治体が持続可能な形で住民サービスを提供し続けられるように、今後の国の基本的方向性が挙げられています。東京都などの都市圏の方向性も含まれておりますので、山鹿市に関係のあるものは大まかに４つと考えています。

１つ目は、個々の市町村が行政のフルセット主義を排し、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・地方の自治体間で有機的に連携することで、都市機能を維持し、人々の暮らしやすさを保障していくこと。

そして、２つ目に、県が市町村と一体となってさまざまな施策を展開して地域を守ること。

３つ目は、多様な働き方ができる受け皿をつくり出す方策について検討する必要があること。多様な働き方という中には、定年退職者や出産を機に退職した人なども想定されておるようです。

４つ目は、自治体は今後ＩＣＴの利用によって処理できる業務は、できる限りＩＣＴを利用するという、ＩＣＴの活用を前提とした自治体行政を展開する必要があるというものです。

先ほども言いましたけれども、2040年には20歳代前半の数は60歳ぐらいの団塊ジュニア世代の約半数になりますので、深刻な労働力不足は避けられません。民間企業だけではなく、自治体においても若年労働力の絶対量が不足します。したがって、既存の制度や業務を大胆に大幅に再構築していく必要があります。

また、自治体に求められる機能も変化していきます。人口減少と高齢化によって、公共私、つまり公は行政、共は地域社会や団体など、私は市民や市場を言いますけ

れども、その協力関係を構築して、住民生活に不可欠なニーズを満たすことが求められていきます。自治体職員は、関係者を巻き込んで、そしてつないで、それをまとめていくといったプロジェクトリーダーとなる必要があります。そういった人材育成・確保が重要な課題となっていきます。

また、自治体が住民サービスを持続的で安定的に提供していくためには、ＡＩ（人工知能）、それとかＲＰＡ（ソフトウエア・ロボットによる業務の自動化）、そしてロボティクスによってできる事務処理などは全てそれらに任せて、職員は職員でなければできない企画立案業務や住民への直接的なサービス提供に注力するといった、いわゆるスマート自治体へと転換していくことが必要になっていきます。あわせて、新たな公共私の協力関係を確立することで、従来の半分の職員でも自治体としての機能が維持されていくものと考えられます。2040年というと22年後で、まだまだ先のことではないかと言われそうですけれども、絶対に起こり得る状況なので、今からできる対策を講じておかないと、この危機は乗り越えられません。これこそ次世代には先送りできない課題・問題です。

そこで、まず自治体行政について質問させていただきますが、山鹿市として今後の展望、2040年問題について、これからどう備えていかれるかについてお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

服部議員の一般質問、2040年問題（人口減少）への備えについて、お答えいたします。

今後、加速化する人口減少と高齢化により、市町村を取り巻く環境も大きく変化することが予想されます。とりわけ、若年層の減少に伴う労働力不足が産業・経済活動の縮小を招くとともに、地域活動の担い手不足から集落機能の維持等にも大きな影響を与えるものと強い危機感を抱いております。

そのような中にあって、これまでと変わらず、安定して持続可能な行政サービスを提供し続けるには、行財政改革のさらなる推進と既存の枠組みにとらわれない柔軟な地方行政のあり方を模索していく必要があると考えます。

ご指摘のとおり、今後少ない労働力で自治体に求められる役割を果たしていくためには、職員の資質の向上及び人材育成が不可欠であることは言うまでもありません。専門性の高い人材や企画調整能力にすぐれた人材、さらにはみずからが地域づくりに参加するなど、地域に精通した人材を今後さらに確保・育成していくことが

求められます。

また、ＡＩ（人工知能）やロボティクスは、労働力不足を補う有用なツールであり、単純作業や定型業務等にそれらを活用することで、職員は独創的で生産性の高い業務に専念することが可能となることから、将来的な導入に向けて検討を行う必要があると感じております。しかし、先進技術につきましては、今後いろいろな角度から開発が考えられますので、その動向に注視し、全庁的な情報共有による職員の理解を深め、活用意識を高めてまいります。

2040年問題は、避けて通ることができない問題です。国任せではなく、地方自治の本旨に基づき、各自治体において対策強化に主体的に取り組むべきものであります。人口減少に対応した行政サービス、行政体制のあり方について、今後さまざまな分野から研究を重ね、対策を講じていくことが必要であると考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

今のご答弁は今後の人口推移を厳しく見据えて、どういう行政であるのかという、その考え方はわかりました。また、国任せではなく、主体的に取り組むべきとのご答弁もありましたので、ぜひこれを忘れずに取り組んでいってほしいと思います。

しかしながら、自治体は経営資源が制約されることによって、これまでどおりの方法や水準で行政サービスを維持することは困難になってくると思われます。行政職員だけでは、到底担えないことも地縁団体や住民組織などとの共助・協働、こういうことによって住民のニーズを満たすことが可能になって、そしてまた、その体制の構築が課題になると国も報告書の中に書いています。地縁団体とは、法人格を取得した自治会などのことをいいまして、保有財産の管理のために法人化されているということが一般的なようです。ただ、法人格を有しない任意団体としての自治会など地域運営組織、つまり住民組織ですが、地域課題の解決に向けた取り組みを継続的に実践している組織であって、内容としましては高齢者の見守り、そして生活支援、それから子育て支援、そして防災・減災にも積極的に取り組んでおられます。総務省では、法人化することへのメリットを示して推進をされているようですけれども、そこには根本的な解決が見込まれるとは私は考えておりません。そういったことによっても、住民組織との今よりももっと踏み込んだ協働によって行政サービスが維持できていくものではないかと、そういった期待を持っています。現在の法律ではできないこと、そして制約があることも出てくるかもしれませんけれど

も、そこは国への要望も継続して行いながら、今後の法整備を視野に入れての取り組みが必要であると考えています。問題は、住民組織においても人口減少と高齢化が懸念されることです。

そこで、２つ目の質問ですが、国は第２次報告で住民組織、地縁組織を法人化することで解決できるかのような報告をされていますけれども、そういったことではなくて、住民組織が継続的に活動していくために必要な人材、資金、そしてノウハウをどのように維持・確保していくのか、公共私の共の部分になりますけれども、このことについてはどういうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

服部議員の一般質問、住民との連携等について、お答えいたします。

本市では、これまで自治組織と強く連携し、効果的かつ効率的な行政運営に努めてまいりました。しかし、少子高齢化の進展は、自治組織における役員のなり手不足や伝統文化の継承、道路の維持管理、防災対策などの自治機能が十分に発揮できない組織も生じております。

このため、将来にわたり安定した自治組織を確立し、みずから地域課題の解決を図ることができるような組織づくりを行うことを目的に、平成23年３月に嘱託員連合会と共同で山鹿市行政区再編推進計画を策定し、平成23年度から平成26年度までの４年間を計画期間として行政区の統合を推進してまいりました。

しかしながら、計画期間内の統合は思うほど進まず、６地域での行政区統合にとどまっております。

このような状況ですが、これまでどおり行政区統合を進めるとともに、引き続き地域が主体的に取り組む地域づくり計画策定の支援を進めてまいります。

また、本年11月には、全嘱託員を対象とした嘱託員全体研修を山鹿市民交流センターにおいて実施しました。内容は、現在、校区単位で地域づくりに取り組まれている団体及び地域おこし協力隊の活動報告、「少子高齢社会におけるまちづくり」と題した外部講師による講演会を行い、地域づくりに関する研修会を開催したところです。

これからの人口減少、高齢社会において、自治組織の継続的な活動を維持・確保していくためには、１つの行政区ではなく、行政区の枠を越えたいろいろな住民組織・団体との連携が不可欠であり、自治組織のさらなる機能の充実に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

地域の人材育成については研修も行われているようですけれども、人口減少対策としての組織を維持していくためには、さらなる工夫も努力も必要になってくると思います。自治組織ばかりではなくて、いろいろなノウハウを持っている、そして地域活性化につながる活動をされているＮＰＯ法人などの組織もあります。そういった組織との積極的な協働も視野に入れ、そして取り組んでいってほしいと思います。

最初に述べておりますけれども、自治体戦略2040構想の基本的方向性の中で、特に実効性のあるものとしての方策に、圏域単位で有機的に連携することで、都市機能を維持・確保していくこととあります。これがまさに定住自立圏構想のことでありまして、本年６月に和水町と協定を締結しており、10月には事業計画素案が出され、そしてパブリックコメントも終了しているところです。行政のフルセット主義から脱却して広域連携をしていこうというものですが、そもそもこの平成の大合併、これは各自治体がフルセット主義でやっていくためのものではなかったでしょうか、そういうふうに思っていますけれども、国の方針としては財政状況やさまざまな要因によってこうも変遷していくものかなとは思います。しかし、そうは言っても、現実には既に動き出している定住自立圏構想については、山鹿市も和水町も双方が、お互いが未来への希望を見出して、そしてお互いにメリットがなければなりません。この素案には将来像も記してはありますけれども、事業計画は５年間です。しかし、当然５年で終わるわけではありません。これからの５年後、そしてその先の10年後、具体的な何がどう変わっているのか、この圏域がどうなっていたいのか、圏域としては何を目指しているのか、そのビジョンを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

服部議員の一般質問、山鹿市・和水町定住自立圏構想における５年後、10年後の圏域ビジョンについて、お答えいたします。

まず、この定住自立圏構想が策定されました背景には、ご指摘の2040年問題にあ

りますように、人口減少、少子高齢化が大きく関係しております。山鹿市も和水町も人口が年々減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、両市町の合計人口は2015年で６万2455人から、2045年には３万8838人になる予想です。また、高齢化率も35.3％から45％に上昇すると見込まれております。

このような状況は、全国の特に地方圏において共通して見られるため、安心して暮らせる地域を形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食いとめるとともに、三大都市圏から地方圏へ新たな人の流れを創出することを目的に、定住自立圏構想がスタートしました。その狙いは、集約とネットワークという考え方に基づき、中心市の圏域全体の暮らしに必要な都市機能を整備するとともに、市町村がこうした機能を共有することで、生活に必要な機能を確保できるようにし、圏域全体の活性化を図ろうとするものです。

現在、本年６月に締結した山鹿市・和水町定住自立圏形成協定に基づき、圏域の将来像、具体的な事業等を示した定住自立圏共生ビジョンの来年１月の完成に向け、最終的な作業を進めているところでございます。

このビジョンでは、圏域の将来像として、「安全・安心かつ快適な暮らしを補完しあう圏域」、「地域資源が響きあい新たな賑わいを創出する圏域」を掲げ、圏域住民が暮らし続けたい、圏域住民さらには圏域以外からも暮らしてみたいと思われるような圏域の実現を目指して、医療、子育て、農業、観光、地域公共交通など10分野、24事業により取り組むこととしております。

今後の社会情勢の変化によりましては、これら以外に全く新しい取り組みが必要になることも考えられますが、いずれにしましても今後、10年後、圏域住民の生活の利便性が一定程度確保され、その姿が魅力的に思える圏域を目指して、着実に事業に取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

今ご答弁いただきましたように、はっきりと目指す姿が書かれているので、お互いのトップの意思疎通を図って、着実に進めていってほしいと思います。

山鹿市・和水町定住自立圏共生ビジョンの素案は、今言われましたように24事業に及ぶ計画案が示されておりますが、結構踏み込んだ連携に取り組まれるものもあるなという印象もある一方で、期待されました医療・福祉の連携については、合同での説明会や研修会の開催の実施という程度にとどまっており、どこまで進むのか

は大変疑問に思うところではあります。

また、住民の関心度の高い乗り合いタクシーの事業においては、来年度から協議・調整に取りかかり、準備を経て2023年度からの実施、つまり５年後からというのはちょっと遅いのではないでしょうか。

それと、路線バスの利便性向上、利用促進についても同様で、高校生などの通学等の利便性をうたいながら、運行時刻や運行ルートの見直しを協議・調整して実施されるのは、これもまた５年後の2023年という計画が示されております。現在の中学２年生ももう高校は卒業してしまった後ということになります、この計画でいくとですね。時間をかけて準備することが必要なこともあるとは思いますけれども、交通の件に関してはニーズも刻々と変わってまいりますので、もっとスピーディーにできないものかなと思います。計画の中で、実施が５年後ということで書いてありますので、それよりも前にはなかなかできないというのが現状ではないでしょうか。なぜ実施までに５年という期間が必要なのかについてお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

服部議員の一般質問、圏域内での公共交通の利便性向上及び利用促進の取り組みの早期実施について、お答えいたします。

１点目の乗り合いタクシーの圏域内での利用拡大につきましては、本市が和水町の生活圏となっている現状を踏まえ、特に和水町から乗り合いタクシーの本市への乗り入れを計画しております。

２点目の路線バスの利便性向上と利用促進につきましては、圏域内を走る産交バス玉名線は、本市から平成29年度29名、平成30年度は42名が玉名市内の高校に進学され、通学に利用されている高校生も多いと思いますが、路線によっては大きく迂回するため、かなりの時間を要している状況でございます。そのため、運行ルートを見直すことで時間短縮を図り、通学環境の改善を行う計画でございます。これによりまして、本市内の高校への進学環境の整備にも資するものと考えております。また、沿線ガイドマップを作成・配布して、路線バスの利用を促していきたいと考えております。

議員ご指摘の乗り合いタクシー、路線バスの利便性向上や利用促進の取り組みの早期実施につきましては、本市と和水町の乗り合いタクシーの仕組みが異なっていること、路線バスのルートが複数市町にまたがっていること、路線バスや乗り合いタクシーの運行形態を変更する際は、交通事業者や住民代表者等で構成される地域

公共交通活性化協議会の同意が必要であることなどから、関係市町及び機関との協議調整に時間を要するものでございます。しかしながら、圏域の将来像の早期実現に向け、できる限り前倒しして事業実施ができるよう、両市町で迅速な協議を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

早期に実施できない幾つかの理由はわかりました。しかし、ご答弁の最後に、できる限り迅速に協議を進めて、前倒ししてでも実施したいということをお聞きしましたので、ぜひともこれは実現できますようお願いをしておきます。

今回は、６月定例会で定住自立圏形成協定について質疑をしたことと、７月に出された自治体戦略2040構想研究会第２次報告を受けての質問をさせていただきました。自分なりにこの５カ月間という時間を費やしまして、調査・研究、そして分析を行ってまいりましたけれども、この２つのことはまさに人口減少へ向かう自治体の未来がかかっているといっても過言ではないと思います。なるべく減少のスピードをおくらせる手だてはできても、とめることはできません。しかし、これを悲観的に言っているのではなく、こうした未来だからこそ自治体の役割はますます重要になってくるんです。きのうもきょうもあしたも同じように安心して暮らし続けられることを市民に約束する、保障する、これが自治体のミッションだからです。必ず2040年人口減少時代は訪れます。その前にそれに対応できるよう、市民の意識も仕事の仕組みもパラダイムの転換、大きな枠組みの転換が必要になってきます。それはとても大きな波だと思うんです。だから、今からそのときに向けた準備を確実に行う必要があると思います。何度も言いますが、2040年問題は何となくでは乗り切れない問題です。どうか課題を先送りせずに取り組んでいってほしいと思います。

では、２件目の質問に移ります。

灯籠まつりについてお尋ねをいたしていきます。

山鹿灯籠まつりに関しましては、本年６月議会の折に、これまでの取り組みや今後の祭りのあり方、さらに地方創生ジャパンブランド構想推進事業との関連なども一般質問でお尋ねをしております。ことしの灯籠まつりは、市民による実行委員会や磨き上げ懇談会、山本寛斎事務所、加えて多くの祭り関係者と課題解決や磨き上げに向けた検討をされてきた中での開催でした。実際に、８月15日・16日の両日は、「灯」をテーマにストーリー性を際立たせ、15年間行ってきた２部制の千人灯籠踊

りを、もともとの形である１部制に戻して、よりプレミアム感を創出されたほか、高校生の参画、そして金灯籠のディスプレーなど、新たな取り組みがなされておりました。

ことしの祭りの検証については、さきの６月のご答弁の中で、11月をめどに取りまとめるということでしたけれども、その検証結果について、どのように分析されたのかお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

服部議員の一般質問、山鹿灯籠まつりの検証について、お答えいたします。

灯籠まつりの磨き上げにつきましては、平成28年から大宮神社や町内会などの実行委員会のメンバーに加え、磨き上げ懇談会及び山本寛斎事務所など、多くの祭り関係者と協議を重ねながら、３年をかけ取り組んでまいりました。その取り組みを踏まえ、ことしの灯籠まつりを一つの完成形と位置づけたことで、検証を行っております。

検証の方法は、市外参加者の踊り手及び観客からのアンケートなど、外部からの評価を取り入れながら、祭りに携わった多くの方々からの意見を取りまとめ、また検証項目につきましては、具体的な取り組みに対する自己評価はもとより、成果と効果、それに今後の課題と改善点に分類し実施をいたしました。

まず、外部からの評価として市外参加の踊り手やツアー参加者からのアンケート結果は、踊り手の８割以上の方から、よかった、また参加するとの高評価を得た一方で、２部制から１部制に移行したことで、踊りの回数が減り、物足りなかった、お祭り広場でも踊りたかったなどの意見をいただいています。また、ツアー参加者の９割以上の方からは、千人灯籠を見て、よかったとの高い評価を得ています。

あわせて実施いたしました奉納団体である関係町内への聞き取り調査では、半数近くの町内からは、担ぎ手及び費用については、当面は問題ないという意見がありましたが、さらに担ぎ手の高齢化が進むことなどを考えると、新たな支援体制づくりなど、早急な対策が必要でございます。

次に、自己評価では、「灯」をテーマとした２日間の取り組みや千人灯籠踊りの１部制への移行では、一定の成果があったものの千人灯籠踊りの入退場を含む演出の方法や上がり灯籠のクローズアップについては課題もあり、改善が必要であると考えております。今回の検証により課題や改善点を明らかにできたことは、今後の祭りのあり方を考える上で、貴重かつ有意義なものであったと感じております。

続きまして、山本　寛斎氏をアドバイザーに迎え取り組んだ３年間について、就任当初、一部の間では灯籠まつりの伝統と寛斎氏の持つ斬新なデザインスタイルとのギャップを危惧する声もございましたが、寛斎氏が持つ発信力による首都圏や関西圏における数々のイベントにおいて、山鹿灯籠を積極的に国内外に向けＰＲできたことは大きな成果であったと考えます。

また、灯籠まつりにおける演出、企画編成での取り組みでは、祭りの始まりから終わりまでに、連続性やストーリー性を持たせたほか、千人灯籠踊り、上がり灯籠の演出の磨き上げに加え、特にオープニングイベントにおいて高校生を参画させ、若い力を引き出す企画を創出するなど、次世代への継承という面からも、今後大いに期待ができるものだと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

山本　寛斎氏にアドバイザーを依頼して予算を使うことの効果、これを疑問視する市民の声は多かったというのも確かです。これだけの予算を使って、ほかの予算に回せなかったのかと、いろんな市民の立場からの声もありました。しかし、この予算につきましては地方創生の取り組みで、国からの交付金を活用した事業で、これにしか使えないというような性質のものでした。山鹿市そのものの知名度を上げるためのＰＲとしては、特に首都圏での成果があったと聞いておりますし、私もそう感じております。

また、灯籠まつりについては、以前から幾つかの課題を抱えておりまして、演出方法や、そればかりではなくて、取り組み全般において、祭り全般において、変えなければならないんじゃないか、変わらなければならないんじゃないかといったことが毎年のように議論をされておりました。そんな中での山本　寛斎氏のかかわりというのは起爆剤にはなり、多くの市民の皆さんの関心を高めたということには大きな役割があったのではないかなと思います。

また、伝統を継承しながらも変えていくところは柔軟にやっていこうという、そういった発想もヒントをいただいたのではないかなとは思います。費用対効果という数字でははかれないけれども、意識改革については一定の効果はあったものと感じています。むしろ、意識を改革するということのほうが困難で、それが少なからずあったということは、大きな評価につながるものと考えています。国の交付金での事業展開としては、地域活性化にうまく活用されたのではないかと思っています。

いずれにしましても、ことしの祭りについては、さまざまな角度から、またいろいろな立場、団体からの声を聴取してあり、丁寧に検証・分析が行われていたとは思います。こういった祭りのイベントの評価は、主観的なものが多くて、なかなか難しいのではないかなと思いますけれども、いろんな課題が浮き彫りになってきたところもあるようです。この解決については、今後どのように取り組んでいかれるんでしょうか。また、課題解決と言いましても、物理的なものばかりではなくて、広い意味で祭りに携わる人、そして参加する人の意識の問題もあるのではないかと思われます。そういったところも踏まえて、今後の祭りのあり方についてお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

服部議員のご質問、今後の祭りのあり方について、お答えいたします。

今回の灯籠まつりの検証結果を踏まえ、見えてきた課題や改善点については、すぐに取り組めるもの、一定の期間をかけなければ改善できないものがございます。千人灯籠踊りの演出など、すぐに取り組めるものは、来年に向け関係者との協議により改善に努めます。

一方、踊り手確保のための会員制組織や担ぎ手確保のための上がり灯籠振興会の立ち上げについては、年度内をめどに現在準備を進めておりますが、会として形が整い、実働できるまでには一定の期間を要するものと考えております。

いずれにしましても、今後見えてきた課題や改善点については、灯籠まつり実行委員会を中心に、各関係者及び各関係団体等の意見も取り入れながら、１つずつ解決し、さらなる祭りの充実に努めます。

今後も、毎年、演出や企画を磨き上げ、実施したことをしっかりと検証する、このことを継続していくことが重要と捉え、市民が誇れる山鹿灯籠まつりの実現に向け、市民の皆様とともに取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

服部君。

［６番　服部　香代君　登壇］

○６番（服部　香代君）

毎年検証しながら継続していくということで、ぜひそこのところはお願いをするところです。

山鹿灯籠まつりは、市民の祭りであると同時に、観光資源としての側面もありますが、市民の皆様のそれぞれの立場、立ち位置、かかわり方で、当然感じ方も全く違ってまいります。関心の度合いの差はあっても、多くの市民が観光客の方へのおもてなしやさまざまなボランティア、そして本来の祭りへの何らかの形でかかわれるような、参加できるようなものになっていってほしいなと思っています。

祭りは、基本的に地域のものであり、自分たちが楽しまなくては継承もされていきません。市民が主体となって祭りをつくり上げていけるような仕組みづくりが急がれるところであり、重要なことだと思います。その仕組みが構築されるまで、市民ができ上がるまでは行政の支援も大いに必要になってきます。ご答弁の中にもありましたように、まさに市民と行政がともに創造してつくり上げていけますようにお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、池田　誠一君の発言を許します。池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

皆さん、おはようございます。

16番議員、池田　誠一でございます。

通告に従いまして、一般質問を３点ほどさせていただきたいというふうに思います。一問一答でご答弁していただければ幸いかなというふうに存じます。

まず１点目でございますけども、定住促進に向けた政策ということで、移住定住促進に向けた政策というふうにちょっと文言を変えさせていただきます。この問題につきまして、９月定例会で勢田議員のほうから、そしてまた、今先ほど服部議員のほうからも人口減に対するいろいろな行政としての対策を尋ねられましたけども、私もこの人口減に対する対策というのが一番大きな命題ではないかなというふうに考えておりますし、行政みずから、市長みずから、当初の報告の中で、これが最も我が市にとって重要な課題であるというふうなことで進言をされました。

そこで、人口減に対するというふうに思っていたんですけども、通告のときに移住定住というふうな形で通告をさせていただきましたので、今回に限り、この移住定住についてということでの質問に特化させていただきたいというふうに思います。もっとマクロ的な形で移住定住、そしてまた人口減の歯どめということでお尋ねするつもりでおりましたけども、先ほどから申し上げましたとおり、移住定住についての問題とさせていただきたいというふうに思います。

この移住定住に関して、私も隣の市でございますけども、玉名市のほうに行って

まいりました。と言いますのが、玉名市のほうで事業展開されております新しく住宅を購入、または建てられる場合において、最高額150万円の補助を行う。リフォーム等につきましては、50万円を限度としてそれを補助するという事業を展開されております。そういう中において、現実的に７年間のこの事業展開の中で、1000名が新しく玉名市に移られたという事実があるということでございますので、当市にとって、そういうものがあるかどうか、また今まで私たちが耳にするところでは、空き家バンク等はもちろんありましたけども、そういった形があるのかどうかというのも含めてご答弁いただければというふうに思います。こういった、よその市、またはよその地域において、いろんな具体的な施策を持ちながら、そういった人口減に歯どめをかけようという、それぞれの考え方、事業展開が行われている中で、当市としてはどのようなものが、そういった形であらわれているのか改めてお聞きをしたいというふうに思います。

以上、答弁よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

池田議員の一般質問、移住定住に向けた施策について、お答えいたします。

移住定住を進めるに当たってのポイントは、住まいの確保、仕事の確保及び移住者支援制度と言われております。そのため、平成28年４月、地域生活課内に移住定住相談窓口を設置し、一元的に移住希望者の相談対応に当たっております。

現在、移住定住の促進に向けて２つの取り組みに力を入れており、その１つが住まいの確保支援でございます。年々、移住相談件数が増加しており、空き家バンクの情報利用登録数122件に対して、空き家所有者のバンク登録数は19件と少なく、移住希望者の要望に十分に応えきれていない状況が続いております。そのため、現在、住まいの専門家である不動産協会、建築士会、司法書士会を含む７つの民間団体とともに、空き家の掘り起こしや活用、移住定住の促進を支援する団体の設立を目指しております。

これまでに、住まいの支援により移住された方は、空き家バンクと改修等の支援制度を活用された18世帯42人と市外から家族が転入することによって３世代となる世帯の住宅改修等の支援制度を活用された５世帯15人、合わせて23世帯57人でございます。

２つ目が移住希望者への情報発信でございます。移住定住の促進は全国の自治体が取り組んでおり、まさに地域間競争となっております。そのような厳しい競争の

中で本市を移住先として選択してもらうためには情報発信が重要であります。そのための施策として、短期宿泊滞在の支援、長期の利用が可能なお試し住宅の整備、移住希望者の不安を解消するために先輩移住者との交流会を実施しております。また、熊本県との行政運営の一体的な取り組みにより、鹿本移住定住促進協議会を設立し、県主催の東京、大阪、名古屋及び福岡での移住相談会の定期的な参加と移住体験ツアー等を実施しております。

本市への移住定住を図っていくためには、空き家バンクの利用促進を初め、就農支援、起業家支援、また子育て支援などのフルセットの施策が必要となります。移住定住の促進は大変難しい課題ではありますが、ＵＪＩターンの皆さんが一人でもふえるよう努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

今ご答弁いただきましたけども、先ほどからちょっと申し上げましたように、この件につきましては人口減に歯どめをかけるという大きな命題の中の一つだというふうに認識しております。そういう中で、やはり人口減、先般の９月定例会で勢田議員のほうからの質問に答えておられます。この合併前と言いますか、５地域（山鹿、鹿北、菊鹿、鹿本、鹿央）、それぞれの合併時から現在における人口減というものを示されております。改めて申し上げますと、山鹿地域におきましては2528名の減でございます。鹿北地域は1348名の減、菊鹿地域は1586名の減、鹿本地域におきましては740名の減、鹿央地域におきましては913名の減ということで、トータル的に7115名の方々がもう少なくなっていると、合併より減っているというような現実を見ております。

そういう中で、私はやはりこういったその人口減、どの地域でも、どの自治体でもあるわけでございますけども、いかにこれに歯どめをかけていくか、人口減の絶対数を少なくしていくか、これが大きな課題というふうに考えておる中で、もっともっといろんな施策、全庁的な全関係においての対策が必要ではないかというふうに考えますので、その件につきまして、今回はこの住宅と言いますか、そういったその空き家バンク的なことでの質問になってしまいましたけども、全体的な意味で次回の質問に回させていただきたいなというふうに思います。

それでは、２点目の質問に入らせていただきます。

高齢者の介護施設の状況についてということで通告をいたしております。この件

につきまして、まずは当市におけるそういった高齢者の介護の施設の数はどれぐらいあるのか。そしてまた、それに対してどれぐらいの入所者がおられるのか。そしてまた、それに待機されている、要するに待っておられる方がどれぐらいおられるのか。まずはお聞きをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

池田議員の一般質問、高齢者の介護施設の状況について、お答えいたします。

まず、本市の介護保険関係の事業所数につきましては、平成30年５月末現在、特別養護老人ホームや介護老人保健施設などが９カ所、グループホームの居住系サービス事業所が９カ所、デイサービスや訪問介護及び小規模多機能型居宅介護事業所を含む在宅系サービス事業所が97カ所、有料老人ホームや軽費老人ホームなどの高齢者福祉施設及び高齢者向けの住まいとなる施設が14カ所、合計129カ所ございます。

次に、待機者の状況につきましては、平成30年７月末現在で、特別養護老人ホームへの入所を希望されている待機者の方は486人でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

今、ご答弁の中で、それぞれの数値を出していただきました。私がどうしてこれを質問させていただいたかと言いますと、先般、マスコミ等、またテレビ等で放映されましたように、鹿児島県において、その施設の介護者の方が一斉にやめられたということで、同じ月に６名の方がお亡くなりになったという報道がなされました。そういった鹿屋市ですけども、そこにそういった介護施設が50カ所ということで放映されておったと記憶しております。そういう中でも、その介護者の数がとても少ないと、なり手もないというようなことで、引き合いになっていると。より有利なそういった施設のほうに、介護者の方たちが移動をなされるということで、その当時の施設においても８名の方が一斉にほかの施設に移られたということが原因じゃないかなということも放映されておりました。そういうのを含めまして、今回の質問に出させていただいたわけです。ただ、今回、今ご答弁の中にもございましたように、待機者の数がやはり486名いらっしゃると。ほかの自治体から比べまして、

山鹿市は相当数なこういった介護を受け入れる施設があるというにもかかわらず、これだけの待機者がおられるということは、やはりそういった希望がある。そしてまた、どうしてもこういった施設に入らざるを得ないような状況下にあるんじゃないかなというふうにも思えてなりません。と言いますのも、昨年度、質問させていただきました折に、今、高齢者が高齢者を介護する老々介護、そしてまた認知症の方が認知症の方を介護する認々介護といった大きな今社会問題化されているのも事実であります。今、子供さんたちが、県外もしくは遠方に住まわれて、そういった高齢者の方たちだけが住まわれているという現状を踏まえたときに、やはりこれから先のそういった対策・対応をどのようにとっていくのか、これが喫緊の課題ではないかなというふうに考えます。

そこで、この施設の整備について、そしてまた先ほどから問題視されております介護者の待遇について、いろんな施策があろうかと思いますが、その辺について行政側としてどのような対応をされようとしているのか、そしてまたこれから先のそういった介護者に対するいろんな施策はどのようにとられようとしているのか、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

池田議員の２点目のご質問、施設整備及び介護人材の状況について、お答えいたします。

介護保険事業に係る施設の整備につきましては、本市には特別養護老人ホーム６カ所、介護老人保健施設３カ所があり、特別養護老人ホームにつきましては、高齢者人口に占める定員の割合は2.02％で、全国や熊本県の水準を上回っており、施設整備の計画は第７期介護保険事業計画には盛り込んでおりません。本市におきましては、住みなれた地域で通所や訪問、泊まりなど、サービスを組み合わせながら利用できる地域密着型の施設整備を進めてまいりました。今後も要介護者の動向やサービスのニーズを勘案しつつ、必要なサービスの整備を進めてまいります。

次に、介護人材の状況につきましては、全国的に人材不足の傾向が高まっており、介護人材の不足を要因とする事業内容の縮小などが生じております。本市におきましても、人材不足からの事業の休止、ひいては廃止となった事業所もございます。事業の休止に際しましては、対象事業所に職員の処遇や利用者の次の施設の確保など、市として責任ある対処と報告を求めており、利用者の不利益につながらないように努めております。

高齢化の進展による介護需要の増加が続く中、介護事業所の果たす役割は、ますます大きなものとなっております。既存の事業所が十分な機能を発揮するためにも、介護人材の確保は必要不可欠な課題となっています。また、平成29年度から介護人材の育成に係る助成事業を行っており、今後は介護人材の掘り起こしや確保に係る助成にも取り組んでいきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

今ご答弁いただきました。

本当にこの介護従事者の絶対数的な確保というのは、本当に喫緊の課題ではないかなというふうに思っております。当国会におきましても、その人材不足の点から外国人の留学生をと言いますか、事業者を入れようという法案が提出されて、今論議されておりますけども、果たしてそれだけでもいいのかという点もございます。そういった中で、一行政としてそれにかかわれる、そしてまたそれに対応できるというのは限られているものがあるかもしれませんけども、そういった中でもやはりもし先ほどもちょっと答弁の中にありましたが、廃止になられた事業所等が出たり、そしてまたそういうのが出たりした場合には、その入所者の方々がどこに行かれるのか、本当に家族の方は不安で仕方がないんじゃないかなというふうに思いますし、そういったのも含めまして、施設の増設はなかなか難しいかもしれませんが、かといって、これだけの486名の待機者がおられるのも踏まえながら、これから先、この山鹿市としての新しい高齢者に向かっての対策をより一層練っていただければというふうに思いますので、お願いを申し上げたいなというふうに思います。

続きまして、教育問題について、３点ほどお伺いをさせていただきます。

まずは、ＬＧＢＴに対する教育行政の対応ということでございますけども、今般、そういったＬＧＢＴという文言に対して、いろんな考え方、そして国会でも論議されているのも事実であろうと思います。そういう中で、私が今回ＬＧＢＴに対して取り上げさせていただきましたのは、教育問題に関して特にＬＧＢじゃなくて、Ｔのほうの部分でございます。性同一性障害、その障害を持った子供が、この教育の中でどのような形で行政としてタッチできるのか、教育委員会としてどのようにタッチできるのかというふうに思ったところです。と言いますのも、今般、山鹿市におきまして、小学生はほとんどの小学校で標準服を採用されておりますし、中学校では制服という形で、これはもう全部といっていいほどの制服着用であります。こ

の件につきまして、体は男性であっても心が女性であったり、体は女性であっても心が男性であったり、性同一性障害を持った、そういった児童生徒が出てきた場合に、高校では熊本県の中ですけども、そういったのも含めて女性でありながらズボンの着用を許可するという施策もとっておられます。当市として、そういった子供等がもし在籍した場合に、どのような対応をとられていくのか、そういったのも含めまして、ご答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

池田議員の一般質問、教育問題について、お答えします。

ご質問の１点目のＬＧＢＴに対する教育行政の対応についてでございますが、性同一性障害に関しては社会的に大きな課題として取り上げられるようになっており、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についても、その対応が求められるようになっております。文部科学省からも平成27年度に該当児童生徒に対するきめ細やかな対応に向けての通知が出され、平成28年には教職員向けのパンフレットが出されております。

教育委員会としましては、市内に在籍する該当児童生徒に関しての情報を多方面から収集するとともに、学校からの相談に対応できるような窓口の設置を準備いたします。また、先ほど申し上げました通知、パンフレット等に沿った対応を実施するよう、今後とも学校への指導・支援を行ってまいります。かなり早い段階からのＬＧＢＴに関しての理解を促す観点からも、各学校においては機会を捉えて、児童生徒及び保護者に対する啓発を促してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

このＬＧＢＴ、すなわち性的マイノリティーに対する考え方、これはそんな障害を持った子でもやはり人間としての１つの人格を持った、人権を持った、人間であるということを忘れてはならないというふうに思います。ただ、これを余り公にした場合に、教育現場においては、そのことがいじめにつながる、また逆的な意味の不安も拭えません。そういった中で、教育行政としましては、でき得る限りのそういった子たちの対応、そしてケアをよろしくお願いを申し上げたいというふうに思

います。

続きまして、２点目でございます。

道徳教育の昨年度からですけども、特に来年度から道徳教育が固定化されるというふうなことにおきまして、今までは知的な評価として与えられておったんですけども、これが通知表として評価されるということもお伺いしております。そういった道徳教育において、そういった評価をされる場合において、ものすごく難しい部分があるんじゃないかなというふうに考えます。と言いますのは、道徳というのは人の考え方、それぞれの価値観というのがベースになろうかと思います。100人が100人の価値観を持ちながら、そしてまた、そういった価値観で自分の価値観の中で子供たちに対する評価を行うということが、本当に適当だろうかと。やはり、子供たちに対する評価というものは、普遍的、そしてまた画一的、そしてまた平等でなくてはならないというふうに考えます。

そういう中において、小学校はもちろんでございますけども、中学校においては、その評価等が進学等に、そしてまた進路等に内申書として伝わるならば、そのことによってマイナスをこうむる部分も出てきはしないかという危惧も持たざるを得ません。そういった中での質問をさせていただいたわけでございますので、その辺の道徳教育に関する、これから先の対応、教育行政の対応をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

池田議員のご質問の２点目、特別の教科道徳の評価について、お答えいたします。

道徳については、今年度から小学校で授業が実施されているところですが、市内の小学校においては、今年度末に文章での評価を行います。内面の成長を評価しますので、他の教科のように数値での評価は行いません。他者とのかかわりの中で、道徳的価値について多面的な見方が広がっているか、また自分自身とのかかわりで深めていくことができたか等、丁寧なみとりを通して一人一人の成長を評価することとなります。

さらに、評価の客観性を高めるために、学校によっては複数の教師で授業を行うなど、複数の目による評価をしたり、短いスパンでの評価資料を蓄積し、これらを総合的に評価したりするなどの取り組みを行っています。

教育委員会としましては、児童生徒の内面の成長を的確に評価し、一人一人の今後のさらなる道徳性の伸長につながっていけるよう、各学校に対して今後とも指

導・支援を行ってまいります。

また、ご指摘がありました高校受験の際の道徳の評価が活用されるかという点につきましては、受験時に高校へ提出される調査書等には記載する欄はなく、活用されることはございません。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

今の答弁を聞いて安心しました。もし万が一、そういった個人的な先生の評価そのものが、子供の将来にとって大きな一つの評価につながるんじゃないかなという危惧をいたしたものですから、質問させていただいたわけでございます。道徳というものは、本当に人として、人間としていかに生きるべきか、人間のそういった生き方についてのいろんな学びの場ではないかなというふうにも思います。ただ、このことにつきましては、日本としては日本の道徳観があり、各国それぞれの道徳観、価値観があろうかと思いますので、その辺のところがそのまま評価につながるということではあり得ないと思いますので、もし万が一、他国の生徒児童がこの山鹿市に児童生徒としてまいった場合には、その辺のところも気をつけてご指導いただければというふうにも思います。

続きまして、３点目、小学校体育部活動廃止に伴う施策でございますけども、これは多くの議員のほうからも今まで質問がございました。いよいよ来年度から、小学校に対する体育部活動が廃止になるわけでございます。そうした中で、今までやはりそういった本年度までは、いろんな冠大会であったり、そういった大会でよい成績を残すために、または自分のところの母校の名誉を背負いながら、よりよい成績を上げるためということで、いろんな練習もしてきたり、厳しい練習にも耐えてきた部分があったかと思います。そういった子供たちの、上昇感、上に上りたいという気持ちを、今回そういった部活動がなくなることによって、そういう児童生徒をどのような形でケアしようとされるのか、そしてまた本当に社会体育のほうでそれが全て包括的な形で間に合うのか、その辺のところもこの山鹿市の中でいろんな不安視されている保護者の方もいらっしゃいます。そういったのも含めましてご答弁いただければ幸いかなと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

池田議員の教育問題についての３番目、平成31年度より施行される小学校体育部活動の廃止に伴う対策について、お答えいたします。

熊本県が平成26年度に小学校体育部活動を社会体育に移行する方針を決めたことを受け、本市におきましても平成27年度からスポーツ団体の代表や学校関係者等から成る運営委員会を立ち上げ、対策の検討を行ってまいりました。また、保護者への説明会の開催や広報等における周知を図り、社会体育移行への準備を行ってきたところです。

現在のところ、鹿北小学校が昨年度から完全に社会体育移行をしており、山鹿小学校と稲田小学校が新たなスポーツクラブを立ち上げる予定でございます。一方、残りの小学校につきましては、既存のスポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブへの参加、またアクティブチャイルドプログラムの実施を呼びかけていくことにいたしております。

このような対応な中で、まずスポーツ少年団につきましては、スポーツによる青少年の社会教育を行う日本体育協会の内部組織として昭和37年に創設され、山鹿市におきましては現在、会員数254名、７種目の競技で20のスポーツ少年団が各地で組織され、活動を行っております。本年度も社会体育移行に合わせて、新たに４つの団体登録もあっており、来年度以降についても新たな加入者や新規登録団体がふえることになるかと思われます。

次に、総合型地域スポーツクラブにつきましては、文部科学省が生涯スポーツ社会の実現を掲げて全国的に推進しており、本市では平成16年にやまが総合スポーツクラブとして設立され、現在、会員数271名、13種目、17のプログラムにより、子供から大人まで年間延べ約7300名が活動しているスポーツ団体です。当クラブでは、社会体育への移行に向けて、各小学校単位で実施できる新たな運動プログラムの検討や小学生の新規入会も含めた受け入れ態勢を整えているところです。

最後に、国や県の体育協会が推進しておりますアクティブチャイルドプログラムにつきましては、子供の発達段階に応じて積極的に運動できる能力を高めるために行う遊びを通じた運動基礎能力向上プログラムでございます。本市におきましても、小学校の放課後の時間を活用した新たな取り組みとして実施できるよう、来年度はモデル校を設定して、保護者や地域住民の中から指導者やサポーターの確保を進めるとともに、各学校単位での普及促進に努めてまいりたいと考えております。

以上の対応を行いながら、小学校体育部活動の社会体育へのスムーズな移行を進めてきたところでございます。なお、今まで開催されておりました山鹿市小体連が主催する各小学校単位でのスポーツ大会は、陸上及びハンドボール大会を除き廃止

されることとなります。一方で、今後は日本スポーツ協会及び県体育協会等が主催するスポーツ大会、また民間団体が主催する各種大会へ、所属するクラブごとに参加していくことになります。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田　健君）

池田君。

［16番　池田　誠一君　登壇］

○16番（池田　誠一君）

教育問題につきましては、所管事項でございますので、いろんな疑問点、そしてまた課題点等につきましては、委員会の中で質疑・質問させていただきたいというふうに思います。

以上、これで私の質問を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、池田君の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後１時より再開いたします。

午前11時48分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時00分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、冨田　弘海君の発言を許します。冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

皆さん、こんにちは。

議席番号７番、冨田　弘海です。

ご承知のとおり、先般11月10日に菊鹿ワイナリーがグランドオープンいたしました。ワイナリーにつきましては、経済をつくるや地方創生の柱の一つとして、私も何度かお尋ねしてきましたので、思い入れもあり、感慨深く思っておりますとともに、関係各位のご努力に深く敬意を表するところでございます。今後もたくさんのお客さんに来ていただけるように、しっかりＰＲをしていただきたいと思います。

それでは、発言通告に従いまして、一般質問を２件させていただきます。

まず初めに、地域振興事業における各地域の祭りについてでございますが、ことしの３月議会で各地域の祭りについて質問させていただいた際、昨年まであった菊鹿の子どもフェスティバルは新きくかまつりに、鹿本のふるさとじまんまつりは招

魂祭に統合など、鹿北・鹿央も含め見直しをされたと答弁がありました。

そこで、１点目として、特にメディアにも取り上げられたかほくまつりのみこし復活やきくかまつりが３会場に分かれて開催など、目立つ部分もありましたが、祭り全体を通して各地域の祭りはどのような特色があり、どのような形態で実施されているか。また来場者はどれくらいあったのかお尋ねします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

冨田議員の一般質問、各地域の祭りの特色、形態及び来場者数について、お答えいたします。

かほくまつりは、地域の各種団体等で企画、舞台・テント設営などの準備、当日の運営等、全て行う手づくりの祭りです。また、昨年度から祭りの担い手を育成すること、地域づくりの参画を目的として、鹿北中学生を祭りサポーターと位置づけ、みずから立案したプログラムの運営や会場準備、報道機関への手書きＰＲなど、祭り全般に携わり、ことしは10年ぶりにみこしを復活させて、会場内を威勢よく担ぎ、来場者に元気を与えてくれました。その活動が認められ、平成30年度地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰を受賞されました。

きくかまつりは、これまでのあんずの丘子どもフェスティバルときくか夏まつりを統合し、さきもり隊を中心に各種団体の代表者で組織した新たな実行委員会により、ことしは９月に開催されました。第１部では彼岸花をテーマに菊鹿地域全体を会場と捉え、番所の棚田・矢谷渓谷、あんずの丘、鞠智城の会場を連携させることで、来場者がふえるなど相乗効果がありました。第２部は会場をあんずの丘に集約し、地元の保育園・小学校を初め、各種団体のステージ、菊鹿中学校女子全員による浴衣踊りや花火大会が復活し好評でした。

かもと招魂祭は、西南の役の戦没者慰霊祭として、平和のとうとさを語り継ぐことを目的に、明治12年から始まり、合同慰霊祭や奉納行事が重要な位置づけとなっている祭りであります。ことし８月にふるさとじまんまつりと統合し、地域産業などの特色もアピールする祭りとして、さらなる進化を目指して、地元若者で組織する異業種団体、招魂会や鹿本町青年連絡協議会で企画運営されております。また、好評のお化け屋敷は、その準備から運営まで地元小中高校生が携わるなど、地域を担う人材の育成につながっております。

鹿央ふるさと祭りは、地域密着・住民参加型の祭りを目標に掲げ、昭和49年から実施されております。保育園児の太鼓を初め、米野岳中学校や城北高校ダンス部の

演技、地域住民グループによるバンド演奏を披露していただくなど、住民参加型の祭りであり、地元21団体の物産展により祭りを盛り上げていただいております。運営につきましては、鹿央ふるさと祭り実行委員会を中心に行っておりますが、米野岳中学校の生徒にも写真撮影スタッフとして、祭りの円滑な運営の一端を担っていただいております。

なお、各地域の祭りの来場者数は、それぞれ実施日数の違いがありますが、近年は天候に恵まれ、近隣自治体からの集客があり、かほくまつり１万8000人、きくかまつり１万人、かもと招魂祭１万6000人、鹿央ふるさと祭り5000人と増加傾向にあります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

次に、２点目として、地域の祭りに対する考え方については、今回はプラス思考での統合や見直しということでしたので、納得はしているところではありますが、祭りの予算については、合併後、予算が減額されてきた事実があります。しかし、今後も同じように数年度には段階的に予算を削減していくということがあってはならないと思っておりますし、また各地域においてもそうならないように祭りの運営をしっかりやっていただく必要があると思っております。そういった点を踏まえ、市は各地域の祭りを今後どのような位置づけで、どのようにしていきたいとお考えか、予算も含めてお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

冨田議員の一般質問、各地域の祭りの位置づけ及び今後の方向性について、お答えいたします。

各地域の祭りにつきましては、少子高齢化と人口減少が進む中、祭りをつくる側の人材をどうやって確保していくのか、また今年度統合した祭りはもとより、ほかの祭りについても今後検証を進め、内容を見直し、充実していく必要があります。

次に、平成30年度の祭りの予算は、かほくまつりに400万円、きくかまつりに570万円、かもと招魂祭に690万円、鹿央ふるさと祭りに300万円、合計1960万円を補助しております。

なお、祭りとは別にイベントとして鹿北地域には鹿北茶山唄全国大会に200万円、鹿央地域には鹿央里やままつりに160万円をそれぞれ補助しております。

今後の祭りにつきましては、人のつながりの希薄化や地域における共助意識の低下が懸念される中で、各地域で取り組まれている祭りは、住民同士や市内外からの参加者との交流の場となっており、地域コミュニティーの維持や地域の活性化には必要不可欠な催しであると位置づけております。今後も地域振興の目的に沿った子供から高齢者まで参加できる住民主体の祭りとなるよう支援していきたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

私も、毎年可能な限り、それぞれの地域の祭りを見に行っております。ことしは幸いなことに天候に恵まれ、それぞれの地域の特色もあり、活気があって、何より参加された市民の方が楽しんでおられたのが印象的でした。昨今、地域コミュニティーの希薄化などが叫ばれ、隣に住んでいてもなかなか顔を合わせる機会が少なく、各行政区での集まりも昔に比べれば減少しています。ただ、祭りを通して地域の方々が年に１回でも楽しみにしていることであり、集まれる機会をつくることの重要性を改めて実感したところでした。私も議員として、一市民として、しっかり盛り上げていきたいと思っておりますので、今後も行政・市民が一体となって知恵を振り絞って課題を解決しながら、多くの市民が行ってよかったと思えるような、今よりもさらにいい祭りをつくり上げていただくことを期待します。

それでは、次に遠距離通学対策としてのスクールバスの運用についてですが、山鹿市においても現在に至るまでに、小学校の統合により、鹿北小、菊鹿小、めのだけ小がスクールバスの運用を行っているところだと思います。その中で菊鹿地区に目を向けてみますと、平成28年４月に菊鹿地区の３小学校が菊鹿小に統合され、スクールバスの運用が始まるのにあわせ、従来、菊鹿中学校で遠距離通学対策として運用されていた寄宿舎についても、遠距離通学対策が混在するという理由から廃止され、菊鹿中学校もスクールバスとなっております。その際の説明では、遠距離通学については国の基準で小学校は４キロメートル以上、中学校は６キロメートル以上と決まっているので、その条件に該当する児童生徒しか乗れないということでした。これに対し、どうにかならないのかという要望もありましたが、厳格に区別され、運用が開始されました。基準が遵守されなければ収拾がつかなくなるのは当然

のことですので、甘んじて受け入れた保護者も多かったと思います。ところが、その基準に満たない児童生徒も乗っている地域があるという話を耳にしました。これが事実であれば、重大な問題であります。

そこで、１点目として、スクールバスの運用状況とその至った経緯についてお尋ねします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

冨田議員のご質問の２点目、スクールバス運行状況と距離対象外児童生徒の乗車経緯について、お答えいたします。

スクールバスにつきましては、児童生徒の遠距離通学対策及び通学時の安全確保対策として、国の基準に基づき、小学校においては通学距離がおおむね４キロメートル以上、中学校においてはおおむね６キロメートル以上の児童生徒を対象に運行を行っているものでございます。

現在、山鹿市内の小中学校では、小学校４校、中学校２校でスクールバスを運行しており、バスが14台、タクシーが７台の合計21台で21路線の運行を行っており、約380名の児童生徒が利用をいたしております。

なお、ご指摘のこの基準に満たない児童生徒がスクールバスを利用することになった経緯につきましては、教育委員会と学校統合時に統合校での通学路について検討する統合準備委員会通学部会におきまして、利用対象地域や運行路線、乗降所等について協議をした結果、距離を満たしていない場合においても、通学路上の危険箇所安全対策として必要な場合は、スクールバスを運行する地域が生じたものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

冨田君。

［７番　冨田　弘海君　登壇］

○７番（冨田　弘海君）

ただいまのご答弁で、距離を満たしていない場合においても危険箇所安全対策として必要な場合、スクールバスを運行している地域があるということでしたが、この危険箇所の根拠は何なのか、私の想像からしますと、通学路上が土石流や急傾斜地の崩壊のおそれがある特別警戒区域だからというならば、山間地の学校付近には幾らでもあります。ましてや学校から一番近い地域では２キロメートルくらいとも

聞きます。幾ら通学部会からの要望があったとはいえ、行政として断固たる態度をとるべきではなかったかと思った次第でございます。

そもそも小学校は４キロメートル以上、中学校は６キロメートル以上というのは何なのかということになりますが、文部科学省では公立小中学校の適正規模や適正配置について、標準等を学校教育法施行規則、義務教育施設費負担法施行令など、学校規模を12から18学級、通学距離を小学校４キロメートル、中学校６キロメートルと設定しているため、それ以上を遠距離通学という位置づけになっているようです。ただ、国のへき地児童生徒援助費等補助金の補助要件に定めてあり、僻地における児童生徒の遠距離通学を緩和するためのスクールバスの導入に関しては、へき地教育振興法及び同施行令に基づき、僻地学校や人口の過疎現象に起因する児童生徒の減少に対処するための学校統廃合、過疎地域等でのバス路線の運行廃止や市町村合併に起因する学校統廃合など、一定の基準を満たした場合にスクールバスの購入に際して国庫補助２分の１が適用されるものであります。つまり、国の補助要件を満たす範囲内で、国の補助金をもらいながらスクールバスを運行するというのが教育委員会の方針であるという認識でしたが、条件に該当しない児童生徒を乗せて運行するということは、補助金をもらわず自主財源で購入されたのでしょうか。

スクールバスは本来、過疎地の遠距離通学用。徒歩圏内の通学者向けにはバスの購入補助は国から出ません。しかし、自主財源を投じて実現した市や福祉バスと併用する工夫で、壁を乗り越えた自治体もあります。補足ではありますが、このへき地児童生徒援助費等補助金については、遠距離通学費の補助もあり、学校統合により遠距離通学となる児童４キロメートル以上、生徒６キロメートル以上の通学に要する交通費を負担する市町村に対する補助もあります。さらに、小学校の児童及び中学校の生徒の遠距離通学に供するため、市町村が運行するスクールバスの維持運営費については、補正係数による地方交付税措置が適用されています。交付税措置は民間委託運行、占有運行に関係なく対象となります。あわせて、ここが重要なところですが、通学距離による対象制限はなく、通学に供していれば原則として対象となるとされております。

以上を踏まえますと、基準に満たない児童生徒がスクールバスの通学が可能なら、さきの９月議会で質問しました菊鹿地区における通学路の安全対策について、まだ歩道が整備されていない危険箇所がありますので、歩道が整備されるまでの安全対策として、スクールバスの利用が可能ではないかと思った次第です。

そこで、２点目として、スクールバスの運用は平等であると考えますが、今後のスクールバスの運用について、どのようにお考えかお尋ねして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

冨田議員の一般質問、スクールバスの今後の運用について、お答えいたします。

ご指摘のとおり、国が行う遠距離対策の支援といたしましては、国庫補助金と地方交付税措置があり、国庫補助金はスクールバス専用のバスを購入したときの購入費や民間委託の貸し切りバスを利用する場合の運行委託料について、おおむね２分の１を補助するものです。また、地方交付税は運行費や管理費など、スクールバスを運行することで生じるさまざまな経費を算定基礎として交付されており、スクールタクシーにおいても同様に特別交付税措置対象となっております。

ご質問の今後のスクールバス運用につきましては、先ほどもご答弁いたしましたように、国の基準や補助制度に基づき、統合準備委員会での検討事項を尊重した上で決定しており、原則として見直しをしないことといたしております。ただし、通学路の道路改良など、通学環境に大きな変化があった場合に限りましては、学校・保護者・教育委員会が十分な協議を行った上で判断をしてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、冨田君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、北原　昭三君の発言を許します。北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

皆様、こんにちは。

議席番号11番、公明党の北原　昭三でございます。

発言通告に従いまして、一問一答にて今回４件の質問をいたします。よろしくお願いをいたします。

まず１件目、新生児聴覚スクリーニング検査についてお聞きをいたします。

この件につきましては、平成29年、昨年の９月議会で立山議員より、検査によるこの公費負担について質問があっておりますけども、私もいろんな相談があり、山鹿市の検査状況並びに公費負担についてお聞きをいたします。ご了承いただきたいと思います。

この検査につきましては、日本耳鼻咽喉科学会及び日本産婦人科医会でマニュアルを作成されています。その内容によりますと、国内では新生児聴覚スクリーニン

グでこの難聴が疑われ、全国の精密聴力検査施設を受診する赤ちゃんは１年間に約4000人、国内出生数の0.4％となっているようでございます。このうち約1000人に両耳難聴が発見をされます。また、ほぼ同じ人数の赤ちゃんが片方の耳が難聴と診断をされます。この両耳難聴のお子さんでは、早く発見して補聴器を装用し聞く力や話す力をつける練習ができると、それだけコミュニケーション能力は高くすることができますとして検査を呼びかけています。また、国では平成28年に新生児聴覚検査の体制整備事業を創設し、都道府県を通じて市町村に新生児聴覚検査の実施に積極的に取り組まれるようにお願いするとの通知が出ております。昨年末には、平成28年度の実施状況等について報告がなされました。その報告内容によりますと、この事業は検査実施状況を把握することが前提となっておりますけども、１点目としまして、受診の有無を確認していない市区町村がある。２点目、検査結果を確認していない市区町村がある。３点目、検査を受診していない新生児に対する対策がない市区町村が多くある。４点目、検査費用について公費負担している市町村が少ないと、４点に絞って指摘がなされております。

そこで、６点について質問をいたします。

まず１点目、山鹿市ではこの検査の実施可能な医療機関は何施設ありますか。

２点目、直近の出生数と初回検査実施率はどのようになっておりますか。

３点目、検査結果は全て把握されていますか。

４点目、検査を受けていない新生児に対する対策はどのようになっていますか。

５点目、市民への周知啓発の取り組みはどのようにされていますか。

６点目、公費負担については国からの事業の通知の段階において、少子化対策に関する地方単独措置として所要の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置されたことを申し添えると明記されております。この公費負担について、市のお考えをお伺いします。

以上です。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

北原議員の一般質問、新生児の聴覚スクリーニング検査について、お答えいたします。

まず、新生児の聴覚スクリーニング検査の実施可能な医療機関数でございます。

平成28年度から検査費用助成事業を実施されております天草市の資料によりますと、県内では新生児検査実施医療機関29カ所のうち28カ所が実施可能となっており

ます。山鹿市内では山鹿市民医療センターの１カ所のみでございます。

次に、２点目、直近の山鹿市の出生数と初回検査実施率でございます。平成29年度の出生数が356人で、初回検査実施率は87.7％、312人となっております。

次に、３点目、検査結果は全て把握しているかについてでございます。現在、本市では、地区担当保健師により産後おおむね２カ月以内に乳児の全戸訪問を実施しており、その際に検査結果につきましては全て把握いたしております。

次に、４点目です。検査を受けていない新生児に対する対策ですが、乳児の全戸訪問の際に、自宅でできる舌打ちテスト検査の実施方法を説明し、同時に耳の聞こえアンケート調査を行い、聞こえの気になる乳児につきましては専門の医療機関を紹介しております。さらに、７、８カ月児健診及び１歳６カ月児健診におきましては、オージオメータによる聴力検査を行っております。

次に、市民への周知啓発の取り組みについてでございます。

妊婦に対しては、母子手帳交付時及び妊婦訪問の際に、保健師より検査の重要性や受診勧奨を実施しておりますが、そのほかには特に周知を行っておりませんでした。今後は、本検査について市民の皆様にも広く知っていただくために、ホームページや広報等を活用して周知啓発活動に努めてまいります。

最後に、検査費用の公費負担についてでございます。

健康保険に加入している方には、出産育児一時金42万円が支給され、その範囲内で検査費用も賄うことができるため、現在は公費による助成は行っておりません。

しかしながら、本市としましても新生児の聴覚スクリーニング検査の重要性について十分認識し受診勧奨を行っておりますが、それでもなお12％程度の初回検査未受診者がいることを考えますと、一定額、公費による助成を行うことが100％の受診率に近づけるための有効な方策であると考えております。

したがいまして、平成31年度から対応できるよう準備を進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

答弁によりますと、12％程度の初回検査未受診者がおられるとのことで、平成31年度から公費負担で対応できるような話だったかと思います。全ての新生児が受診できる体制づくりの推進をよろしくお願いをいたします。

それでは、２件目、学校施設の環境整備についてお聞きをいたします。

猛暑が続いたことしの夏は、児童生徒の熱中症が相次ぎ、７月17日、小学生が亡くなる痛ましい事故も発生をいたしました。要因としまして、エアコン未設置など、学校の熱中症対策が十分ではないからです。エアコン設置が進まない理由の一つとしまして、財政の負担が重いことが主な理由ではないかと思います。

小中学校へのエアコンの設置状況３点についてお伺いをいたします。

１点目、小中学校の普通教室は全体で何室あり、現状の設置状況はどのようになっていますか。

２点目、未設置の学校名と未設置数をお伺いいたします。

３点目、予算が一番の要因と考えられますけども、未設置の理由は何でしょうか。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員の一般質問、学校施設環境の整備に係る小中学校のエアコンの設置状況について、お答えいたします。

まず１点目、小中学校全体の普通教室の室数とエアコンの設置状況でございますが、小学校12校、中学校６校の全18校に、教室数が合計193室ございます。そのうち、エアコンは157教室に設置をしているところでございます。

次に２点目、普通教室にエアコンが未設置の学校名と教室数につきましては、八幡小学校で12教室、平小城小学校で４教室、三岳小学校で６教室、稲田小学校で７教室、中富小学校で７教室、５校で合計36教室が未設置の状況でございます。

３点目、未設置の要因につきまして、小学校では学校再編事業に取り組んでおり、統合校の再編に係る施設整備にあわせてエアコンの設置も行っていたためでございます。普通教室にエアコンが未設置の学校は、全て現在、統合計画の対象となっているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

普通教室のエアコンが未設置学校は、全て統合の対象になっているとの答弁でございましたけども、例えば統合がおくれて何年かかかる場合は、その間は未設置になるのかなと思った次第でございます。

２回目、全国の公立小中学校の全38万の普通教室のうち、約17万教室でエアコンが未設置です。平成30年９月１日現在、熊本県内の普通教室の保有室数6387、設置室数4856、設置率は76％となっております。先ほどご紹介がありましたけども、山鹿市内普通教室の保有室数193、設置室数157、設置率としても81.3％となっております。ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金としまして、平成30年度補正予算985億円のうち、熱中症対策として空調整備費といたしまして822億円が盛り込まれました。従来は実質地方負担約51.7％でございましたけども、空調設備事業、地方負担、今回、新制度として実質地方負担約26.7％となっております。山鹿市としましても今回補正予算を組み、未設置室へ来年夏までには設置をされるとのことでございましたけども、それでは３点について質問をいたします。

１点目、最終的にいつごろまでにエアコンの設置完了予定でしょうか。

２点目、国の緊急対策としての臨時特例交付金がなければ、未設置室への対応はどのようになっていたでしょうか。

３点目、空調設備事業につきましては、地元業者を選択されるのかお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員の２回目のご質問にお答えいたします。

１点目、今回、補正予算をお願いしておりますエアコンの設置完了時期につきましては、特に普通教室はエアコンの稼働が必要と予想される来年の梅雨どきまでに設置を完了いたしたいと考えております。また、残りの特別教室につきましても来年度中の完了を想定しているところでございます。

次に、２点目、今回の国の臨時特例交付金がなかった場合の未設置普通教室への対応についてお答えいたします。

小学校におきましては、これまでも学校再編事業に取り組む中で、統合校の施設整備にあわせてエアコンの設置を行ってきたところです。しかしながら、ことし夏の災害とも言える猛暑を踏まえまして、児童生徒の安全と健康を守るため、未設置の教室等にも新たな整備を予定いたしていたところです。

３点目、今回の設置について、地元業者を選択するかにつきましては、今後、学校ごとの設置内容や早期の完了を目指すことを総合的に検討し、適正な対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

いずれにしましても、児童生徒たちが安心・安全で勉強しやすい環境体制づくりをよろしくお願いをいたします。

３回目ですけども、学校体育館へのエアコン設置などについてお聞きをいたします。

猛暑がまた来年の夏も予想されます。政府の2018年度補正予算には、体育館への設置に補正予算を充てることは自治体の要望を踏まえて対応する方針となっています。体育館は、地元地域のイベントや雨天時の利用、並びにあってはなりませんけども、災害時の避難場所としての活用があり、地域になくてはならない施設だと思います。

それでは、質問いたします。

現在、学校体育館では、これはないと思いますけども、エアコン設置の体育館はありますか。今後、学校体育館へのエアコン設置の必要性、今後の計画についての見解をお伺いをいたします。

次に、体育館の照明についてお聞きをいたします。

新しい体育館はＬＥＤ照明となっていると思いますけども、水銀灯照明の体育館が多いと思います。この照明が切れた場合、照明の取りかえに大がかりな作業と費用が発生すると聞いております。また、2020年には水銀灯が製造中止になるという話もお聞きをいたします。水銀灯から他の照明に変更しなければなりません。当初、経費はかかりますけども、長い目で見れば経費は取り戻します。体育館の照明をＬＥＤ化に変更したほうがいいと思います。将来的にＬＥＤ化する計画はありますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

北原議員の３回目のご質問、学校体育館へのエアコン設置などについて、お答えいたします。

まず１点目、学校体育館へのエアコンの設置状況と今後の計画につきましては、現在、市内小中学校18校の体育館にはエアコンは設置しておりません。文部科学省におきましては、体育館へのエアコン設置も推奨しているところでございますが、

各学校におきましてはカリキュラムの組み方等で暑さへの対応をしており、現在のところ、早急な設置の要望は出ていないところでございます。さらに設置するには多額の設置費用や維持管理経費の増大等も見込まれているところです。

一方で、一部の学校体育館は、災害時の避難所として指定されており、また山鹿小学校は山鹿灯籠まつりでも使用されている状況にあります。したがいまして、学校体育館へのエアコンの設置につきましては、費用対効果を含め、想定される課題等を整理し、導入の必要性について研究してまいりたいと考えております。

次に、２点目、学校体育館の照明をＬＥＤ化する計画について、お答えいたします。

体育館照明のＬＥＤ化につきましては、これまで学校再編に係る体育館の新設やつり天井等の耐震化工事とあわせて整備を行っているところでございます。

今後は、老朽化の進む学校施設等について、児童生徒の教育環境の向上を図るために策定いたします学校施設長寿命化計画の中で、照明のＬＥＤ化を含めて、学校ごとに施設や設備の改善の項目を盛り込み、計画的に取り組んでまいりたいと考えます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

学校体育館へのエアコン設置につきましては、先ほど答弁ございましたけども、面積が広いため、電気料の増大など検討する課題も多いかと思いますけども、国の動向を見ながら研究をよろしくお願いいたします。

３件目、ピロリ菌検査事業についてでございます。

平成28年６月６日、中嶋市長宛てに、ピロリ菌検査の導入と費用助成について１万5112名の署名を添えて提出をいたしております。それ以降、平成28年９月、平成29年９月、平成30年３月と、過去３回質問をいたしております。なぜ何回も質問するかと言いますと、胃がんの99％はピロリ菌が原因であることが証明されています。陽性であった場合、除菌すれば胃がんになりにくい、また署名をされた方々の強い思いを大事にしたいとの気持ちからです。過去に、中学生を対象としたピロリ菌検査の導入について質問をしており、平成30年市長答弁に、学校における健康診断の項目に加えることにつきましては、昨年９月の教育部長答弁のとおり、いまだ判断する段階に至ってないという答弁でございましたけども、幾つかの課題がございますので、引き続き課題解決に向け、調査・検討を指示しているところでございます

とあります。その後、課題解決に向け調査・検討された内容についてお知らせをいただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

北原議員の一般質問、ピロリ菌検査事業について、学校健診の項目に加えることに関する調査・検討の結果について、お答えいたします。

この事業の導入を検討するに当たりましては、先進地の事例を見ましても、実施する自治体の医師会及び所属する医療機関の理解協力があることが何よりの前提条件となります。そのため、まず今年度当初より、山鹿市内の消化器科専門医師及び鹿本医師会理事との協議の場を持ち、ピロリ菌検査についての有効性やリスク、実施する上での課題等について検討を行ってまいりました。

その中で、７月にはピロリ菌検査を先進的に実施されてきた実績のある国立病院機構函館病院の消化器科・がん予防センター長の間部教授による、山鹿市役所の庁内関係各課職員に向けに講話をいただく機会を得て、胃がん検診のあり方やピロリ菌検査の状況など、全般に関する研修を行いました。

その研修内容を含め、費用対効果や利便性、リスク面等を勘案し、市と医師会との協議を重ねた結果、山鹿市においては中学２年生を対象とした尿検査によるピロリ菌検査を実施することが望ましいのではないかという方向性を確認するに至りました。鹿本医師会会長様からも事業実施に向けて全面的な協力体制を整えたいとの意見をいただいております。

ただし、事業の実施に当たりましては、医師会の協力体制の整備だけでなく、学校現場の体制整備及び保護者の理解を得ることなども丁寧に行っていく必要があります。

したがいまして、現時点のスケジュールとしましては、平成31年度を学校現場の調整や保護者向けへの講演会などの啓発活動、検査から除菌治療までの工程等を含め、鹿本医師会との協議を進める期間とし、平成32年度からの実施を目標とするものでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

平成32年度からピロリ菌検査の導入の実施がスムーズに進みますように、学校並びに関係機関との協議をよろしくお願いをいたします。

２回目でございますけども、ピロリ菌については何回も質問し、また内容も説明をいたしておるわけでございますけども、若干説明をさせていただきます。ピロリ菌の感染は幼少期、主に３歳から５歳の胃酸の少ない時期に起こると考えられております。幼少期に感染したピロリ菌は、そのまま胃の粘膜にとどまり続け、慢性胃炎（萎縮性胃炎）を引き起こします。この慢性胃炎が持続することで、胃粘膜自身が胃がんの発生となると考えられています。ピロリ菌の感染症は、世代によって異なりますけども、団塊の世代、今の65歳以上では感染率は80％から90％に達します。本年３月質問の答弁で、市長のほうから、がん検診の項目に加えることについて、早急に実施すべきとの判断に至らなかったとの答弁でございました。その後、何か調査されたことがありましたら、お知らせをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

北原議員の一般質問、ピロリ菌検査をがん検診の項目に加えることについて、その後どのような調査を行ったかについて、お答えいたします。

ピロリ菌は、感染年齢につきましては５歳までに感染することが多いと言われ、10歳を超えてから新たに感染することはほとんどないと言われております。

また、検査の実施につきましては、医師会の先生からも対象年齢は若年層を対象にすることが効果的との意見をいただき、先ほどご答弁いたしましたとおり、中学２年生を対象とした検査、除菌治療の導入に向けて調査・協議を行ってきたところでございます。

成人を対象としたがん検診の項目に加えることにつきましては、検診の実施機関への調査では、集団検診の受託検診機関からは、新たに検査機器の整備や検査技師等のスタッフ確保が必要となり、山鹿市単独での体制整備は難しいとのことでありました。国が定めるがん検診実施のための指針における胃がん検診の検査項目に加えられ、全国的な推進体制が整備されない限り困難だと考えられます。

また、医療機関での内視鏡による胃がんの個別検診は現在実施しておりませんが、成人に対する胃がんリスク検査としてピロリ菌検査を実施した場合、陽性者には除菌の前に内視鏡検査を行う必要があり、実施医療機関の確保や費用等の課題がございます。ちなみに、中学生等若年者へのピロリ菌検査におきましては、陽性者であ

っても胃炎などの病変がないため、内視鏡検査を行うことなく、内服による除菌治療を行うことができるとのことでございます。

ピロリ菌検査の実施及び助成を求める１万5000人以上の署名の提出があっておりますことに対しては重く受けとめておりますが、胃がん以外でも各種検診項目の追加など拡充を求める要望を市民の皆様からいただいております。そのため、がんを含めた各種検診につきましては、今後も市民の病気の罹患状況や実態把握の分析に基づき、費用対効果の検証を行った上で、検査項目や対象年齢及び個人負担など、全般的な見直しを進めることといたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

集団検診ではなく、個別に検査可能な病院で検査する方法もあるかと思います。がんの早期発見ができれば、医療費の削減にもつながります。しつこいと思われるかもしれませんけども、機会がありましたら、再度質問をいたします。よろしくお願いいたします。

４件目、ＲＰＡ導入による業務の効率化などについてお聞きをいたします。

この件につきましては、朝の服部議員の質問の中でもＲＰＡの状況などのお話があったわけでございますけども、私のほうからもお聞きをいたしたいと思います。最低減の人員で業務を遂行されており、住民ニーズがこれまで以上に多様化している現在において、職員１人当たりの業務負荷が増加していることは明らかであり、今後もその傾向は続くものと予想をされます。

そうした中では、職員の資質やモチベーションの向上といった属人的な働き方改革には限界があります。働き方改革の中でも自動化を推進することで、職員が煩雑な業務から解放され、そのあいた時間で課題の深掘りや意思決定など、行政サービスの向上に注力できる環境の構築が重要と考えます。

質問をいたします。

まず、業務の効率化に対する市の認識をお伺いいたします。また、働き方改革などについてどのような取り組みをされてきたか、お伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

北原議員の一般質問、ＲＰＡの導入による事務の効率化について、お答えします。

将来の人口減少に伴い、本市の職員数は今後減少していくことが見込まれますとともに、市民ニーズはより一層多様化・複雑化し、職員の負担はさらに大きくなると考えられます。そのような中で、業務の効率化は少ない労働力で持続可能な行政運営を進めていくために、欠かすことができないものであると認識しております。

次に、働き方改革の取り組みとしましては、市民課窓口の民間委託を進めるとともに、電子申請や各種証明書のコンビニ交付といったＩＣＴ（情報通信技術）を利用した事務の省力化を推進し、職員の負担軽減に努めてきたところです。あわせまして、育児・介護休暇制度の充実を初めとした勤務条件の改善や出退勤管理による時間外勤務の縮減等に取り組んでいるところでございます。

お尋ねのＲＰＡにつきましては、今後、職員数の適正化や働き方改革を推進していく上で、労働力不足を補う業務効率化の１つとして期待ができるものと考えられます。

ＲＰＡは、ロボティックプロセスオートメーションの略称で、パソコン業務における定型的な作業を自動化するソフトウェアのことでございます。これまで人間が行ってきた作業を、これにより処理することで、処理速度や稼働力の高さによる業務の効率化に加え、その正確性から人的ミスを大きく減少させることも期待できます。

急速な生産年齢人口減少の時代を迎えるに当たり、これまでの情報通信技術に加え、事務作業を自動化するこのシステムは、民間企業だけでなく地方自治体においても導入に向けた動きが出てきております。県内では、宇城市がふるさと納税業務を初めとした６つの業務を対象に活用すべく、来年４月からの導入に向けた取り組みを現在開始されております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

北原君。

［11番　北原　昭三君　登壇］

○11番（北原　昭三君）

ＲＰＡについての詳しい説明をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で、働き方改革の取り組みも市民課窓口の民間委託、また各種証明のコンビニ交付など、事務の省力化、職員の負担軽減などについての答弁があったわけでございます。また、今説明がありましたこのＲＰＡの導入で、これまで人間が行っていた作業をこれにより処理することで、処理速度や稼働力の高さによ

る業務の効率化に加え、その正確性から人的ミスを大きく減少させることも期待ができますというようなご答弁でございました。

それでは、２回目の質問でございますけども、民間企業だけではなく地方自治体においても導入に向けた動きが出ているとのことでございます。このＲＰＡの導入による働き方改革を推進していくことを検討すべきと思いますけども、見解をお伺いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのＲＰＡの導入による働き方改革について、お答え申し上げます。

このシステムにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、今後大いに期待されるものでございます。しかしながら、現時点における自治体での活用はまだ導入実績が少なく、その大半が実証段階であるため、費用対効果も未知数と言わざるを得ません。また、災害やシステム障害による誤作動、情報漏えいのリスク等、課題もこれから明らかになってくるものと思われますので、導入に当たりましては先進的な取り組みで明らかになった問題点等について、改善策、対応策をしっかり立てた上で検討を行う必要があると考えております。

なお、これに限らず、さまざまな技術を利用した事務の省力化、外部委託による民間活力の導入など、業務のスリム化、効率化に向けた取り組みをこれまで以上に推進しまして、見直しを行いながら、働き方改革の推進を含め、限られた行財政資源の適切な配分ができるよう組織全体で取り組んでまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後２時04分　休憩

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

午後２時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、勢田　昭一君の発言を許します。勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

皆さん、こんにちは。

４番議員の勢田　昭一です。

議員となりまして、やがて２年がたちます。これまで定例会が８回ございました。一般質問は、今回で７回目となります。どうぞよろしくお願いをいたします。

今回は、１点目に菊鹿ワイナリーの開業について。特に開業時の状況、雇用対策はうまくいっているのか。

それから、２点目には人口減少の対策について。若者が住める都市機能を持つ市営住宅の建設計画はあるのか。

それから、３点目、公共施設のあり方について。先般から問題になっております人口減少に伴う個別施設計画の進捗状況はどうなっているか。

以上の３点について質問させていただきます。一問一答でお願いを申し上げます。

まず、１点目に菊鹿ワイナリーの開業後の状況についてでございます。

一般質問の事項の中では、菊鹿ワイナリーの成果と課題ということで載せておりましたけども、まだ開業して１カ月もたっておりませんので、開業時のことについてのみ触れさせていただきたいと存じます。ご案内のとおり、菊鹿ワイナリーが11月９日に開業式典が行われました。これまで私なりのかかわりを思い出しております。

１点目は、旧菊鹿町時代に地区の夫婦学級で隈部館跡の下の畑でブドウを植え、管理したことを思い出します。それがワインブドウの最初ではなかったかなと思っております。２年間ほど、その夫婦学級で栽培をしましたけども、その後はもう管理ができず手放してしまいました。今思い出しますと、ワインブドウが菊鹿の土地に合うかどうかの試験栽培であったように思います。

２点目は、３年前、2015年11月30日、熊本市のホテルで熊本ワイン主催の菊鹿ワイン祭りに友人と出かけました。そこで、たくさんの菊鹿ワインファンの有名な国際ソムリエ認定のワインのソムリエさんの方々と話をする機会がございました。ソムリエの方々は、菊鹿ワインはすばらしかと、熊本弁では言いなはらんだったばってんですね、すばらしいということで言われました。それは、ワインブドウを栽培する人、製造する人の熱意が込もっているからおいしいのですと言われたことを今でも鮮明に記憶をしております。そういった点から、開業する前からこの菊鹿ワインの話題は、すごいものがございました。そこで、実際に開業時における集客数と販売実績はどんな状況か伺います。

次に、中嶋市長は経済をつくる方針の一つとして、この事業を上げておられました。そして、経済の部分からも言いますけども、商工観光も含めてでございますけ

ども、雇用ということを言われておりました。そこで、雇用対策としての実績はどうだったか。

以上２点についてお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問、菊鹿ワイナリーの開業後の状況についての１点目、開業時の集客数及び販売実績について、お答えします。

ワイナリーがオープンいたしました11月10日及び11日につきましては、当初、１日当たり2000人の来場者を見込み、臨時駐車場の確保、シャトルバスの運行及び開業イベントとしてのマルシェの出店など、地元の方々にもご協力いただき、開業を迎えたところでございます。

お尋ねの来場者数につきましては、天候にも恵まれ、初日が約1800人、２日目が約2800人、２日間の合計で約4600人と、予想を上回るお客様にご来場いただきました。

そのような中、ワインショップにおいては、この２日間で約2200本のワインが販売され、レストラン、アイラリッジのショップにおきましても、開業効果も相まって各商品予想以上の売れ行きでございました。それぞれの施設において、お客様のご満足された様子が伺えましたが、一方では改善点を含め、課題も見えてきておりますので、今後ともお客様の声に耳を傾けながら、よりよい運営に努めてまいります。

次に、２点目の雇用対策としての実績について申し上げます。

11月末現在、菊鹿ワイナリー全体で20名の雇用、うち８名が山鹿市在住の方で、その中には地元の高校を卒業して間もない若者２名も含まれております。なお、熊本ワインファーム株式会社においては、今後のさらなる需要の高まりを見越して、現在も従業員を募集されているという状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

開業時の実績については、予想を上回ったということがわかりました。関係者のご尽力に心から感謝申し上げます。また、雇用につきましても、８名の新規雇用が

生まれたということで喜びたいと存じます。

次に、開業してからやがて１カ月がたとうとしております。いろいろ市民の皆さんやワインブドウ生産者の方々、あるいは市外から来られたお客様から意見をいっぱいいただいております。それは担当部署も同様だと存じます。いろんな部分で先ほど経済部長も課題がいっぱいあるということでございました。そこで、市所有の土地の活用と地元の生産物販売はどのようになっているかをお伺いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

勢田議員の一般質問、市所有地広場の活用と今後の商品展開について、お答えいたします。

菊鹿ワイナリーにつきましては、基本構想の中で美しい山並みや田園風景など、菊鹿のありのままの自然の中で菊鹿ワインや地域の上質な農産物を素材とした商品、そして自然、原風景を満喫すること、ここにしかない、ここでしか体験できない非日常的な空間を創出することをコンセプトとしております。広場についてもこのようなコンセプトのもと、指定管理者が開催するさまざまなイベントでの活用やお客様が自然豊かな環境の中で自分の時間をゆっくりと自由に楽しむ空間としております。

次に、ワイナリーで販売する商品につきましては、物産館などと異なり、単に農作物を販売するのではなく、山鹿市の農産物を素材とした山鹿らしい上質な商品を提供することを基本として取り組んでまいりました。

今後の商品開発につきましては、季節ごとに適宜見直しを行ってまいります。また、新しい商品の開発はもとより、その他の６次化商品についても、さらなる商品価値を高める取り組みを行い、お客様に満足していただけるような商品を提供してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

ご答弁にもありましたけども、いろんな課題がまた今から出てくると思います。ぜひとも地元住民の声も聞きながら、それからワインブドウ生産者の声も聞きながら、今後進めてもらいたいと考えております。よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、公共施設（市営住宅）の現状と人口増へ取り組みについてでございます。

ことしの９月、一般質問で人口減少の実態をお尋ねし、ご答弁をいただいたところでございます。その結果、合併後、7115名が減っていることがわかりました。すなわち合併前の菊鹿町がなくなった状態と言えます。その要因を尋ねたところ、山鹿市民医療センターなどの病院や高校などの都市機能の充実が図られていると上げられています。これは人口減少が少なかったところについてでございます。この都市機能については、熊本県における熊本市、あるいは日本における東京都といった状況と同じだということがわかります。ただ、本市の人口は、顕著に減少しておりますが、そこで世帯数も調べてみました。ところが、人口減に比べて世帯数は余り変化がない、１万9000人前後で推移をしているということを確認できました。

また、この山鹿市を見ますと、都市機能はそういった高校とか病院もございますけども、私は若者の住宅もその要因に上げられると考えます。そういった部分で思い出していただければ幸いでございます。

そこで、１回目の質問でございます。

市営住宅の戸数と入居状況、そして入居希望者の状況はどんな状況か伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

勢田議員の一般質問の１点目、市営住宅の戸数と入居状況について、お答えいたします。

山鹿市には、現在1464戸の市営住宅がございます。このうち入居戸数が1398戸で、入居率は95.5％となっております。建設年度が新しい団地、利便性が高い団地ほど入居率も高い状況となっています。

次に、２点目の入居希望者の状況ですが、平成29年度の申し込みは前年度からの継続申し込みが37世帯、新規申し込みが66世帯、合計で103世帯の申し込みがあっております。このうち53世帯が入居され、21世帯が平成30年度に継続申し込み、残り29世帯は辞退をされております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

今ご答弁がありましたように、入居希望者も大変多いということでございます。

それでは、視点を変えますと、山鹿市では現在、小学校の統廃合が行われております。そういった部分で、廃校跡地の利用はどのように考えておられるのかという部分でございます。これは今までは教育部長の答弁が多かったかと思いますが、今回は廃校跡地を利用して市営住宅用地として、市営住宅を建設すれば人口減少の歯どめができるんじゃないかと考えます。そこで、廃校跡地を市営住宅への利活用の計画はあるのかお尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。白田建設部長。

［建設部長　白田　俊輔君　登壇］

○建設部長（白田　俊輔君）

勢田議員のご質問、学校跡地の市営住宅への利活用でございますが、公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成29年３月に策定いたしました山鹿市公共施設等総合管理計画で、本市の市営住宅は類似団体と比較した場合、戸数・延べ床面積のいずれも２倍以上の保有量となっている状況であり、人口減少、民間賃貸住宅の増加が進む中、保有量や適正配置を考慮した上で、存続する住宅については市営住宅長寿命化計画に基づき、改修工事や予防保全的な維持管理を行い、長寿命化を図る方針でございます。

なお、老朽化が著しく、更新しない住宅につきましては、入居者の退去後に解体をすることといたしております。このような中、議員お尋ねの廃校跡地を市営住宅への利活用の計画は考えていない状況であります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

類似団体、他の自治体と比べて、戸数、延べ床面積ともに２倍以上あるということで、今後の施設の維持管理の面から、建設は踏み切れないというご答弁だったかと思います。

９月の一般質問でも国からの交付金が１人年間18万円から19万円ということでお伺いをしました。ですから、7000人減少だと13億3000万円の減額となったわけですね、合併前の予算から。そういった部分も含めると、歳入の部分から見ても、若者の定住を考えて人口増を図ることが課題です。

そこで、市長にお尋ねをいたします。

市長はよく、子供たちは地域の宝だ、そして若者は頑張っている、でもその若者がみんな市外に出ていく、それは困ると思うんですね。ですから、この市営住宅に関してどのような考えをお持ちか、市長のご意見を伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの勢田議員の一般質問、市営住宅についての私の考え方について、お答えいたします。

先ほど、子供は山鹿の宝だと、若者はこれからの山鹿をつくる大事な存在であると、そういったことはいつも申し上げておりますし、そういった思いは何ら変わるところはないわけでございますし、またしっかりとした若者がこの山鹿の地に定住していると、そんな思いもいたしておるところでございます。

そういった中で、勢田議員の一般質問、市営住宅についての私の考えについては、部長が答弁いたしましたように、類似団体と比較した場合、戸数等が２倍以上を保有していること、また民間賃貸住宅等を含めた需要と供給のバランスや現有施設の維持管理計画等を総合的に見きわめることなどを踏まえまして、新たな市営住宅の必要性については慎重な判断が必要と考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

今ご答弁をいただきましたけども、最終的にはやはり人口減少と、それから公共施設のあり方が最大の課題かなと思っております。それをやっぱり具体的に解決する方法を見出さない限り、山鹿市における人口増というのはだんだんなくなって、減少の一途をたどるだけじゃないかなと思います。

それでは、３回目の質問をさせていただきます。

公共施設の計画的管理と個別施設計画の適正化についてお尋ねをいたします。

先ほども言いましたように、合併時からこれまでの人口減少7000名、これは大変重く受けとめている人数だと考えます。このように日本全体が本市のように人口が減る時代に突入しています。そこで、人口減少時代に公共施設をどうすればいいのか考えなければなりません。利用者が減るから公共施設を統廃合する、老朽したか

らもう建てかえない。このように、公共施設をどのように整備し運営すべきかを本市でも早く計画を立てるべきだと存じます。

そこで、昨年12月の一般質問をしております。その後、どのような取り組みをされたのか、総合管理計画は順調に進んでいるのかということをお伺いします。

再度繰り返しますけども、昨年の12月以降、どのような進捗状況であったかをお尋ねします。以上です。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

公共施設の計画的管理と個別施設の維持管理適正化について、お答えいたします。

昨年12月の定例会において、平成29年３月に策定した山鹿市公共施設等総合管理計画に掲げる取り組みをより実践的に具現化するために、一つ一つの施設について、利用の状況、具体的な方向性、目標年度、改修計画、維持管理費用の推計等を示した個別施設計画を策定する予定であるということをお答えいたしました。

今回のご質問の昨年12月以降の取り組みにつきましては、まず計画策定の目的・方針を明確にした上で、その枠組み、様式、策定の流れなど、計画書策定に係るフレームづくりに取り組み、ことし７月に施設を所管する関係課への説明会を通じ、策定の考え方等を共有したところです。現在は、計画の基礎となる各施設の基本的な情報、今後の方向性や対策及び年次計画等を記載した調査票を作成し、素案の策定に向け確認・協議を行っている状況です。

なお、本個別施設計画の策定につきましては、当初、平成31年度をめどとしておりましたが、ことし２月に国の公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が改訂され、中長期的な維持管理の見込みやＰＤＣＡサイクルを活用した進捗管理の導入など、より詳細な計画づくりが求められたことなどから、国の期限である平成32年度を見込んでおります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

昨年の12月からそれぞれの部署で説明会を開きながら、少しずつ前進させているという回答でございました。そういった部分で、ぜひとも前進あるいろんな施策を進めていただきたいと存じます。

さて、前回も質問したかと思いますが、公共施設の維持修理費はどれぐらいかかっているのか、またそれは今後、増加傾向にあるのかどうかについて伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

施設維持・補修費の増減について、お答えいたします。

地方財政状況調査によりますインフラを含めた費用は、平成29年度決算で２億3200万円となっており、微増傾向でございます。施設の運営においては、このほか光熱水費や運営委託費などの管理費用、さらに一定期間経過後は更新や大規模改修、あるいは解体費も必要となってまいります。

施設の老朽度から見れば、これらの費用は今後ますます増加していくものと予想されますが、個別施設計画にあっては、これら経費的視点も踏まえた上で策定に当たらなければならないものと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

年間の維持補修費が２億3000万円かかるということでございました。そして、これからは増加するだろうということの判断でございました。このように、いろんな部分でありますけども、箱物についてはいろんな分析も必要かと存じますけども、２億3000万円が毎年出ていくということは、それなりの対策を考える必要があるのではないかと思います。

そこで、最後の質問になります。

このように、先ほどから言っております人口減少といろんな施設、箱物、個別施設計画との関連をどう考えておられるのかということをお聞きして、私の質問を終わりたいと思いますが、その具体的なことまで含めてご答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまのご質問、人口減少と個別施設計画との関連について、お答えいたしま

す。

我が国が直面する人口減少と高齢化により、行政運営が最も厳しくなると予想される、いわゆる2040年問題の１つに、インフラの老朽化がございます。本日も、これまでご意見がございましたように、これからの地方においては、１自治体でのフルセットの行政サービスは困難であり、その解決策として複数の自治体からなる圏域単位による行政マネジメントが検討されております。国よりも早いペースで人口減少と高齢化を迎える本市において、施設保有のあり方について、有効な考え方であると認識しております。

一方、本市が保有します公共施設は、人口規模が６万3000人前後であった1980年代に盛んに整備されたものが多く、30年以上経過した現在では、人口構成（少子高齢化）の変化に加え、ライフスタイルや価値観の多様化が進んだ結果、建設当時の目的を果たせなくなった施設も見受けられます。

また、これらの変化は、単に施設の利用者が減少するというだけではなく、施設の運営を支える使用料の減少にも直結し、人口減少による市税や地方交付税の減少が予想される中、財源の確保も懸念材料の１つとなってまいります。

それらへの対応策として策定します個別施設計画にあっては、できる限り市民サービスの低下を招かぬよう複合化、管理形態の見直し、譲渡や民営化のような手法を検討しながらも、施設によっては廃止を選択せざるを得ないものが出てくるものと考えております。

このようなことから、市民生活やサービスに大きく影響します個別施設計画の方向性については、利用者はもちろんのこと、関係する市民の皆様との協議を重ねながら進めていく所存でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

勢田君。

［４番　勢田　昭一君　登壇］

○４番（勢田　昭一君）

今、個別施設計画の策定についてということでありますが、本市は平成32年度までにやりたいということでございます。僕らの手元にはこういった中央省庁の策定計画が具体的に載った部分もございます。ですから、後手後手じゃなくて、先手先手でこういった策定をしていただきたいと思います。それは必然的に財政の負担、そういった部分もあわせてあるかと思います。そういった部分で、人口減少に伴ういろんな課題があるかと思いますけども、行政としても先手先手の施策をよろしくお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございま

した。

○議長（永田　健君）

以上で、勢田君の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後２時45分　散会

～～～

１２月６日(木曜日)

平成30年（第４回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第３号）

平成30年12月６日（木曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

発言通告

１．芋生　よしや

一般質問

（１）貧困に対する施策と生活困窮者支援について

①生活困窮者支援窓口設置経緯目的

②窓口・相談体制の対応

③生活保護しおりの改善

④支援の連携

⑤市の相談・支援体制についての方針は

（２）防災・減災の取り組みについて

①指定緊急避難場所及び指定避難所と受け入れ設備

②市民への周知

③要支援者の把握・情報伝達・避難誘導

④自主防災組織の現状・活動育成

⑤一人も取り残さないために行政として取り組むことは

２．立山　大二朗

一般質問

（１）児童虐待防止と子育て支援について

①相談等の支援体制

②妊娠期からの支援

③地域での子育て支援の取り組み

④学校等の取り組みと連携

⑤児童虐待防止と子育て支援に向けた市長の方針

３．有働　辰喜

一般質問

（１）教育委員会組織再編について

（２）めのだけ小学校スクールバス運行管理業務委託入札について

（３）学校規模適正化事業について

４．永田　紘二

一般質問

（１）農業後継者支援について

①親元就農者への支援

②婚活とやまが肝いりどん事業

③農業従事者の現況

（２）八幡・平小城・三岳小再編計画の経過について

（３）教育委員会平成31年度主要事業と課題について

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立	山	大二朗		君
２番	小	川	榮	二	君
３番	芋	生	よしや		君
４番	勢	田	昭	一	君
５番	有	働	辰	喜	君
６番	服	部	香	代	君
７番	冨	田	弘	海	君
８番	永	田		健	君
９番	冨	丸	洋一郎		君
10番	藤	本	峰	秀	君
11番	北	原	昭	三	君
12番	芹	川	正	美	君
13番	藤	原		豊	君
14番	平	井	邦	廣	君
15番	吉	本	政	幸	君
16番	池	田	誠	一	君
17番	堀		茂	幸	君
18番	永	田	紘	二	君
19番	横	手	啓	介	君

20番　寺　崎　勇　児　君

○

説明のため出席した者

市長	中　嶋　憲　正　君
副市長	池　田　永　実　君
教育長	堀　田　浩一郎　君
総務部長	阿蘇品　貴　司　君
消防本部消防長	中　山　恒　弘　君
市民部長	宮　崎　錦　也　君
福祉部長	野　田　勝　年　君
経済部長	早　田　順　二　君
建設部長	白　田　俊　輔　君
教育部長	大　森　健　司　君
総務部次長	大　林　秀　樹　君
市民部次長	梅　崎　康　二　君
福祉部次長	佐　藤　ア　キ　君
建設部次長	古　江　光　拡　君
水道局長	冨　田　龍　也　君
教育部首席教育審議員	藤　島　浩　一　君
総務課長	池　田　淳　志　君
防災監理課長	木　村　隆　男　君
地域生活課長	近　藤　　敏　君
福祉課長	山　下　　陽　君
福祉援護課長	脇　山　義　文　君
長寿支援課長	小　川　浩　伸　君
国保年金課長	徳　永　謙　吾　君
農業振興課長	石　井　耕一郎　君
農業委員会事務局長	松　本　辰　夫　君
学校施設課長	藤　本　敬　輔　君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野　田　修　誠　君
局長補佐兼議事係長	中　村　武　志　君
書記	高　木　善　彦　君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　質疑・一般質問

○議長（永田　健君）

日程第１、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

市民の皆さんの暮らしの願いを実現するために、市民を代表して一般質問を行います。

きょうは、９月定例議会に取り上げた２項目ですが、その後も不安や不満の声が寄せられています。そういった市民の皆さんの声に応え、不安が解消できるように明快な答弁をお願いしたいと思います。

１つ目は貧困に対する施策と生活困窮者支援について、２つ目は防災・減災の取り組みについてです。一問一答でお願いします。

１項目めは、貧困に対する施策と生活困窮者支援についてです。

私は、９月定例議会で生活保護について質問し、生活困窮者自立支援窓口設置が行われたことにより、生活保護申請件数が減少したとの答弁がありました。私は、市民からの生活が厳しくなったなどの相談がふえていることから、違った印象を持っていることも、そのとき述べました。そこで、もう少し生活困窮者支援窓口についてお尋ねをしたいと思います。

生活困窮者支援窓口の設置の経緯、目的、相談者数はどうなっているか、生活困窮者とはどう捉えているのかをお答えください。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

芋生議員の一般質問、貧困に対する対策と生活困窮者支援について、お答えいたします。

生活困窮者支援窓口設置の経緯目的につきましては、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、平成25年に生活困窮者自立支援法が制定されたことを受け、本市におきましても同法第３条の規定に基づき、平成27年度より福祉課内に生活自立相談窓口を設置し、生活困窮者の相談に対応しているところでございます。

次に、相談者数につきましては、平成27年度が137名、平成28年度が137名、平成29年度が147名と、昨年度は若干増加しております。

次に、生活困窮者の捉え方につきましては、法の定義にあるとおり、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者と捉えております。ただ、その中でも、困窮していても相談先がわからない人や自分で自立の方法を模索している人などが潜在していると思われますので、広報等による周知や民生委員とも協力しながら、適切な相談体制の確立に努めております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

生活困窮者支援窓口での相談者は若干増加している。さらに、困窮していても相談先がわからない、自己努力で模索している人がまだまだいるだろうと思われるため、周知や適切な相談体制の確立に努めるとの答弁でした。

貧困や格差に苦しむ人々がふえているにもかかわらず、生活保護などの社会保障が脆弱であるため、それを補う形で導入されたのが生活困窮者支援窓口ですが、生活保護の申請をと相談に来たが、まず却下されますよ、仕事を探しに行ってくださいと言われ、紹介されたところに行ってきた。そこでは、まずあなたの体を治してください、仕事は紹介できませんよと断られた。しかし、国保が払えず、保険証を持っていないので病院には行けない、どうしようもなくなったと相談がありました。この方は既に相談窓口に来ていて、自分の状況を伝えていた方です。この話を聞きながら２つのことを考えました。

１つは、生活保護を申請することは誰でもできるのに、なぜ申請も受け付けられず却下されますよと言うのか。申請後にきちんと審査をして決定されるものではないのか。

２つ目は、仕事を探しに行ってくださいと言った後、仕事が決まらないようなら、また相談に来てくださいなどと相談窓口を広げておかなかったのか。もっと相談しやすい窓口や対応を工夫すべきではなかったのでしょうか。

前回、９月議会のときと同様に、相談体制やプライバシー保護についてお尋ねし、答弁していただいていますが、もっと工夫の余地があるのではないかと今回も思い、再度お尋ねいたします。窓口・相談体制、どんな対応を行っているのですか。気兼ねなく相談しやすい窓口、相談室の工夫ができないでしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

芋生議員の２点目のご質問、窓口・相談体制の対応について、お答えいたします。

まず、今申し上げられました、保護の申請をされた際に断るというようなことがあるというふうにおっしゃいましたけれども、生活保護の申請意思があって、申請をするということであれば、必ず受け付けはいたしておりますので、お間違いのないようにお願いいたします。

現在、生活困窮等で初めて窓口へ相談に来られた場合は、基本的に個別の相談室において相談対応を行っております。

また、相談窓口横には相談室が２つございますが、同時に２件以上の相談がある場合は、庁舎南側のパーティションコーナーも利用し、相談者に配慮した対応を行っているところでございます。

庁舎１階の生活自立相談窓口カウンターに、つい立てを設置することも考えておりますが、つい立てでは完全にプライバシーを確保することはできませんので、相談者に対し、相談室への移動をお願いしております。

現状におきましては、相談員の資質の向上を図りながら、相談しやすい雰囲気づくりに努めるとともに、相談前に相談者の意思を確認し、現有の相談室やパーティションを利用しながら、気兼ねなく相談できる窓口づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

今、意思がきちんとあれば、必ず受け付けるとおっしゃっていただきました。確かに、そうしていただいていると思います。しかし、受け取る方のやっぱり気持ちというのが、もっと配慮が必要なのかなと、相談を受けた身としては思いました。

庁舎内の各部署の窓口や相談窓口、相談室、それから庁舎南側のパーティション

コーナー、私もそれらの場所を利用したことがあります。まず、窓口では国保年金課に２カ所区切られて、お隣が見えないカウンターがありますが、お隣に相談者の方がいらっしゃっても気にならず、落ちついて話ができます。それに比べ、オープンになっているところだと、お隣の声などが気になって、ちょっと話が途切れてしまったりすることもあります。また、相談室は閉塞的で真っ白い部屋であるため落ちつかない、閉じ込められた気がするなども声が上がっています。ここ議会棟では常任委員会に３つの部屋のそれぞれの控え室があります。そのつくりは間取りが３つとも違っていますが、私たちが利用している市民福祉の部屋は、大きな柱が窓際にあるため、一番閉塞感があり、何だか縮こまった気分になります。皆さんも入られたかと思いますが、窓の大きな部屋はとても開放的な気分になるものです。

また、野田福祉部長とは市民福祉常任委員会の視察のときに、京丹後市に工夫された相談室があったのを一緒に見学してまいりました。相談に訪れる方というのは、病気を抱えていたり、心理的に弱っている方など、配慮が必要な方が多いのではないでしょうか。庁舎南側は窓があり外が見えるため、大変開放的に感じました。机の上に１つあった小さな折り紙の和傘が心を和ませてくれました。大きな改修でなくても、色遣いや置物だけでも、その真っ白い部屋も心を和ませ、気兼ねなく話せる場所をつくることはできるのではないでしょうか。

また、生活保護のしおりについても、小田原市のしおりを例にとって検討すべきであることも伝えていましたが、その後、山鹿市ではしおりの内容の検討、変更はありますか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

芋生議員の３点目のご質問、生活保護のしおりの改善について、お答えいたします。

生活保護のしおりにつきましては、基本となる生活保護法の目的や保護の仕組み、権利と義務、医療機関の受診方法などを被保護者に説明するため作成しており、生活保護制度の改正時に関係する部分が変更になった場合は修正を行っております。

使用方法としましては、生活保護の開始時及び毎年初回訪問時に被保護者がわかりやすいようにかみ砕いて説明し、お渡ししております。

また、掲載内容等につきましては、毎年、熊本県へ提出し、確認いただいておりますので、適切に作成しているものと認識しておりますが、他の福祉事務所のしおりも参考にしながら、被保護者の目線に立った、わかりやすいしおりの作成に努め

てまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

他の福祉事務所などのしおりも参考にしながら、被保護者の目線に立った、わかりやすいしおりの作成に努めていくとの答弁をいただきました。最初の答弁において、相談先がわからない人や自分で方法を模索している人などが潜在している、周知や適切な相談体制確立についても努力していくことも答弁していただいています。

それでは、ぜひ参考にしていただきたいことを幾つか提案をいたします。

生活保護しおりの改善の提案です。山鹿市のしおりを持ってきました。黄色いものが山鹿市でつくられているしおりです。横は生活困窮者自立支援法スタートというチラシです。こちらに出しましたのは、一方は小田原市の生活保護のしおり、右側の黄色いのは日本弁護士連合会がつくっているものです。見た目で全然違うのではないでしょうか。このしおりですが、小田原市ではなめんなジャンパーで話題になった後、しおりの内容や受給者から利用者として、生活保護は市民の権利と位置づけ、利用することは卑下することでも、批判することでも、バッシングされることでもないと、生活保護に対する意識を変えたとのことです。あなたも使えます、相談ください、お問い合わせくださいなどが表紙に書かれて、手にとれば相談したくなるようなものはいかがでしょうか。そして、生活保護のしおりが窓口や庁舎内、各市民センターなど、手にとりやすいところに置かれているでしょうか。また、弁護士連合会などがホームページで生活保護の説明があるか、すぐ探せるかということを呼びかけています。ホームページの中でインターネットの生活保護、山鹿市と検索すればぱっと出るか、また生活保護のしおりの中身もそこで読めるか、制度の説明がわかるかということです。それは、厚生労働省のホームページにも載せてありますので、ぜひ参照していただきたいと思います。検索上位ですぐ出てきます。ここ山鹿市の近隣では、菊池市、阿蘇市がホームページですぐ見つかりました。

また、生活困窮も同様に、検索して制度を知ること、相談につながることが重要です。申請をするときに初めて見るのではなく、いつでも手にとれるようにしておくことが大事です。窓口で生活困窮者自立支援制度のパンフをくださいと私、今回お尋ねしましたところ、なかなか見つからず、奥まで探しに行ってくださいました。結局は、窓口手前の棚というか、いろいろパンフを置いてあるところにあったのを私が気づいたのですが、もっと見える、見つけられるようにする必要があると思い

ます。まだまだ改善してほしいことはあるのですが、さっき述べました３点であれば、すぐ改善ができるのではないでしょうか。検討できますでしょうか。４回目の質問の前に、この点をお答えいただけたらと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

ただいま芋生議員のほうからご指摘・ご提案をいただきましたことにつきましては、適切にできる限りの範囲で対応してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

それでは、次に支援の連携についてお尋ねします。

生活困窮者で家族の介護をして仕事を失った、収入の道が断たれてしまった、滞納や借金がある、全国では痛ましい餓死などによる死者、介護に疲れて自死、自分で亡くなる方の事件が相次いで起きていましたね。そんな事件を受けて、生活困窮者自立支援法がスタートしました。そして、平成30年10月１日、厚生労働省事務連絡に生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携についてという通達、事務連絡が来ておりました。生活困窮者自立支援制度においては、平成27年４月の施行後、着実に支援の効果があらわれてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘があります。生活困窮者の中には日々の生活に追われ、また自尊感情の低下などにより、みずから自立相談支援事業の相談窓口に相談することが困難な者も少なくありません。そのため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対して相談支援が届くようアウトリーチの観点が重要である。また、みずから支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、さまざまな関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援機関の相談窓口に確実につなげていくことが必要である。実際に自立相談支援機関の相談窓口に生活困窮者をつなげた庁内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もあります。山鹿市も先ほど窓口を開設したことによって相談者がふえていると言われましたので、山鹿市もしっかり努力はなさっていることはわかっています。しかし、これらを踏まえ、

改正法による改正後法第８条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときには、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業などの利用の勧奨などを行うことが努力義務とされたところであります。

さて、野洲市では、ようこそ滞納していただきました条例（債権管理条例）、税金滞納者のほとんどは払いたくても払えない、生活困窮者である、これまで税金を滞納しているという情報は持っていても、なぜ滞納しているかの把握はできていなかった、その根本的な原因がわからなければ、その場限りの対処をしていても継続して税金を払ってもらうことはできないと、まずは市民の生活実態を総合的に把握することが先を見据えた安定した税収につながるとしてつくられたものだそうです。この条例に先駆けて、生活困窮者対象の就労支援事業も取り組まれ、面接に必要なスーツや靴の貸し出し、履歴書の書き方、面接練習など、きめ細やかに就労支援も行ってあるそうです。

先ほど紹介した厚生労働省事務連絡には、ひとり親家庭等福祉対策、介護保険制度、自殺対策施策、ひきこもり地域支援センター、公共職業安定所、教育施策、税務担当部局など、14の連携についての改正内容がつけられています。山鹿市でも連携を強め、困窮者の状況を総合的に捉え、自立支援を行ってほしいと思います。また、そういう計画をされているということは聞いておりますが、支援の連携はどうなっていますか。また、今後の方針はどうですか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

芋生議員の４点目のご質問、支援の連携について、お答えいたします。

生活困窮者に対する支援の現状は、まずは相談窓口で受け付け、どのように困っておられるのか、相談者から状況を聞き取ります。

家計のやりくりに問題がある場合は、同窓口に配置しております家計相談員、また就労により解決が図れるような場合は、ハローワークとも連携を図りながら相談対応に当たっております。

そのほか高齢者や障害者、介護保険、税等の滞納など、制度的な対応が必要な場合は、担当課へつなぎ、迅速かつ丁寧な対応を行っております。

しかしながら、近年、急速な少子高齢化の進行や核家族化、また生活様式や価値観の多様化などにより、地域におきましても生活困窮者を初め、孤独死や虐待、ＤＶ、ひきこもりなど、住民が抱える問題も複雑化・多様化しておりますので、これ

らを包括的に支援できるよう、総合相談窓口の整備に向け現在検討を進めているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

厚生労働省の事務連絡に書かれたように、山鹿市でもいろんな部署との連携を図ってあることを大変うれしく思います。また、今後、複雑・多様化した問題に向き合えるよう、総合相談窓口整備はぜひ急いでください。

それでは、市長に、山鹿市の貧困に対する施策と生活困窮者支援に対して相談・支援体制はどのような方針を持ってあるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

芋生議員のご質問、市の相談・支援体制の方針について、お答えいたします。

本市の貧困に対する施策や生活困窮者支援につきましては、ただいま福祉部長が申し上げましたとおりですが、昨年度末に策定しました山鹿市地域福祉計画に包括的な支援体制の整備としまして、相談・支援体制の充実を掲げているところでございます。

近年、地域社会を取り巻く環境も大きく変化し、生活課題や福祉に対するニーズも複雑化・多様化しておりますが、公的な福祉サービスだけでは解決が困難な、いわゆる制度のはざまにある人たちを生み出さないよう、地域福祉計画の基本理念であります「人にやさしく安心して暮らせるまち山鹿」の実現に向け、本市の相談・支援体制の充実を着実に進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

本当に複雑・多様化している問題が山積み状態ではないかと思います。

ところで、服部議員と北原議員が昨日、これからはＡＩやロボティック・プロセ

ス・オートメーションなどの導入のことを話されましたが、人に対しての複雑な相談は人でなければならないでしょう。届いたばかりの広報やまが12月号の５ページに、山鹿市の職員の給与と定員管理の中で、職員数の増減が書いてありました。ここに民生部局が一番多い減数７名となっていました。私はこれを見て、大丈夫なのかしらとちょっと不安になりました。職員の長時間労働の観点から、この間、定員減を緩やかにすべきだと提案していました。大変複雑な相談などの業務に当たる民生部局の減員数が一番大きい、こんな状態で大丈夫なのでしょうか。市長、いかがですか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの民生部局の人員が減少しておるということでご心配をいただいておりますけれども、全体の中でのバランスはいつも考えながらやっておりますし、類似団体の職員数と比べますと、山鹿市はまだ多いということでございます。兼ねて、皆さん方、山鹿市の財政や将来についてもご心配をいただいておりますように、全体的な中で、しっかりと検討しながら進めていくことが大事であると思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

全体のバランスをとって行っているということでしたので、ちょっと安心したところです。

それでは、２項目めの防災・減災の取り組みについて。

12月だというのに夏日のような日があったり、今週末には急激な寒波がやってくるなど、地球温暖化が極端な異常現象を引き起こし、猛暑、豪雨、大雪、台風の大型化、海水面の上昇など、地域を問わず大水害の危険が高まっています。想定外が許されない状況で、さまざまな手だてが必要となってきます。

さて、７月には石地区で避難する状況となりましたが、今回、９月議会の後、石地区の方とお話する機会がありましたが、我が家も妹夫婦の家も雨が降るたび、いつも不安になっている、この間のときは低地にある公民館には避難ができないと思った。また別な方は、障害があるから何が起きても避難しなければならないときは

心配だなど、不安や不満の声が寄せられています。指定緊急避難場所や指定避難所と受け入れ設備についてお尋ねします。災害時にどう設置していくのですか。

倉敷市真備町のことですが、早めの避難を始めた方たちが、市が指定している緊急避難場所に避難をしようとしたところ受け入れを拒否されたが、理由は示されませんでした。後日、そこは土砂災害警戒区域にあるからだとわかりました。真備・船穂地域の指定避難所、計33カ所のうち、土砂、洪水の両方の災害が起きても安全とされる場所にあるのは13カ所にすぎないそうです。どういう災害時にどこの避難場所が使えるのか、行政は説明不足だと真備町の避難者の声が紹介されていました。

２つ目に、どこに避難をすればよいか、その徹底はどうされるのですか。市民への周知はどうなっていますか、お答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

芋生議員の一般質問、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに市民への周知について、お答えいたします。

まず、指定緊急避難場所と指定避難場所の違いについてでございます。指定緊急避難場所につきましては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所と、また指定避難所につきましては、災害の危険性があり避難した住民等の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設と区別されており、それぞれ市町村長が指定しなければならないと災害対策基本法に規定されております。現在、山鹿市においては、指定緊急避難場所として62カ所、指定避難所として32カ所の指定を行っております。

次に、指定避難所の開設につきましては、災害の規模や種類により、開設に適する避難所が異なりますので、施設の安全性を確認した後、担当職員を配置した上で順次開設することとしております。

なお、開設した避難所の運営につきましては、平成27年３月に作成した山鹿市避難所運営マニュアルにおいて、全体の管理を行う総務班のほかに、避難者の名簿作成や安否確認等を行う被災者管理班、要支援者に必要なサービスや健康状況等を把握し対応する要配慮者対応班、備蓄物資や支援物資をもとに炊き出しや食料の確保等を行う食料物資班など、役割ごとに９つの対策班が定められています。

しかし、実際に避難所を運営する際には、職員だけでの対応には限界があり、市民やボランティアの協力を得る必要があります。また、避難所自体が新たな生活の

場となるため、予想できない事態も当然発生してまいります。そのため、避難所ではプライバシー確保のための簡易型の間仕切りの設置、段ボールベッドや毛布の配付などを行い、避難者一人一人の状況に留意しつつ、市民やボランティア、特に要支援者や女性、子供の意見も取り入れながら、ニーズに応じた対応に最大限努めてまいります。

また、開設する指定避難所の周知につきましては、防災行政無線、やまがメイト、市ホームページ、デタポン、さらには地元警察や消防団の協力による巡回広報等も行い、周知徹底を図ることとしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

地域で決まった避難場所や避難所に行くというのではなく、災害に応じた避難先を開設し知らせていくので、そこに避難してほしいということなのですね。

先ほど62カ所の避難所、避難場所があるということでした。私も一覧表を確認してみました。例えば、山鹿小学校の体育館でしたら、避難場所であり、避難所となるわけです。しかし、八千代座の交流施設は避難場所ではあるけど避難所ではないということ。それから、めのだけ小学校の体育館は避難場所です。しかし、洪水などのときには避難する場所にはならない。また、サイクリングターミナルは避難場所で避難所ですが、地震のときはだめだ、そういうことがあるので、それぞれの災害のときに市や消防など、また地域と連携をとって避難所を開設していくので、そこに避難をしてくださいということです。それでも、家族の中ではどんなときに災害が起きるかわかりませんので、最終的に落ち合う場所や避難経路などを確認し合うことが大事になってくるのではないかと考えました。

ことしの夏、地震、台風、豪雨など大規模災害で犠牲になった方々の多くは高齢者の方です。また、避難所の長期化では、お年寄りの方が亡くなっています。防災避難体制づくりの中で、高齢者を初めとする支援が必要な人への対応をしっかり位置づけ、備える政治の役割が不可欠です。高齢者を初め、障害者、子供などに、特に支援が必要な人がいち早く避難できるよう、具体的な仕組みを整えることは待ったなしで、とりわけ重要なのは安全な場所に一刻も早く避難できる仕組みをつくっておくことです。高齢者や要支援者は、避難先での環境変化の影響を受けやすく、体力も衰えている高齢者にとっては、とりわけ深刻です。心身の健康を保つ取り組みを特別に重視すること、個人の尊厳や人権保障に基づく避難先の設置や運用を行

うことが大切です。先ほど答弁していただきました、ベッドや間仕切り、またさまざまな状況に応じて、その体制を整えていくと答弁していただいていますので、その点はしっかりこれからも努力していただければと思っています。

さて、避難所への避難誘導について、１つ、一人も取り残さないために行うべきことは。

２つ、遠くまで行けず地元に避難するということもあるでしょう。自主避難場所の把握など、できてますか。

３つ、要支援者の把握や情報伝達、避難行動の支援、視聴覚障害者、難病者、高齢単身者など、要支援者の把握はどうなっていますか。

その点、お答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

芋生議員のご質問、要支援者の把握、伝達情報、避難誘導について、お答えいたします。

本市では、災害時の避難に支援を要する人が迅速かつ的確に避難できるよう、避難行動要支援者名簿を作成し、山鹿市社会福祉協議会が持っております要援護者のデータにより捕捉するなど、要支援者の把握に努めております。

災害時に要支援者の命を守る必要があるときは、本人の同意なしに嘱託員や民生委員等へ情報提供できることになってはおりますが、避難する際、一人も取り残さないようにするためには、自主防災組織などの地域での支援体制を確立し、情報伝達や避難誘導に努める必要があります。

次に、自主避難場所の把握につきましては、要支援者個人ごとの計画書を作成する際に、ご本人や支援者に対し、位置や経路を丁寧にお伝えしているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

町内ごとにきめ細かく対応できる計画を住民の知恵などを取り入れてつくり、確実に実施できるように、日常的に点検強化していくことが重要です。地域の危険箇所を示すハザードマップの周知の際にも、避難の仕方とあわせ、住民に丁寧に説明

することが求められると思います。危険が迫っているとき、正確な情報を迅速に伝える体制整備も欠かせません。自治体は、地域の防災力を高めるための支援・援助を進めるべきだと思います。

市民やボランティアの協力が必要だとも述べられました。９月８日の熊日新聞に、熊本では自治会役員や民生委員が参加し、災害時の危険箇所や避難場所を記した地域版ハザードマップ作成、地域の事情を把握しておけば、避難する際の判断材料になる。家族構成によって避難場所までの所要時間や経路なども異なるので事前に考えておくことなど、自分の状況に応じて計画を立てないといけないことがわかったなどと書かれた記事が出ておりました。

また、熊本のある地域では、地域住民で集落の見守りマップを作成し、地域の方が集まって、単身者がいるところ、昼間は高齢者だけになるところ、さまざまなシールを貼って、そういうマップを作成したそうです。避難用の支援者の情報共有の取り組みがあって大変よかったと、そういうことを伝えられた方がいました。その集落の見守りマップは、地域で保管するのではなく、社会福祉協議会が主体として協力して行ったものであり、社会福祉協議会がそのマップは持って帰るとのことでしたが、地域の方たちは一緒に情報共有することができたと言われました。

さて、自主防災組織、これが大変重要になってくるかと思いますが、その現状・活動育成について、また活性化するための手だてはどう行っていますか、お答えください。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

ただいまの自主防災組織の現状・活動育成について、お答えいたします。

まず、本市における自主防災組織の現状について申し上げます。

これにつきましては、本年９月定例会の一般質問において、平成30年９月末現在、市内258行政区のうち211行政区で結成されたことを報告しましたが、その後、11月末までにさらに７行政区で結成が進み、計218行政区、組織率は85.3％となり、年度当初と比較して5.7ポイント上昇しております。今後も引き続き、組織率100％の目標達成に向け働きかけを強化してまいります。

次に、自主防災組織の活動育成につきまして、同じく９月の一般質問でお答えしましたように、組織結成後の訓練等の活動は、まだ十分とは言えない状況でございますが、万一の災害に備えた避難訓練や消火訓練等のほか、防災に関する知識の習得を目的とした出前講座の開催もふえる傾向にありますので、今後も引き続き、組

織率の向上とあわせ、嘱託員会議や地域イベント、あらゆる機会を利用して訓練の重要性や補助制度の活用をさらに啓発してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

９月定例会の後、また７行政区で結成が進み、自主防災組織の組織率が85.3％となったとのことでした。市の取り組みや働きかけが生きているようで、うれしいことです。

しかし、せっかくの自主防災組織も日ごろからの取り組みや訓練があってこそ、いざというときに生かされるのではないでしょうか。私も近隣で幾つかの自主防災組織の取り組みなどを聞いてまいりました。まず、できたばかりのところでは、市から出前講座で来てくれ、どうやって立ち上げるかなど、補助金についても話を聞き、書類なども作成し、地域役員に諮って組織ができた。これからその計画を出していくところだ。組織はできているが、訓練となると改めてはなかなか参加者がいない。まずは、行事のときなどに訓練なども入れていきたい。地域の避難場所を使って炊き出し班がおにぎりなどをつくったりしている。毎月の黄色いタオルでの安否確認活動をしている。高齢者や支援が必要だと思われる方の、そのタオルを庭先、玄関先などに、見えるところに掲げる、その実施率は高齢者や支援が必要だと思われる方が100％と言える。また、地域ごとに自主的な炊き出しや消防署から来てもらって訓練などをしている。お互いに交流を持っているなど、各地域でさまざまな取り組みが行われています。中には、山鹿市は災害の被害が少なく、危機感がなくて、防災にも無関心である、そんな地域もあるそうです。訓練の回数を重ねれば重ねるほど要領もよくなり、ご近所の様子や地理なども把握できるようになって、いざというときは大きな力になります。災害がなくても助け合える関係ができてきます。自主防災組織の組織率の向上とあわせて、訓練も広げていく必要があると思います。

市長、一人も取り残さないために行政はどんなことを取り組んでいく方針でしょうか。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問、災害発生時に逃げおくれる方を一人も出さないようにするための行政としての取り組みについて、お答えいたします。

近年、日本国内で発生しております地震を初め、梅雨時期の集中豪雨や台風による暴風雨を伴う自然災害につきましては、いつどこで大災害になってもおかしくないと言われており、事実これまでの被害記録をはるかに超えることが多くなっております。

防災は、自分の命は自分で守るという自助が基本でございますが、議員危惧されておりますとおり、避難等を行う際、何らかの支援が必要な方、いわゆる避難行動要支援者の方などの避難につきましては、その方がお住まいの地域の方々の協力と連携、いわゆる自分たちの地域は自分たちで守るといった共助が大変重要となってまいります。

行政といたしましては、市内全域に緊急時避難誘導体制の網の目を張りめぐらせておくことが極めて重要であると考えており、災害発生時に逃げおくれる方を一人も出さないようにするためには、行政区単位で組織します自主防災組織の結成と組織活動の充実を図り、地域との連携を密にしていきたいと考えております。

また、あわせて住民の避難に関する情報の発信につきましても、早目早目の情報発信に心がけてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

芋生君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

自主防災組織、そして地域のしっかりした取り組みが大変重要になってくると市長も申されました。行政と、それから市民、力を合わせて防災・減災に取り組むときではないかと思っています。さまざまな地域のとても進んだ取り組みなどもぜひ紹介していただき、お互いに自主防災組織のつながりもつくり、活性化していくことをさらに強めていこうではありませんか。

さて、昨日、北原議員がエアコンのことを取り上げられました。体育館などにエアコンも設置できないか、避難所となることもお話されたと思います。このエアコンについてですが、秋の臨時国会の補正予算で特例交付金が設置され、小中学校の普通教室に全て設置できる規模の予算が初めてつきました。私も所属している新日本婦人の会が、連日の猛暑の中で愛知県の小学生が亡くなるという痛ましい事故を受けて、緊急に申し入れを何度も行い、文部科学副大臣交渉、また４回の文部科学省の交渉を行って、その緊急な手だてをと求めたものです。さらに、11月15日、総

務省・文部科学省交渉では、ランニングコストが大変だとの自治体の要望を届けると、総務省は普通教室全てに設置できる予算を組んだので、この特例金を使い切りたい。申請が間に合わないところは、個別に相談してもらえば対応を検討したい。文部科学省は設置後のかかる電気料金を調査し、普通交付税でその分を増額すると回答しました。続けて、11月22日、参議院総務委員会では我が党の山下　芳生議員の、避難所に指定されている小中学校の体育館へのエアコン設置についての質問に、総務省担当局長は、緊急防災減災事業債があり、今年度は5000億円を計上。ぜひこの制度の活用をと答弁しました。この事業債は、７割が国から交付されます。文部科学省の担当参事官も、緊防債を活用して体育館への設置をすることは可能です。自治体への制度活用の周知に努めますと答弁しました。

昨日、北原議員の質問には、学校体育館は学校側からエアコンなどの必要性は要望が出ていない。費用対効果などを勘案して検討していくとのお答えだったと思います。しかし、皆さんもご存じのように、異常気象は世界各地を苦しめています。いつ避難所を開設しなければならない事態になるかわからない状況ではないでしょうか。避難所として活用できる対策はしっかりと検討していくべきではないかと指摘して、私の質問を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前10時57分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午前11時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、立山　大二朗君の発言を許します。立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

皆様、おはようございます。

議席番号１番の立山　大二朗です。

先日まで女子ハンドボールのアジア選手権が山鹿で開催されまして、大変にぎわいました。私もオープニングセレモニーから幾つか試合も拝見しましたけれども、来年の世界選手権に向けて非常にはずみがついたのではないかと思います。また、子供たちの応援が非常に元気がよくて、あれは本当に山鹿の子供たちのすばらしさを、また内外に発信できたのではないかなというふうに考えております。

その子供たちについての質問ということで、それでは発言通告により一般質問します。本日は、本市における児童虐待防止の取り組みと子育て世代の支援策について質問します。一問一答にてお願いいたします。

さて、本年９月定例会にて北原議員からの質問でも触れておられましたけれども、本年の３月、東京都目黒区のアパートで両親から虐待されていた船戸　結愛ちゃん、当時５歳が死亡するという痛ましい事件がありました。非常にマスコミでも話題になったわけですが、両親から十分な食事を与えられず、父親から暴行を受けた数日後に死亡と。警視庁は傷害容疑で父親を逮捕して、６月には保護責任者遺棄致死容疑で再逮捕する際に母親も逮捕されたと。その結愛ちゃんが生前に両親に宛て、もうお願い、許して、許してくださいという文章を残していた、そういったことも明らかになっています。本当に痛ましい事件でした。結愛ちゃんが以前住んでいた香川県、こちらでは平成28年から２度、児童相談所が一時保護していたということなんですが、東京都に転居後、関係機関の連携不足が指摘されていたということですね。本件は近所の住民や病院などから何度も通報があった。引っ越し前の香川県、そして引っ越し後の東京都と、児童相談所が２つも介入していて、救出するチャンスはたくさんあったはずなんですけれども、それにもかかわらず一時保護は２度解除され、家庭に戻され、そして悲惨な結末に至ったと。

そこで、厚生労働省の専門委員会が検証を行いました。結愛ちゃんが以前住んでいた香川県の児童相談所が、虐待が疑われる事態を把握しながら、危険性を判断する記録を残していなかった、そういったことが判明しています。本来は、平成17年に厚生労働省の通知、虐待対応の手引というものがあって、これにより児童への危険性を判断するためのリスクアセスメントシート、こういったものに記録することがちゃんと定められているわけです。ですから、手引違反になっていたということだそうです。香川県の児童相談所は転居先の東京都の児童相談所に対して、けがの写真などの客観的な資料を引き継いでいなかった。東京都側が結愛ちゃんへの危険性を判断する機会を失ったということも判明しています。そこで、政府としましては、本年７月、児童相談所の体制の強化、児童相談所間の引き継ぎは対面で行いますと。そういったことなどの緊急対策を決定し、虐待死の防止を目指しているということだそうです。

また、大きな背景としまして、平成28年度中に全国210カ所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数が12万2578件、これまでで最多の数字となっているそうです。全国では１日に約300件以上も対応している計算になります。さらに、平成29年の厚生労働省が発表したデータによりますと、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの子供の虐待死事例が、心中以外の虐待死が52人、心中による虐待

死事例が32人に上り、何と１年間で合わせて84人もの子供たちが、心中または虐待死で命を亡くしているということだそうです、本当にニュースで見かける以上にたくさんの子供たちが虐待等によって命を亡くしているという現状がございます。

虐待しているのは最悪の結果なんですけれども、その児童虐待には身体的な虐待、あとは性的虐待、あとネグレクト、要するに家に閉じ込めたり食事を与えないとか、本当に育児放棄のような形、そして心理的虐待、本当に心を殺していくような虐待、こういったものがあります。これらの虐待というものは、やはり家庭だけの問題ではなくて、地域ぐるみで防止して、また対応していかなければならないものと考えられます。

そこで、本市の児童虐待の件数と相談体制について伺いたいと思います。

また、児童虐待についての相談窓口、児童虐待の防止そのものについて、市民への周知・啓発が必要不可欠と考えられますが、本市の市民への周知・啓発についても伺います。

質問を続けます。平成28年、児童福祉法改正において、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点が法律上、位置づけられております。妊娠期から子育て期まで一貫した相談支援体制の構築に向けた取り組みというものが国としても進められているわけです。子供は地域の宝といいます。山鹿市でも子どもはやまがの宝だ宣言を出されていますけれども、地域のつながりが希薄化している中で、妊産婦等の孤立感・負担感が高まっているということが言われております。妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供していくために、子育て世代包括支援センターにて相談支援等を行うこととしているわけです。平成29年４月１日時点で525市町村、1106カ所に設置されていると。また、閣議決定において、2020年度末までの全国展開を目指して整備を進めていくこととされています。また、子育て世帯包括支援センターの設置促進を図るため、政府は平成30年度予算案において、子育て世代包括支援センター開設準備事業として、同センターを立ち上げるための職員の雇い上げ、協議会の開催等に要する経費を計上しています。児童虐待の背景には、子育てに悩む親の、特に母親の存在があります。そこで、子育て世代包括支援センター、家庭総合支援拠点について、本市における設置に向けた検討状況、そういったものについて伺っていきます。

また、先述の平成28年改正法により、市町村の設置した要保護児童対策地域協議会の調整機関には、調整担当者の配置及び研修の受講が義務化されました。さらに、専任の職員や専門性のある職員の配置が求められています。支援を行っている子供については、関係機関が情報共有し、役割分担を行うための個別ケース検討会議も開催しなければなりません。そこで、要保護児童対策地域協議会の活動等の状況に

ついて伺います。

この項、最後です。文部科学省と厚生労働省が、学校及び保育所から市町村または児童相談所への定期的な情報提供に関する指針を示していますが、本市では福祉部門と教育部門において、この指針のような取り決めを交わしているでしょうか。

また、児童虐待の防止に寄与するための取り組みとして、保育所等の利用調整に当たって、被虐待児童を優先的に利用させる取り扱いとしているでしょうか。子ども・子育て支援新制度においては、平成26年９月10日付通知の子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等についてで、優先利用の対象として考えられる事項の一つとして、虐待またはＤＶのおそれのあることに該当するなど、社会的擁護が必要な場合を提示しています。そこで、本市の対応状況について伺います。

長くなりましたが、これまでの質問を整理しまして、５点ですね。

１点目、本市の児童虐待の件数と相談体制について。

２点目、市民への周知・啓発について。

３点目、子育て世代包括支援センター、家庭総合支援拠点について。

４点目、要保護児童対策地域協議会の活動等について。

５点目、福祉部門と教育部門の情報共有について。

以上５点を伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

立山議員の一般質問、児童虐待に対する本市の相談等の支援体制、児童虐待の状況等について、お答えいたします。

児童虐待に関する相談件数は、医療機関、保育園、学校、児童本人またはご家族あるいは市民の方などから、虐待の疑いも含めまして、平成28年度24人、平成29年度29人で、この中で虐待と判断した人数は平成28年度８人、平成29年度20人となっております。

こうした相談の窓口として、福祉部福祉援護課児童家庭係に専任の保健師を１名、教育部子ども課所管の子ども総合相談窓口に、非常勤の子ども相談員を４名配置し、連携しながら対応を行っております。

市民への周知・啓発につきましては、各相談窓口での啓発のほか、11月の児童虐待防止月間にあわせて、広報やまがに掲載したり、児童虐待に気づいた方々から速やかに連絡いただける児童相談所全国共通ダイヤル189番、通称「いちはやく」を

ポスターやチラシでお知らせするなど、啓発に努めております。

また、さらに相談体制・支援体制の充実を図るため、妊娠から出産、子育て期間を通じた切れ目のない支援を継続できるよう、子育て世代包括支援センターの再来年度設置に向けて計画を進めており、家庭総合支援拠点の整備につきましても本市の状況に合った役割や連携体制等について検討を重ねているところでございます。

続きまして、要保護児童対策地域協議会の活動等については、平成29年度から市町村の体制強化として、要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職の配置と研修受講が義務化されました。本市におきましては、福祉援護課に当協議会を設置しており、児童虐待担当の専任保健師を協議会の担当者とし、専門的な研修を受講しております。

また、虐待に対する判断基準を児童相談所と共有し、児童相談所で受理した事案の中で、地域での見守りが好ましい事案については、児童相談所から山鹿市に引き継ぎを受け、継続的な家庭訪問を行い、相談対応や見守りを行っております。

本協議会は、年間３回以上開催し、児童虐待に係る現状把握と対策の検討を行うとともに、個別事例の検討を行い、支援方法の見直しも行っております。

また、協議会とは別に、関係機関を集めた個別ケース会議を随時開催し、会議の方針に基づき、多職種がともに訪問を実施するなど、連携体制を構築しております。昨年度は151件の会議及び訪問を行っております。

最後に、福祉部門と教育部門における情報の共有につきましては、福祉部門における情報と学校を中心とした教育部門の情報を相互に照会し、共通認識を持って対応できるよう、教育委員会主催の専門家連絡協議会を開催しております。

また、虐待により児童の安全面、養育面等を考慮して、保育施設等の利用が必要と判断した場合は、迅速な入園に向けて教育委員会子ども課と調整を図っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

本市で虐待と判明した数字が、平成29年度で20人ということでした。全国的に見れば、特別多いというわけではないんでしょうけれども、やはりこの山鹿のまちでそれだけのお子さん方が苦しんでいらっしゃったというところで、市民の一人としてもやはりショックを受ける数字ではございます。

とはいえ、専任の保健師がいらして、子ども総合相談窓口には子ども相談員４名

配置されていると。そして連携をされているということですので、最初の受け皿がしっかりちゃんと用意されていると。相談の対応もできているということがわかりました。市民への周知・啓発については、広報やまがを使われているとか、あとは先ほどおっしゃいました児童相談所、全国共通ダイヤルの「いちはやく」ですね、189番。これをポスター掲示などで紹介されているということですね。私もそのポスターを見たことがあるんですけれども、可能であれば児童が集まる、保護者が集まるところ以外でも、そういった施設以外でもポスター掲示、チラシ配布、あとホームページでの対応、告知等ですね。とにかくあらゆるところで目につくように、注力していただければ、より児童虐待の防止につながるのではないかと思います。やはり「いちはやく」、189番をまず知らないという方が結構多いというふうに伺っておりますし、また知っていてもお子さんに余り近いところだと、なかなか通報しにくいというケースは聞くんですね。ですので、本当に地域ぐるみで、そういった目を光らせるというと言葉は悪いんですけれども、対応ができるような環境づくりができればと考えます。

子育て世代包括支援センターも、閣議決定をしております2020年度の設置に向けて計画が進んでいると。また、家庭総合支援拠点の整備についても検討中であると。要保護児童対策地域協議会がちゃんと機能し、あと個別ケース会議が随時開催されている。さらに、福祉部門と教育部門がきちんと連携されているといったことを伺い、大変安心するところではございます。本市の未来を担う子供たちのためにも、その推進を非常に期するところでございます。

次は、お母さんに関する質問ですね。虐待の背景によくありますのが、もちろんお母さん方が好んで虐待をしているわけじゃもちろんなくて、やはり育児ノイローゼであったり、いわゆる産後鬱ですね。こういったものが背景にあるケースが非常に多いというふうに聞いております。

では、医療機関において、子供の養育について特に支援の必要な妊婦等を発見した際、保健センター等へ情報提供がなされるように厚生労働省からの通知がございますが、本市での対応状況について、また実際に医療機関から子供の養育について、特に支援の必要な妊婦等について、情報提供された場合、どのように対応しているか伺います。

次に、児童虐待防止の観点から乳幼児健診の未受診者など、全ての乳児の状況把握の対応状況、さらに乳幼児健診未受診者の状態が続いている場合などで、要保護児童対策地域協議会の支援につなげる等のフォローの取り組み状況はどのようになっているか、こちらを伺います。

やはりネグレクトなどがあれば、そうやって乳幼児健診とかに連れて来ないとい

うケースがあるわけですね。この数字から大体把握もできるし、対応もできるかというふうに考えられます。同様に、予防接種の接種状況をどのように把握されているか。また未接種者を把握し、支援につなげる体制はどのようになっているか。さらに、予防接種を一定期間以上受けていない状態が続いた場合に、子供の状態を確認する仕組みの有無について伺います。また、妊娠期からの適切な支援を提供するという観点から、産前と産後サポート事業の実施状況について伺います。

以上、こちらも長くなりましたが、妊娠期からの支援ということについて整理しまして、４点ですね。

１点目、妊婦の医療機関からの情報への対応について。

２点目、乳幼児健診未受診者への対応について。

３点目、予防接種の接種状況の把握と対応について。

４点目、産前産後サポート事業の実施状況について。

以上４点を伺います。お願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。野田福祉部長。

［福祉部長　野田　勝年君　登壇］

○福祉部長（野田　勝年君）

立山議員の一般質問、妊娠期からの支援など、母子保健分野の取り組み状況について、お答えいたします。

平成29年度の山鹿市の出生数は356人です。本市におきましては、妊娠期からの支援の取り組みとして、地区担当保健師による妊婦の全戸訪問を実施しております。仕事等の関係でどうしても面会できない方については、電話による相談を実施しております。内容としましては、妊娠期から母子の健康に関することや今後の育児に関する不安や悩み等について、本人に寄り添った支援を行っております。

その中でも、医療機関から支援の必要な妊婦として情報提供があった方についても、漏れなく家庭訪問による面接を実施し、養育支援を行っております。平成29年度は、産後鬱に関しての医療機関からの情報提供が24件あっており、その24件を含め、養育支援として167件の訪問を行っております。

２点目の本市の乳幼児健診の実施状況ですが、３・４カ月児、７・８カ月児、１歳６カ月児、３歳児を対象とした乳幼児健診を実施しており、平成29年度の受診率は平均98.3％となっております。

健診未受診者対策としましては、乳幼児の健康状態や養育状態を把握するために、未受診者宅を訪問し、必ず当該母子に会って確認しております。養育状況等で支援が必要と判断した場合には要保護児童対策地域協議会へ報告し、関係機関と連携し

た継続的な支援を実施しております。

３点目の乳幼児予防接種状況の把握につきましては、実施機関からの毎月の実施報告書を受け、本市独自で導入しております健康管理システムにより、一人一人の接種履歴を管理しております。接種勧奨につきましては、乳幼児健診や訪問指導の際に担当保健師が行っております。

４点目の産前産後サポート事業の実施状況についてです。この産前産後サポート事業は、妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩みなどについて、専門職員等が相談支援を行い、家庭での妊産婦等の孤立感の解消を図るという、国の補助事業でございます。

本市では、当補助事業は実施しておりませんが、先ほど申しましたとおり、従前から地区担当保健師による妊産婦及び乳児家庭全戸訪問を実施しており、産前産後の切れ目のない支援に努めております。

あわせまして、妊産婦の身近な相談役として母子保健推進員による地域での活動も展開しております。母子保健推進員とは、子育ての経験や看護師等の資格を生かして、地域のボランティアとして活動していただいている人材です。現在19名の方が市の委嘱を受け、行政とのパイプ役や地域での身近な相談役として、年間400件程度の訪問活動及び乳幼児健診や子育て支援センター事業等へのご協力もいただいております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

昨日の北原議員のご質問、あと執行部からのご答弁と重複するところもございましたけれども、はっきりした数字ですとか、また具体的な対応策など伺いました。

こういう子供関係の質問とかしますと、まずお前が結婚して子供をつくれとよく言われるんですけれども、ただ本当に若い世代としまして、子育てに関する悩み、大変多いというふうに聞くわけですね。先ほど、産後鬱の話とかで、お母さんの話を聞きましたけれども、意外と父親側、男親のほうも子育てについての悩みですか、例えば夜泣きがひどくてどうしていいかわからない、ご近所に迷惑かけているんじゃないか、そういったところのストレスから、例えば家庭内のＤＶに、まだ至らなくても非常に悩みを抱えているケースというのはよく聞きます。ですので、本当これは母親だけではなくて、父親も含めて、本当に子供を抱えていらっしゃるご家庭のサポートというのがとても大事になってくるのではないかと思い、今いろいろと

お尋ねをしているところでございます。

引き続き、地域での子育て支援の取り組みについて伺います。

まず、こんにちは赤ちゃん事業、乳児家庭全戸訪問事業の全戸訪問状況について伺いまして、次に相談間窓口に来ることが難しい家庭に対して、アウトリーチ型、訪問型での支援というのが重要と考えられます。養育支援訪問事業の実施状況について伺います。３点目に、子育て中の親子が気軽に集い、地域とのつながりを持てる場としての、地域子育て支援拠点事業の実施状況。４点目、虐待の未然防止、早期発見の観点から、保育園や幼稚園に通っていない児童や未就学児の把握が重要と考えられます。これは先ほどの健診と同じ理屈ですね。本市における未就園・未就学児の把握、あとは未就園・未就学児に対する支援の実施状況について伺います。いろいろと重複するところも出てきますけれども、整理しまして４点ですね。

１点目がこんにちは赤ちゃん事業の全戸訪問状況。

２点目が養育支援訪問事業の実施状況。

３点目が地域子育て支援拠点事業の実施状況。

４点目として未就園、未就学児の把握と支援の実施状況について。

以上４点について伺います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

立山議員の一般質問、地域での子育て支援の取り組みについて、お答えいたします。

まず１点目、こんにちは赤ちゃん事業の全戸訪問事業につきましては、先ほどの福祉部長の答弁にもありましたとおり、地区担当保健師による全戸訪問を行っており、平成29年度の訪問件数は365件、訪問実施率は99.7％でございます。

２点目、養育支援訪問事業につきましても、子育てに対する不安や孤立感等で支援を必要としている子育て家庭を、同じく保健師による訪問を行い、必要に応じて関係課と連携し、育児・家庭等に関する相談や支援につなげているところでございます。この件数につきましては、先ほど福祉部長が答弁したとおりでございます。

次に３点目、地域子育て支援拠点事業の実施状況につきましては、市内６カ所に拠点施設を設置し、子育て中の親子の地域での交流促進や育児相談等を実施し、子育て中の孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支える取り組みを行っております。平成29年度の６施設の利用者総数は延べ２万5053人でございます。

また、虐待防止につながる具体的な取り組みといたしましては、電話相談や面接相談の実施、新生児訪問や見守り訪問を行っており、さらに関係機関・関係課から提供を受けた児童虐待情報をもとに、随時、家庭訪問を実施しているところでございます。

次に４点目、未就園・未就学児の把握と支援の実施状況につきましては、平成30年３月末の就学前児童数は2329人です。そのうち、幼稚園・保育園の入所児童数は2014人で、未就園児童数は315人、率に直しますと14％でございます。ただし、所在を含めて、把握できていない未就園児童は現在のところ存在しておりません。

また、このような未就園児の支援対策といたしまして、病気など、保護者の都合で保育できない場合には、一時的に預かる一時預かり事業を実施しており、さらに児童虐待など緊急的な保護が必要な場合には、一時的に児童養護施設などで預かるショートステイ事業なども実施し、未就園児童やその保護者の支援に努めているとこでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

未就園児童数が315人で、非入所率が14％と。意外と通われない方っていらっしゃるものなんだなと。もちろんご家庭の方針ですとか、いろんな状況があると思うんですけれども、そういったところもさまざまな対応をされているということを伺いました。その一時預かり事業、ショートステイ事業など、いろいろ対応はあるんだということで伺いました。とにかく先ほども申しましたけれども、さまざまなご家庭の状況などに寄り添えるような形で対応が必要かと思いますけれども、本市としても本当に福祉、教育、いろいろ連携して、そういった事業が推進されている旨を伺いました。

さて、山鹿市子ども・子育て支援事業計画、こちらでは地域子育て支援拠点事業の平成29年度の見込み量が２万3398件となっていました。これは見込み量ですね。今のご答弁で、利用者総数が２万5053人、見込みを超える利用者数があるということですね。ということで、非常に多くの方にニーズがあると、浸透して利活用されているということがわかります。

これまで児童虐待防止の観点から、さまざまな事業について伺ってまいりましたけれども、それでは学校等の取り組み、連携について伺います。

平成22年に文部科学省の児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な

対応についての通知で、各教育委員会における生徒指導担当と家庭教育支援担当の連携等により、保護者への支援の一層の充実に努める旨のお願いがありました。こちらですけれども、本市では児童虐待を学校で認知した場合、適切な通知を行っているかについて伺います。

また、これまでにも校務改革に関する一般質問、またスクールソーシャルワーカー配置事業に関する一般質問を行ってきましたが、特に校務改革のところは先生方の働き方改革の部分ももちろんございますが、一つは児童生徒に向き合っていただくと、その時間を確保していただくと、そういったところも主眼がございます。また、スクールソーシャルワーカー配置事業に関しても、先生方が授業等に専念しつつも、またいろんな視点で子供たちを見る目をつくっていくと、そういったところがあるかと思います。現状では、教育現場においてどのような情報共有がなされているのか、また対応がなされているのか。さらに、学校間における進学・転学に伴う情報共有の現状、本市の教育委員会や学校の要保護児童対策地域協議会への参加状況について伺います。

次に、文部科学省で養護教諭のための児童虐待対応の手引や教職員用研修教材、児童虐待防止と学校、こちらはＣＤ−ＲＯＭで配付されています。これを作成して全国の教育委員会に配付していますけれども、本市においてはこのような研修資料を活用して研修を実施しているかについて伺います。

また、児童虐待の死亡事例には、ゼロ歳児、ゼロカ月、ゼロ日という事例が非常に多いと。こうした事例については、もちろん予期せぬ妊娠など、子供を産む前の問題も重要だと考えられます。正しい性の知識の普及が重要だと考えられますけれども、本市の学校における性教育の実施状況、またそれらが現場の独善にならないような、保護者にも理解が得られるものとなっているか、こういったことについて伺います。よろしくお願いします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。藤島教育部首席教育審議員。

［教育部首席教育審議員　藤島　浩一君　登壇］

○教育部首席教育審議員（藤島　浩一君）

立山議員の一般質問、児童虐待防止についての学校での取り組みについて、お答えをいたします。

現在、学校では児童虐待に該当する行為として、暴力、ネグレクト、心理的虐待等を把握した場合や児童虐待の疑いがある場合であっても、積極的に児童相談所への通告・相談を行っております。

児童虐待の早期発見・早期対応のために、山鹿市の全ての学校では、校務改革に

より子供とかかわる時間を確保して実態把握に努めております。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の外部専門家や要保護児童対策地域協議会を含めた関係機関を積極的に活用し、情報交換や情報の共有を行っております。そのため、進学、そして転学の際も、学校間で積極的な引き継ぎや情報提供ができるようにしております。教育委員会といたしましても、各学校に対して文部科学省から出されております児童虐待に関する教職員用研修教材等を活用するよう指導を行っております。

最後に、ご質問がありました学校における性教育の実施状況については、全ての学校で、年間指導計画に沿った取り組みを行っております。また、児童生徒の実態把握に向けたアンケートの実施や校内研修会、あるいは学年での検討会を開催するなどして、取り組みの充実を図っております。さらに、保護者の理解や協力を得るために性教育の公開授業や講演会等を実施しております。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

学校は子供にとって数少ない社会との接点だと考えられます。学校等の教育機関での取り組み、学校がセーフティーネットとしてちゃんと機能しているということが理解できました。研修等ですとか、また研修教材等、この活用などで本当に全教職員で虐待に対する理解を深めていただいて、また山鹿にとって大切な子供たちをちゃんと守り育んでいく、そういった体制づくりがこれからも推進されていければと存じます。

それでは、最後に子供の命が奪われるような虐待などの痛ましい事件を起こさないために、児童虐待防止と子育て支援に向けた市長の方針、思いを伺いたいと存じます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

ただいまの立山議員の児童虐待防止と子育て支援に向けた私の方針について、お答えいたします。

子供たちは、山鹿市の宝であります。未来ある子供たちの大切な命を守り、健やかな育成を図るために、今後も関係機関との連携をさらに強めるとともに、子供た

ちを取り巻く社会情勢や地域の実情に的確に対応した新たな体制を構築していくという方針を持って、児童虐待防止と子育て支援にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田　健君）

立山君。

［１番　立山　大二朗君　登壇］

○１番（立山　大二朗君）

市長の今ご答弁にもありましたけれども、これまでの質問でもいろいろご答弁いただきましたけれども、本当に情報をどこかでとめずに、ちゃんと関係機関と共有していくと、連携していくという、こういった取り組みが絶対必要なのかなと存じます。冒頭で申しました、東京都目黒区での事件、これもやはり情報がどこかでとまってしまった、共有が図れなかった、これで最悪な結末を迎えるに至った１つのポイントであろうかと考えられます。

今までいろいろ伺った中で、教育分野だけではなく、福祉分野だけではなく、いろんなところで連携されている。また、いろんな市民の方、職員の方、教職員の方々、連携されているということを伺ってまいりました。虐待というものは、親の代、その前の世代などからの不幸の連鎖が原因となっているケースがたくさんあるわけですね。その連鎖を断ち切っていくということも大事なわけです。また、昨日、服部議員のご質問にもありましたけれども、それを初め、これまでにもたくさんの議員からも本市の人口減少、これについてのさまざまな議論、質問がございます。人口率を食いとめるという観点からも、山鹿が本当に日本一の学園都市だというところも、また子供にとって、また保護者にとっても、最高の環境なんだというところをしっかりと市内外に発信しご理解いただく、そういった取り組みが必要なのかなと考えます。こういった児童虐待というものは、一つのケースですけれども、そういったことが起こらないためにも、また安心して山鹿にはいられるんだと、子供が安心していられて、親も安心して子供が育てられるんだという、これはもちろん福祉分野、教育分野だけではなく、経済分野の取り組みでも必要になってくるかと思いますけれども、本当にいろんな分野が連携していくためには、その情報共有ということを繰り返し申しますが、ＩＣＴの活用も含め、本当に市としてしっかりと検討していかねばならないことかなというふうに考えます。教育、福祉、そして経済の発展するまちづくりを、市長を初め、執行部、そして我々議員もしっかりと考えていかねばならないかなと。本当に子供にとって、親にとって、最高のまちである、そういったまちづくりができることを希求しまして、私の12月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（永田　健君）

以上で、立山君の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後１時15分から再開いたします。

午前11時58分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時15分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、有働　辰喜君の発言を許します。有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

皆様、こんにちは。

議席番号５番、有働　辰喜です。

発言通告に従いまして、３点について質問をいたします。

まず、教育委員会の組織再編についてご提案をいたします。

さきの９月議会で永田　紘二議員の教育委員会の現状と今後もふえる事業推進の考え方に関する質問に堀田教育長は、これらの事業を確実に実施し成功に導くには、単に教育委員会の事業としてではなく、市長部局と目標や情報を共有化し、これまで以上の連携を図ることが成否の鍵を握るものと考えているとのご答弁でした。

私は、教育委員会は多くの事業を抱えている割に職員数はそれほど多くなく、担当業務以外の応援など、大変苦労されているように見ておりますが、業務の内容、またその成果や結果によって得られるものは何かと考えると、この事業は別の部署が担当したほうがいいのではと勝手に思っていて、事業を次々に抱え込むのではなく、思い切って教育委員会の組織を見直して、市長部局に移管できるものは移管し、業務の迅速化や職員の業務軽減を図られたらと思っておりました。法改正され、平成27年４月１日に施行されました地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、第21条に教育委員会の職務権限として教育委員会が管理し、執行する19項目の職務内容が書かれており、簡単に職務の移管はできそうにないなと思っておりましたが、同22条に、長の職務権限として、地方公共団体の長は大綱の策定に関する事務のほか、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するとして６項目の職務内容が書かれており、その２項目めには幼保連携型認定こども園に関することと書かれており、さらに第23条には、職務権限の特例として、教育委員会の職務権限であった19項目の職務の中から２項目は長、すなわち市長に特例で職務権限を移管してもよいと明記されておりました。その項目とは、まずスポーツに関すること（学校に

おける体育に関することを除く）と、文化に関すること（文化財の保護に関することを除く）です。ただし、第23条第２項に、地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないと書かれており、教育委員会の意見を聞き、条例を制定しての移管となりますが、この条文を見て、私がこの事業は所管部門を変えたらいいのにと考えていたことと全て合致をしています。この法改正により、山鹿市でも平成27年６月30日に第１回の総合教育会議が開かれ、平成28年２月には教育大綱も策定されました。山鹿市でそのような作業が行われているときに、平成28年度教育委員会の現状に関する調査資料を見ると、法第23条の規定によるスポーツ・文化に関する事務のうち、スポーツに関する事務を首長部局へ移管した地方公共団体は、都道府県・指定都市で30、割合は44.8％、市町村で164、割合は9.5％、文化に関する事務を首長部局へ移管した地方公共団体は都道府県・指定都市で28、割合は41.8％、市町村で151、割合が8.8％です。法改正後、わずかの期間でこれだけの地方公共団体が事務移管を行うという資料を見て、意を強くした次第であります。

そこで、私の考えを述べますと、スポーツや文化に関する事業の多くは、地域振興、地域活性化対策と経済効果を目的としたものが多いということです。スポーツ関係では、世界ハンドボール大会、本番まで１年を切ったイベントですが、無論、オムロンハンドボール部があっての大会誘致だとは思いますが、ハンドボール大会開催による集客、経済効果を見込んでの大会誘致であり、高校総体も同じです。カルチャースポーツセンターや市内の体育施設への各種スポーツ大会の誘致活動などは、経済効果を生みますので、経済部商工観光課の所管とし、例えば各種イベントや会議、各種スポーツ大会を誘致・運営する専門の部署をつくるというのはどうでしょうか。

次に、文化関係です。八千代座や菊池側流域日本遺産、それに鹿北町の民謡、鹿北茶山唄の全国大会等を手がけておられます。３件とも事業の目的は文化財の維持や保護活動が主ですが、文化財や農業遺産を活用しての経済効果に期待しているわけであります。特に日本遺産に関しては、山鹿市だけでなく、他の２市１町もその効果に期待をしております。山鹿市が事務局となり、協議会をつくり頑張っておられますが、まだ認知度も低く、活動も見えません。日本遺産に登録されたその農業遺産を守ることや他の指定文化財を保存していくことは教育委員会として大事な仕事であります。しかし、文化財の活用による地域活性化と経済活動も大事だと思いますので、文化財等を活用したイベントは商工観光課に移管をと考えます。

幼保連携型認定こども園は、市長部局の所管ですが、現状では逆に市長部局から教育委員会に事務委任をされています。子育て支援業務はメリット・デメリットそ

れぞれあるかもしれませんが、福祉部に移管をしてはどうでしょうか。教育委員会の仕事は多種多様の外部団体との関係も含め、多岐にわたっており、組織をそのまま移管するというのは無理だと思いますが、能力やノウハウを持つ人材を人事異動という手段で事務移管させることはできると思います。私の提案と移管先や内容は変わるかもしれませんが、教育委員会が抱える業務内容や事業量を考えると、法改正され、他の自治体も早々に市長部局へ事務移管をしている事実もございます。

先人が残した文化財や巨費を投じた施設の整ったスポーツ関連施設は、経済効果を生む大事な資源であり、集客施設です。限りある資源と施設を効率的・効果的に生かせる組織をつくることは必要だと考えます。私の努力不足で、まだ近隣自治体の調査ができておりませんけれども、山鹿市としてこの提案を実現していただけますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。阿蘇品総務部長。

［総務部長　阿蘇品　貴司君　登壇］

○総務部長（阿蘇品　貴司君）

有働議員の一般質問、教育委員会の組織再編について、お答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、新たな教育委員会制度の中で、文化・スポーツに関する事務の一部を市長部局へ移管する動きは、県内14市でも、熊本市、八代市、天草市の各市において既に実施されているところでございます。また、熊本県におきましても、学校体育、社会体育及び生涯スポーツの振興等を所管する教育委員会事務局の体育保健課のほかに、女子ハンドボール世界選手権大会やラグビーワールドカップを初め、国際スポーツ大会等を活用した地域活性化を図るため、国際スポーツ大会推進課が知事部局に設置されております。

このような中、本市におきましては、当該業務の事務移管は行っておらず、教育委員会と市長部局が連携して各種イベントや大会等の誘致、運営に努めているところでございます。

いよいよ開幕まで残すところ１年となりました女子ハンドボール世界選手権大会では、山鹿市実行委員会の中に専門委員会が組織され、各部長以下多数の職員が委員として大会の準備・運営に参画していくこととなります。

また、菊池川流域日本遺産では、二千年にわたる米づくりの歴史と文化を生かしたまちづくりを推進し、文化振興と地域活性化を図るため、教育委員会と市長部局、それぞれの職員が協議会の部会員として業務に当たるなど、多くの業務の中でしっかり連携しながら取り組みを進めているところです。

一方、市長部局の所管とされる認定こども園につきましては、教育委員会に事務

委任しておりますが、これは平成26年の組織改編の際に、保育園、幼稚園及び認定こども園と小学校が同じ教育委員会に所管されることで、幼・保・小のより一層の連携が可能となり、就学前児童の小学校入学への円滑な接続が図れるよう行われたものです。

ただ、ご指摘のとおり、スポーツ・文化の振興や子育て支援については、その業務も多岐にわたり、また外部団体との関係等の課題も残されており、現在、既に検討を行っているところでございます。今回のご提案も踏まえ、それぞれの所掌事務について検証し、本市にとりまして、より効果的・効率的な行政運営が可能となる組織づくりについて研究を行ってまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

県内でも県や３市で事務移管をされ、山鹿市でも既に検討を行い、現在の状況として市長部局と教育委員会が連携して取り組んでいるとのご答弁でございますが、私が危惧をいたしますのは、連携のもととなる事務委任や補助執行が地方自治法第180条の７、第180条の２の規定による規則が定められず、施行されていない場合での連携では責任問題が起きたとき、どちらの長が責任をとるのかということが明確でない側面もあるからであります。子育て事業は全て教育委員会に所管されるということで、円滑な接続を図ったとのことでございましたが、同様に地域振興や地域活性化、経済効果という目的を持ったスポーツ・文化関連の商業ベースでの事業は、商工観光事業と捉え、市長部局に移管して迅速で円滑な推進を図るほうがより効果的で効率的だと私は考えます。

次に、めのだけ小学校スクールバス運行管理業務委託入札について質問をいたしますが、質問に入ります前に資料を配付させていただきたく思います。議長の許可をいただきたく思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田　健君）

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

［職員配付］

○５番（有働　辰喜君）

それでは、私はこの入札に関しまして、過去２回質問し、その答弁には今でも納得はしておりません。この質問をいたしますと、特定の事業者を非難していると捉

える方々もおられますが、私はこの入札に使用された積算根拠が国の示す基準より過大ではないかと追求をしているだけで、ここで追求をやめたら、今回の積算根拠が今後も使用され、山鹿市は国が示した適正な運行費用より多額の公金、すなわち税金を支出し続けることになると考えますので、情報公開請求で得た資料をもとに再度質問をいたします。

今回、情報公開で入手した落札単価で計算をいたしますと、国の示す積算基準と山鹿市の積算基準では、３年間で約1950万円、年間約650万円の差額となります。では、配付をいたしました資料で何をするかと申し上げますと、まず資料１と資料２では、国の示す運賃の考え方と山鹿市が採用した考え方、点検時間６時間の不可解さ、資料３では、山鹿市が採用した点検時間６時間は、もともと確保できないということの検証をいたします。資料４は、私の会計検査は問題ないかとの質問に、山鹿市が７時間以上の作業や勤務実態があるので対応ができると答弁をされましたので、７時間の作業が可能であるかの検証をいたします。少し長くなりますが、おつき合いをお願いいたします。

それでは、資料１と資料２を見てください。

資料１は、国土交通省が示す運賃積算の考え方です。まず前提は、１日に行われる当該運送を一つの運送と捉え、運賃は時間制運賃とキロ制運賃の合計で積算をし、１日３運行、もしくは午前・午後で２運行としても、運行の前後に行う点検・点呼は同一の車両と運転者だから中間の点検・点呼は省略されるということであります。それを資料２の車庫の下側に書いてありますバッテンを丸で囲んでものであらわしました。その前提で、資料１の文言（１）時間制運賃の文章を資料２で説明をいたしますと、出庫前及び帰庫後の点検・点呼時間として１時間ずつ合計２時間ということは、１回目運行の出庫前点検の１時間、３回目運行の入庫点検１時間の合計２時間のことでございます。次の文章、登校及び下校時の走行時間（登校時及び下校時の運送の出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む）ということは、資料２の水色と緑の回送時間と黄色の実車と書かれた部分のことでございます。水色の回送は、各路線のバス会社の車庫から児童が最初に乗る終点乗降場所までをいい、緑の回送は小学校駐車場からバス会社の車庫までをあらわしています。黄色の実車は各路線の終点乗降場所と小学校駐車場までをあらわしております。次の走行時間を累計した時間とは、３回の走行時間の合計をいい、資料２では左側に路線別走行時間として路線名を表示し、右側に累計時間を表示しております。

次の文章の合算した時間に１時間当たりの運賃額を乗じた額とするは、点検・点呼時間２時間と累計走行時間を足し算するということですが、その下に、ただし、登校及び下校時の走行時間を累計した時間が３時間未満の場合は、走行時間を３時

間とすると規定されていますので、資料２の各路線の累計走行時間は最大で姫井米野線の96分ですので、走行時間は３時間となり、点検・点呼時間と合算すると、時間制運賃対象時間は５時間となります。同様に、一番短い走行時間の46分にも３時間分の運賃が支払われます。１日３時間までの走行時間であれば、点検・点呼の時間を含めて５時間分の時間制運賃を最低保障することで安全運行を確保するという考え方です。

次に、山鹿市の考え方を検証してみたいと思います。設計図書として配布された１日単価を見ますと、国土交通省の通達に従い、キロ制運賃・時間制運賃を採用し、積算事項も合致し、端数処理も資料１の（３）運賃計算基本の３及び４の項目を採用しております。発注時と２回目の１日単価には、出庫前・出庫後点検時間は２時間と記載されており、国土交通省の示した積算の指針どおりでしたので、当初の時間制運賃対象時間は５時間であったと思います。それが３回目の１日単価で、出庫前・出庫後点検時間が突然６時間になりました。２時間から６時間への変更は不可解ですが、昨年６月議会での山鹿市の答弁では、通常の安全点検以外にも室内の整理、児童の忘れ物の確認など、点検が多岐にわたることから、点検整備時間を６時間、運行時間を１時間として、最低７時間としたとのご説明でした。

そこで、私は発注時の設計図書で、６時間の点検時間が確保できるのかを検証しました。資料３をご覧ください。

一番上の黒文字は、出発時間・到達時間は各路線のスクールバス時刻表から転記したもので、赤文字は１日単価表から転記したものであります。本来は同一でないといけないのですが、３路線のうち２路線については違っておりましたが、今回は入札に使用され、１日単価に記載された赤文字の時間を使用しました。情報開示で１日単価の空白箇所の回送距離と回送時間の数量が判明いたしましたので、この資料３が作成できました。ただ、回送時間・回送距離とも、出入庫合算の数量ですので、運行経路がほかにない、バス会社の駐車場から小学校駐車場までのキロ数と時間を計測し、その値を緑色の回送時間と距離にして算出をいたしました。

まず、作業開始の時間ですが、一番早く乗降場所に行くのは７時25分の姫井米野線です。姫井米野線の出庫時の回送時間は９分ですので、７時25分より９分前の７時16分です。点検時間は１時間ですので、６時16分が作業開始時間となります。同様に、小学校着は７時45分ですので、バス会社車庫の帰着は７時48分、入庫後の点検１時間で、８時48分が１回目の運行の作業終了時間です。２回目運行の下校用バス出発時間は15時30分ですので、逆算すると14時27分に点検開始となり、児童を最終乗降場所まで送り届け、バス会社駐車場へ15時59分に入庫し、１時間の点検が終わるのは16時59分ですが、３回目運行の出発時間は17時ですので、同様に逆算しま

すと15時57分に点検開始でございます。資料３で確認できるとおり、最低２時間あるべき２回目運行の入庫点検時間と３回目運行の出庫時点検時間は58分しかとれません。すなわち１日単価に記載された出庫前・出庫後点検時間の６時間は確保できず、実際とれる時間は１日単価に記載された出入庫回送時間と乗車往復時間から算出いたしますと４時間58分となり、切り上げで５時間です。ただし、これは最大走行時間となる姫井米野線での数字ですが、最小走行時間の千田持松線でも５時間14分です。昨年６月議会では、６時間必要との答弁でしたが、現実には５時間しかとれないという結果です。

次に、昨年９月議会で質問した会計検査への対応に対して、１日の運行時間は３時間に上り、日常点検業務以外にも学校との情報共有やドライバー間のミーティングなど、１日７時間を超えることもあり、妥当な数値であり、会計検査も同様の説明で対応できるとのご答弁でしたが、資料４を使って検証をいたします。

入札時の設計図書では、３回目運行の出発時間は17時でしたが、実際の運行は16時30分となり、30分の前倒しで運行していますので、実態としては２回目運行の入庫回送と３回目運行の出庫回送は行われず、小学校の駐車場で待機をしております。１回目運行が２時間32分、２回目運行が１時間32分、３回目運行が１時間29分と待機時間が31分、合計の６時間４分で、７時間はとれませんし、当然、出庫時・入庫時の点検時間６時間も小学校駐車場待機時間を全て点検時間とみなしても４時間31分です。作業時間のトータルで７時間と言われるかもしれませんが、資料２でわかるように、１路線は８時間分の支払いですので、８時間が必要であります。この時間制運賃の積算対象時間は、あくまでも１日単価に記載されている出庫前・出庫後点検時間と出入庫回送時間と乗車往復時間での合計です。それ以外の時間は対象外です。点検時間６時間のうち２時間は国土交通省が認めていますので、過去に答弁された業務の内容で本当に残り４時間が必要と思われますか。もしそうであるなら、仕様書に書かれた業務内容は、市所有バスも貸し切りバスも同じですので、11台全ての山鹿市所有スクールバスのドライバーさんたちも同内容で、４時間作業を行っておられることになりますが、まず１点目として、そのような勤務事態があるのかと、この検証結果をもっても市の積算基準の点検時間６時間の考え方は正しいとお考えなのかお伺いをいたします。

また、この運行管理業務委託契約では、契約の条件を示した設計図書の一つでもあるスクールバス運行管理業務仕様書にも問題があります。山鹿市所有バスの仕様書には委託契約数量と数量の増減に関する内容がありますが、貸し切りバスの仕様書には記載がありません。資料２でわかるように、入札時の１日運行回数は３回運行分です。契約期間の総運行回数は年間240日の３年間ですので、３回かける240日

かける３年で2160回です。しかし、実際は週５日のうち１日は一斉下校日で、１便減の２便となりますので、１カ月当たり４回減便となり、36カ月では144回の減便で、日数に換算すると48日分となります。今回、情報開示請求で入手できた１日単価記載の単価を使い、１回運行当たりの運賃を求めて計算をいたしますと約460万円減額できることになります。無論、使用回数が増加することもありますので、金額は現状での想定でありますが、運行回数の増減で金額は変動するのに、貸し切りバスの仕様書には変更に関する記述がないのはなぜでしょうか。理由をお尋ねいたします。

あわせて、山鹿市所有バスの仕様書３の（４）の記述で、年間運行回数に大幅な増減が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上解決するものとしとありますが、大幅な増減とは具体的にどの程度かと、協議の上解決とは変更契約と解釈してよいのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問、めのだけ小学校スクールバス運行管理業務委託入札についての１点目、積算基準の妥当性と勤務実態について、お答えいたします。

本契約は、めのだけ小学校の開校にあわせ、遠距離通学対策事業として指名競争入札を行い、平成29年４月３日付で契約を締結したものでございます。

議員ご指摘の積算基準は、スクールバス運行台数７台中、業者所有貸し切りバス３台の運行に係る積算基準です。この積算基準について、国土交通省が貸し切りバス運行における安全確保を目的に、適正な運賃を計上するためのガイドラインを示し、時間単価で１運行当たり最低５時間を確保するように求めているところです。

時間単価は、受託事業者が業務に専念する時間と言いかえることもできますが、本事業に係る入札において使用した時間単価は、スクールバスがその性格上、乗車する児童の確認や学校との緊密な連携など、業務の幅が多岐にわたることから、最低１日５時間の拘束時間では不足すると判断し、山鹿市が独自に７時間と設定したものでございます。

議員ご指摘のとおり、１日の運行スケジュールの中で６時間の点検時間を確保することはできませんが、あくまでも７時間の拘束時間の中で、児童を安全に確実に送迎することを目指したものであり、実際の勤務実態におきましても業務日報や学校への聞き取りを通じて確認いたしますと、受託事業者は拘束時間を遵守し、丁寧な運行をいたしているところでございます。そのため、学校からの苦情や改善要求

もなく、安全かつ適切に運行が行われており、積算基準の考え方は正しかったものと考えております。

続いて、２点目のご質問、貸し切りバスの運行に係る業務仕様書について、お答えいたします。

仕様書における変更に関する記述につきましては、市所有スクールバス運行の場合、校外学習や部活動の送迎により運行日数の変動があることから、契約上の解決方法について明記をしているところでございます。一方で、貸し切りバスによるスクールバスは原則登下校のみの使用を想定しておりますので、年間計画に基づく運行日数のみを記述しております。また、大幅な増減があった場合の対応でございますが、年間５日を超える増減があった場合は、事業者と協議の上、変更契約により対応することといたしております。

なお、議員ご指摘の一斉下校につきましては、遠足や授業参観、家庭訪問や終業式など、全ての児童を一斉に帰宅させる必要がある場合を言い、基本時間割においては全学年児童全て一斉に下校させることはございません。そのため、実際の一斉下校は４月が年間を通じて最も多く７回程度になり、そのほかの月では一斉下校日は２回もしくは１回の場合が大部分を占めております。また、貸し切りバスは夏休みに行いますサマースクールやプール送迎でも使用することから、最終的にはほぼ仕様書どおりの運行日数になっております。

最後に、今回の積算根拠が今後も使用されることにつきまして、冒頭でご懸念をいただいておりますが、この点についてもお答えをいたします。

スクールバスの運行は平成25年度から始まり、めのだけ小学校が開校した平成29年度以降は、運行バスの台数が大幅に増加したことで事務量も増大しております。その一方で、スクールバス使用を積極的に推進することで、校外学習の充実を行うなど有効活用を図ってきたことや学校ごとに異なります運行スケジュールの管理などを通じて、さまざまな知識やノウハウを蓄積してきたところでございます。

今後は、これらの知識やノウハウを生かし、さらに効率的な運用を行うとともに、契約事業者選定の時期や貸し切りバスにおける積算基準についても見直しを図ってまいたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

ご答弁をいただきましたが、私としては実際に確保できない時間を計上して、国

が示す基準を何の根拠もなく不足するとして加算をいたしました２時間が過大積算ではないかと思うのであります。また、７時間の正当性の根拠が、学校からの苦情や改善要求もない、日報や学校への聞き取りの結果、７時間の拘束時間を遵守しているからとの答弁ですが、先ほども触れましたように、１路線は８時間必要でございます。拘束時間とは労働時間と休憩時間を合算した時間のことでございます。働いていない時間にも対価を支払うのでしょうか。なぜ７時間実作業をしているのなら労働時間と言わないのですか。学校との運行に関する協議・連絡調整のために運行責任者を配置するように仕様書に記載されているのではないのでしょうか。答弁では、市所有スクールバスの運転手さんも７時間拘束の勤務実態ということでございますが、落札金額で算出をいたしました市所有スクールバスの１運行当たりの運賃は約930円です。１日約2800円です。これで７時間拘束されたら時給400円です。参考までにほかの小学校の運行管理業務委託契約では、１日３運行で会社の経費込みで約2650円、７時間拘束なら時給380円にもなりません。働く人がおりますでしょうか。立場上、この基準で発注して契約をした以上、間違っていましたとは絶対に言えないということは理解できますが、積算根拠の脆弱さをるる説明した後での基準は正しいとの答弁は残念であります。計算での指摘を無視され、実働時間でなく、拘束時間で勤務実態があると言われますと、追求の方法がございません。また、減便の答弁では、基本、時間割で一斉下校はないとのことですが、保護者は昨年もことしも水曜日が一斉下校日で部活も休みだと保護者会で説明を受けたと申しております。児童も１年生から６年生まで、週１回は一緒に帰ると言っております。山鹿市教育委員会は、平成27年度からノー残業デーとして、定時退勤日を週１回設けていますが、その日が一斉下校日ではないのですか。この部分は調査したいと思います。また、今後、積算基準も見直すとのことですので、どう変わるのかを注視したいと思います。

次に、山鹿市小中学校規模適正化についてお伺いをいたします。

皆様ご存じのように、現在、米野岳中学校区統合小学校位置決定に関しまして、反対をする市民の皆様が山鹿市長を被告として損害賠償請求という形で係争中でありますが、去る10月24日、熊本地方裁判所で第14回口頭弁論が行われ、証人尋問が行われました。その中で気になった発言がありました。それは４校保護者代表者会が平成23年12月、早期の複式学級解消のため、早く統合を実現する方策として見出した統合に消極的な米田校区は単独で、統合賛成の鹿央３校での統合案が葬られましたのは、３校で統合しても４校で統合しても、事業費は同程度かかるから３校では無駄である。また、中学校隣接地は、用地費用や建築費が必要となり、現在の少子化がこのまま進めば、新たに巨費を投じて開校しても、いずれまた新たな統廃合

が発生するのにもったいないとの考えがあったとの発言であります。すなわち、複式学級の早期解消より、財政問題と次の再編を考慮し、時間がかかっても４校合併と既存校の敷地や施設を利用する学校整備を選択したということであります。学校規模適正化基本計画策定後の平成22年度の児童数と平成30年度の児童数を比較しますと、鹿北地区３小学校193名が116名で約40％減、菊鹿地区３小学校349名が221名で約37％減、鹿本地区３小学校467名が412名で約12％の減、鹿央地区３小学校231名が197名で約15％減、米田校区81名が96名で約18％増の児童数となり、増加は米田校区のみで、あとは全て減少であります。教育委員会が規模適正化基本計画の中で適正な規模だと掲げている１学年２クラスと、１・２年生35人学級、３年生以上40人学級は、現状でも無理なようでございますが、今後このまま少子化が進み、適正な規模を維持できない小規模校が出現したら、どう対応されますか。ご見解をお尋ねいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問、今後、適正な規模を維持できない学校が出てきたときの対応について、お答えいたします。

現在の再編計画につきましては、山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画の第１次計画及び第２次計画に基づき事業を進め、やっと最終的な形が見えてきたところでございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、少子化の傾向はまだ続くことが見込まれており、今後、複式学級等の少人数構成が新たに見込まれる場合は、社会情勢や人口の推移、財政状況及び新しい教育技法や技術の開発等を考慮し、その時点での新たな学校のあり方、配置等について検討を行い、児童生徒の教育環境の維持向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

現在の考え方では、小規模校の子供は協調性や競争心が芽生えにくく、スポーツ活動も制約を受け、発表の機会がふえ、負担を感じるなどの弊害があるので、満足な教育環境を与えるためとして統廃合したわけでございますが、見解として、子供

の教育環境のため再編します、もしくは地域コミュニティーを考慮し、そのまま残しますとの答弁を期待したのでありますが、非常に模範的な答弁で残念ですが、少なくとも米野岳中学校校区再編事業では、児童が減少したら次の統廃合を行うとの認識があっての判断が行われた結果、鹿央町から小学校がなくなりました。今度、再編事業が行われるとすれば、旧町の中から小学校がなくなる地区が生まれます。まだ２次計画も完了していないわけですが、今後の児童減少に対応するためには、早目の方針の検討を始める必要性があるのではと思いますが、いかがでしょうか。

次に、鹿本小学校開校に伴う来民小学校建てかえについて質問をいたします。

既存施設の改修・増設予定から一転、耐力度調査により危険建物と判明したので建てかえに変更されました。

そこで、まず１点目として、危険建物とされる評価点4500点の基準値以下である管理特別教室棟、教室棟、屋内運動場と改修で残すことになった教室棟のそれぞれの評価点を教えてください。

２点目といたしまして、建物の耐震性能を示すＩＳ値がありますが、国土交通省はＩＳ値が0.6以上であれば震度６強の地震に耐えられるとして、文部科学省は学校は地震の際、避難場所になることから、学校の建物はＩＳ値0.7以上を求めて、学校建物の耐震化工事を行ってまいりました。山鹿市でも、全ての小中学校が文部科学省の耐震化工事後の目標ＩＳ値0.7以上を確保して完了をしております。この構造耐震指標のＩＳ値と建物の耐力度評価点の２つの評価に関連性があるのかないのかについてお尋ねをいたします。

３点目として、鹿本小学校の建物はほとんど建てかえで新築校舎になりましたが、めのだけ小学校は改修と増設でした。両校の屋内運動場、校舎とも、それぞれに建物の構造、建築年度、耐震診断結果、ＩＳ値とも、そう違いはないのですが、結果は建てかえと改修です。私は単純に耐震診断により耐震性のない校舎は耐震補強工事が行われ、国の基準であるＩＳ値0.7以上が確保され、震度６強の地震が来ても倒壊の危険はない建物となり、昭和56年度以前の校舎でも耐震性有りの判定の建物は安心と思っておりましたが、昭和53年３月完成で耐震性有りで、ＩＳ値0.8でも危険建物で建てかえが必要となると、山鹿市内の中学校、閉校する鶴城中学校は除きますが、の校舎や屋内体育館など、建物32棟のうち、来民小の管理特別教室棟と構造が同じ鉄筋コンクリートづくりは24棟、そのうち昭和53年３月以前の建物が13棟あり、ＩＳ値が0.8を超える建物は２棟ですが、どちらも完成年度が３年ほど古いので、13棟は危険建物の可能性を含んでいると言えます。また、昭和53年４月から昭和57年３月までの完成建物は５棟あり、４棟はいずれもＩＳ値0.8を下回っています。ＩＳ値は、基準値をクリアしておりますが、危険建物かもしれません。耐

力度調査の必要はないのでしょうか。見解をお聞かせください。あわせまして、統合に向け耐力度調査を実施されました八幡小学校校舎施設の評価点をお伺いをいたします。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

有働議員の一般質問の２回目の１点目、来民小学校建てかえに係る耐力度調査の評価点数について、お答えいたします。

まず、管理特別教室棟につきましては4309点、教室棟は4167点、屋内運動場4285点、改修で残すことになりました教室棟は5219点となっております。

次に、ＩＳ値と耐力度評価点の関連性についてお答えいたします。

ＩＳ値で示す耐震診断といいますのは、予想される大地震に対して建築物がどの程度耐え得るのか、すなわち耐震能力を有しているのかについて、構造力学上から診断するものでございます。

一方で、耐力度調査は、文部科学省の公立学校建物の耐力度調査実施要領の基本方針によりますと、公立学校施設においての建物構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響、この３つの項目を総合的に調査し、建物の老朽化の状況を評価するものございます。

このように、それぞれ評価の目的は異なりますが、２つの評価の関連性につきましては、耐力度調査の３つの項目のうち、建物の構造耐力の中の水平耐力という項目として耐震性能が判別されているところであり、最近では耐震診断の結果をこの建物の構造耐力の算出に利用できるようになったことから、評価に関連性があると言えます。

次に、中学校校舎の耐力度調査の必要性について、お答えいたします。

耐力度調査は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定に基づく、学校施設環境改善交付金の危険改築事業の補助要件として、文部科学省で規定されている調査でございます。この調査において、所要の点数に達していないものが危険建物改築事業の対象とされており、学校再編に係る施設整備については、その基準をもとに事業を進めているところでございます。

一方で、山鹿市内の中学校や再編計画のない小学校につきましては、本年度において建物の老朽化状況把握調査を行っているところでございます。この結果をもとに、文部科学省が進める学校施設の長寿命化計画を策定し、既存の建物を改修して整備が可能なものについては計画に基づく整備を図るものとし、老朽化が進み長寿

命化改修に適さないと考えられるものについては、改めて耐力度調査を実施し、先ほどの危険改築等事業による建てかえか、改修か、最終的な判断を行うこととなります。

したがいまして、議員ご指摘のとおり、ＩＳ値の基準値をクリアしていたとしても、評価の必要性があれば耐力度調査を行うことになります。

次に、八幡小学校校舎等の評価点について、お答えいたします。

八幡小、平小城小、三岳小３小の再編計画につきましては、統合準備委員会において、統合校の位置につきましては八幡小学校の位置に設置すること、これをご確認いただいたことにより、本年度の予算により施設の耐力度調査を行い、県の確認調査を終えたところでございます。

その結果、特別教室・管理棟6048点、教室棟7104点、屋内運動場4128点となっており、さきに述べました文部科学省の補助要件として、校舎２棟は改修、体育館は建てかえという方向性となります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

有働君。

［５番　有働　辰喜君　登壇］

○５番（有働　辰喜君）

私は、ＩＳ値と耐力度調査の評点には関連性があると考えておりましたので、来民小学校の評価点をお聞きをいたしました。

耐力度調査評点を受けての建てかえは仕方がないでしょう。しかし、冒頭の組織再編とリンクしますが、地元協議や統合校位置選定業務を教育委員会が行い、並行して都市計画課の建築担当者が改修・増設での費用や建てかえの費用を概算で算出しておれば、校舎、体育館に何の問題もなく、不足教室分の校舎を増設すればよい稲田小に統合校位置が変わっていたかもしれません。位置決定後の方針変更により支出される建築事業見込み費は21億9500万円でございます。このような大丈夫と思っていたけれども、調査したらだめでしたという無計画な事業をなくすため、中学校の建物を調査し、危険度の高いほうから計画的に予算化をして、建てかえや改修工事を行うなどの事業計画を策定して事業推進をしていただきたいとお願いをいたします。

また、八幡小、平小城小、三岳小の再編事業で、統合校となりました八幡小学校も耐力度調査結果で、今後改修と建てかえとの方針で出たということで、一歩前進でございますが、地域住民の皆様の合意とご理解の上で事業を進めていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（永田　健君）

以上で、有働君の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後２時09分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後２時25分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田　紘二君の発言を許します。永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

議席番号18番、永田　紘二でございます。

発言通告に基づきまして、３点、農業後継者支援について、八幡・平小城・三岳小の再編計画の経過について、教育委員会における平成31年度主要事業と課題についてお伺いをしていきたいと思います。

まず、１点目の農業後継者支援についてお伺いをいたします。

ご案内のとおりに、本市の基幹産業は農業であり、農家が元気にならんと市の活性化が望めないというようなことも言われています。しかし、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況下にあります。特に少子高齢化、農業従事者が減っているということ、後継者不足であるということであります。その中で農業後継者の確保、それから育成が非常に重要だと思いますのでお伺いをしていきたいと思います。

本市におきましても、平成30年度の農業担い手育成支援としていろんな事業を取り組んでおられます。例えば、人・農地プランの検討なり、地域担い手支援事業、がんばる農林業チャレンジ支援事業、地域営農組織法人化推進事業、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業、新規就農者総合支援事業等で、支援策としてしっかり取り組まれております。特に新規就農者、Ｕターン就農者につきましては、補助金等を支給しながら育成に努めておられます。ただ、親元就農、新規就農で、親元も新規就農だと思いますけれども、一番地域の農業を担ってもらっています親元就農の皆さん方には、新規就農としての補助金が全くありません。新規就農としての支援策について、対策等を考えておられるかお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

［経済部長　早田　順二君　登壇］

○経済部長（早田　順二君）

永田議員の一般質問、親元就農者への支援について、お答えいたします。

現在、本市において新規就農者として親元就農される方に限っての補助金などによる支援はございません。

しかしながら、独立自営就農時の年齢が45歳未満で、親とは違う作物の栽培、５年以内の農地の名義変更などの要件を満たす方は、国の農業次世代人材投資事業の支援がございますし、就農から３年以内の規模拡大や新たな農業技術に取り組むなどの要件に該当される方につきましては、市のがんばる農林業チャレンジ支援事業による支援を受けることができます。

また、資金を借り入れ、規模拡大を目指す方につきましては、利子の一部を補給する支援資金もございます。さらに、農業技術や経営管理に対し、県やＪＡ鹿本など、関係機関と連携したフォローアップや農業振興課内に就農支援センターを設け、新規就農者からの相談に対応している状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

ただいまの答弁の中でありますけれども、新規就農者としての親元就農をされている方に限っては、補助金の支給はないということでございます。親元就農につきましては、農業従事者としての支援策を講じておられると思います。しかし、親元就農者こそが農業を今後背負っていく後継者だと理解をします。その方々がまた後継者をつくっていくということになると思います。特に農業従事者、若い人たちの独身者が非常に多いというお話を聞きます。今後の後継者育成の支援の１つとして、婚活支援があると思いますが、ここで２回目の質問をします。

農業後継者の婚活支援をするために、やまが肝いりどんという組織がありますが、それを活用することができないのか、それに対する今の現状等をお伺いしたいと思います。この件につきましては、立山　大二朗議員も前回質問されています。重なる点もあると思いますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。宮崎市民部長。

［市民部長　宮崎　錦也君　登壇］

○市民部長（宮崎　錦也君）

永田議員の一般質問、婚活とやまが肝いりどん事業について、お答えいたします。

平成27年の国勢調査によると、県内男性の５人に１人、女性７人に１人は生涯未

婚となっており、平成の時代、結婚しない人生は珍しくない状況でございます。結婚したいと思っても、男女の縁を取り持った地域のつながりの希薄化などで、いずれはできるものではなくなってきており、結婚を目的としてみずから動き努力する婚活を続けなければ結婚は非常に難しい時代になっております。

このような状況であり、本市では平成23年度から地域活性化や少子化対策を目的に婚活事業を開始し、市が委嘱する肝いりどんのお世話により、登録者同士のお見合いを中心に結婚を支援してまいりました。しかし、肝いりどんから、登録者が見合いでは緊張して話せない、見合いの場にはそぐわない格好の人が多いなどの意見があり、平成26年度から見合いのほか10人対10人のイベントも開催し、あわせて登録者が身だしなみや出会いを広げるコツを伝授するセミナー等の受講を重ねることで、年間１組のペースだった成婚が、平成27年度６組、平成28年度４組、平成29年度７組となり、現在21組が結婚されております。

単に婚活イベントだけの参加や登録だけですぐ結果が出ることは少なく、見合いやセミナー、イベントに参加し、地道な婚活に取り組むことによって、登録者自身の結婚力が上がり、さらに肝いりどんの親身なサポートが登録者の後押しになり、成果につながっております。

10月末現在、肝いりどん事業には、男性78人、女性69人が登録されており、17人の肝いりどんに結婚をサポートしていただいております。昨年度は86回のお見合いと２回のイベント、男女３回ずつのセミナーを実施し、結婚支援を行いました。

ご案内のありました農業後継者の結婚につきましても、肝いりどん事業にご登録いただければご支援をしてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

農業後継者の婚活支援として、テレビでもよくありますけれども、お見合いイベント等を山鹿市の観光とドッキングさせてやっていけばいいのかなという考えを持っております。肝いりどんの内容を聞かせていただいたわけですけども、婚活イベントだけでは前にはほとんど進まない、しっかりその後のフォローが大事だというのを今教えていただきました。結局、そういうイベント等を肝いりどんの事業の一つの中に組み込んでいければいいのかなという思いをしております。

ここで、農業委員会に少しお尋ねをしたいと思います。農業従事者の現状を踏まえて、独身者の数、どれくらいおられるのか、その辺を教えていただきたいと思い

ます。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。松本農業委員会事務局長。

［農業委員会事務局長　松本　辰夫君　登壇］

○農業委員会事務局長（松本　辰夫君）

永田議員の一般質問、農業従事者の現況について、お答えいたします。

農業委員会におきましては、農地利用適正化の推進のため、戸々の農家へ農業経営、農地の利用状況等についてのアンケート調査や新規就農状況調査を行っていますが、農業後継者の独身者等の情報に関することにつきましては、調査を行っていないことから、把握していない状況でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

ただいまの答弁でありますが、農業後継者の独身者の情報、把握はできていないという答弁であります。非常に残念に思いました。機会があるごとに、農業関係者の皆さん方とお話をすると、後継者育成、支援、ましてや後継者に嫁がおらん、どがんかせにゃいかんというような話が常に返ってきます。その現状内容を知らずして、これを進めることはちょっと問題があるのかなと思いますし、私はやっぱり農業後継者だけじゃなくて、商工業もひっくるめてそういう実態調査を十分にして、イベント等を絡ませながら婚活支援をしていくべきだなと思いますので、その辺については十分関係部署と相談をしながら、どこで調べるかわかりませんが、そういう実態は把握をしとってほしいなと思います。

２点目の質問に入らせていただきます。

平小城・八幡・三岳小の再編計画についてお伺いをいたします。

先ほど有働議員からも少しお話がありましたし、教育委員会に関してはかなり突っ込んだお話がありました。私も重複する点が多々あるかと思いますけども、その辺はご了承いただきながら、質問に答えていただきたいと思います。

この件につきましては、平成29年12月議会でお伺いをしております。そのときの答弁で、先ほどもありましたけども、八幡小・平小城小・三岳小の再編は３校の枠組みで、位置としては八幡小学校に位置を統合すると。開校目標につきましては、平成31年４月としていましたけれども、一部計画への事業の理解ができないことから、開校日目標年度を当分延期することが確認されましたという報告がありました。

もうそれから既に１年です。前に進んでいるような気はしないんですけども、今の現状、経過を教えていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員の一般質問、八幡小・平小城小・三岳小再編計画の経過について、お答えいたします。

この計画につきましては、先ほど議員からも紹介がございましたように、昨年10月に開催された地域や保護者の代表者で構成される統合準備委員会において、統合校の位置については八幡小学校の位置に設置するということ、また平成31年４月を予定しておりました開校目標年次につきましては、今後想定される施設整備や開校に向けた具体的な事項を協議する期間を考慮して、再度、目標年度を定めるものとし、開校目標は当面延期するということが確認されたところでございます。

統合校の位置決定を受け、本年度の予算におきまして調査費をご承認いただき、施設の耐力度調査を行ったところでございます。調査の結果、点数につきましては先ほど有働議員のご質問に答弁申し上げましたとおりで、校舎の２棟は基準を満たしており、体育館については基準を満たしていないという結果となりました。

したがいまして、施設整備は既存校舎２棟を改修し、体育館を建てかえるという方針で進めてまいることとし、現在、その配置計画や安全対策、工事スケジュール等を検討しているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

八幡・平小城・三岳小の再編計画について、２回目の質問をしたいと思います。

前にほとんど進んでいないようですけども、開校に向けて非常に問題点になっているのは、急傾斜地対策、すなわち土砂災害特別警戒区域、レッドゾーン対策がネックであると思いますし、スクールバスの経路等の検討なり、全体的なレイアウト等がどういうぐあいに動いているのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員の一般質問の２回目、まず急傾斜地対策等について、お答えいたします。

校舎北側にございます土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンの対策につきましては、県との協議を行い、測量・設計をもとに安全性を担保するための最適な施工計画を検討いたしております。現在、対策工事予定の用地について、市の所有地を特定するために土地関係者との協議を進めているところでございます。

一方、スクールバスの進入路につきましては、学校施設の配置計画とあわせて検討する必要がございますが、バスの規模、台数等を勘案し、徒歩通学児童との交錯がないよう、安全対策に十分考慮し、対応してまいりたいと考えております。

また、学校施設のレイアウトにつきましては、現時点では具体的な考えはお示しできませんが、保護者、地域、学校の意見を踏まえながら、安全性の確保はもとより、効率的かつ効率的で適切な配置計画に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

３回目の質問を行いたいと思います。

くどいようですけど、１年前から全然前に進んでいないような気がするわけですけども、特にまず土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンの指定解除は最初にすべきことだと。レッドゾーンを外して初めて事業が進むのかなと思います。そのレッドゾーンを外すための戦略、状況等についてお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員一般質問の３回目、土砂災害特別警戒区域の指定解除の流れについて、お答えいたします。

本件につきましては、平成26年５月に区域の指定を受け、その後、指定解除のための対策について県との協議を進めてきたところでございます。昨年度は地質調査、測量及び設計によるのり面補強工事の検討を行い、現在、対策工事予定の用地を把握した上で、市の所有地の特定に努めているところでございます。

市の所有地の特定ができた後、県に対して土砂災害警戒区域等における対策工事の内容確認についてという申請を行い、県より区域を解除できる対策であると判断

する内容確認の回答を受け、さらに対策工事を行い、完了届出書を提出後、適正な施工と確認された場合、検査済証が送付されることになります。その後、山鹿市長へ意見聴取、区域変更に係る近隣住民への周知を経て、区域指定の解除となります。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のように、この対策を最優先課題として取り組み、レッドゾーンの解消が確実と見込める段階になってから、具体的な再編事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

もう一回聞きたいと思います。とにかくレッドゾーンを外さないと前に進まないという気がするわけですけども、今答弁の中でレッドゾーンは外して進めていきたいと。最後のところに、レッドゾーンの解消が確実に見込める段階になってから具体的な目標を進めるという答弁がありました。解消を確実に見込める段階というのはどういう表現であるのか、確実に解除ができるという判断なのか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員の再度のご質問にお答えいたします。

レッドゾーンの解消が確実と見込める段階とは、土砂災害特別警戒区域等における対策工事でレッドゾーンの解消ができるとの判断を市長部局とも協議して決定する時点であると想定いたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

よくわからんとですけど、私はやっぱりレッドゾーン指定許可の内示だとか、県からの通達、そういうやつがあってから進むのかなという、そこもひっくるめてだという答弁だと思いますが、どっちにしても、後になって外れんだったとかいう話になるといけませんので、優先してやっぱりこれは解消してから、早急に事業を進

めるべきだろうと思っていますし、大変だと思いますけど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

３点目の質問に移りたいと思います。

教育委員会における平成31年度の主要事業と課題についてをお伺いをします。

私は、前回もちょっと質問しておりますけども、教育委員会と市長部局の連携をしっかり図ってくださいよというお願いをしております。先ほど有働議員さんから、組織再編まで突っ込んでおられました。私もそこまでは、まだ準備しておりませんけれども、そういう形の中を踏まえてちょっとお尋ねをしていきたいと思います。

まず、教育委員会というのは、先ほどもお話がありましたが、地方行政の組織及び運営に関する法律、教育委員会職務権限、第21条で19項目の職務権限が示されております。これにつきましては皆さんご案内のとおりだと思いますけども、教育委員会でなければ事業を取り組めないという規定をされているわけであります。その定められた中で教育委員会の事業は非常に膨大であるという理解をしておりますし、新たに平成31年度は女子ハンドボール世界選手権大会、それから高校総体、それから日本遺産の推進事業が加わってきます。こういう中で、平成31年度の主要事業と課題について、どういう形で整理を進めていかれるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員のご質問、教育委員会におけます平成31年度の課題としてお答えをいたしたいと思います。

教育委員会においては、平成31年度においても引き続き、第２次総合計画や第３次教育基本計画に基づいた主要事業を計画的に推進していくとともに、学校規模適正化計画及び公立保育園・幼稚園再編整備計画に基づく教育保育施設の統合、民営化を引き続き進めてまいりたいと考えております。また、昨年度策定いたしました教育大綱においては、山鹿市の特徴的な教育方針が示されており、山鹿学の推進や読書のまちの実現、インクルーシブ教育の推進などについての事業化・施策化を計画いたしております。

具体的には、鹿本小学校の整備、先ほどご質問にもありました八幡・平小城・三岳３小学校の統合や、かおう保育園の民営化などの施設整備事業を初め、政策面では道徳や小学校での英語の教科化といった、平成32年度から導入される新学習指導要領への対応準備、今後の文化財やスポーツイベントを活用した地域振興の契機となる日本遺産事業の推進や世界ハンドボール大会の開催などが直近の課題と想定い

たしております。

また、これらの事業を進めていく一方で、老朽化した施設の営繕や給食センター・体育施設・博物館などの整備や統廃合、保育士や給食調理員等の人材確保が困難になっていることに伴い、運営体制の見直しやセンター化、民営化等については長期的な展望を持って検討することが必要な課題と考えられます。

そのため、今後は市民との協力や民間への業務委託といった行政や学校の担当分野の見直しを検討することでの業務改善や省力化を図りながら、よりきめ細やかな配慮をした教育・保育を行うとともに、文化財の保存や社会体育活動の拡充といった教育委員会らしい業務だけでなく、文化財や社会体育施設を活用した集客、交流人口の拡大など、従来の教育委員会にとらわれない業務へのチャレンジを行ってまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

先ほど来から、教育委員会と市長部局との連携についてお願いをしておりますけれども、平成31年度の事業、それから課題等が出てまいりました。非常に事業が膨れ上がってきていますけども、教育委員会と市長部局との連携が非常に必要であると再認識をしました。この中で新たに日本遺産の事業の推進、それからハンドボールの世界選手権大会を進める中で、現状から今後に向けて、市長部局との連携についての状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

永田議員の２点目のご質問、日本遺産及び女子ハンドボール世界選手権大会での市長部局との連携について、組織面と実績面の２つに分けてお答えいたします。

まず組織面ですが、日本遺産については山鹿市長を会長に、玉名市・菊池市・和水町といった構成市町に合わせ、熊本県、国土交通省、観光協会や商工団体、ＪＡ、文化保存団体など、官民で構成される菊池川流域日本遺産協議会を母体に、観光推進部会、食と農推進部会、文化財保存活用推進部会が作業部会として事業推進に当たっております。この３つの部会には、市長部局の関係課長が部会員として参画しており、それぞれの分野の強みを生かし、事業を立案・実施しているところでござ

います。

また、女子ハンドボール世界選手権では、山鹿市長を会長に、市議会・教育関係、体育関係・産業経済関係・観光宿泊関係・女性団体関係・医療機関・官公庁・山鹿市職員などの54名で構成する2019女子ハンドボール世界選手権大会実行委員会を設立しております。

この実行委員会には、市長部局の関係部長を委員長とする総務企画、広報誘客、宿泊輸送おもてなし、競技会場の４つの専門委員会を設置するとともに、それぞれの専門委員会の業務内容に応じて、関係課長を部会長とする部会を下部組織として設置しているところでございます。

次に、実績面についてお答えいたします。

日本遺産においては、それぞれの部会が中心になり、ホームページやソーシャルネットワーク、テレビ、ラジオ、ポスターなど、さまざまな媒体を活用した情報発信事業やモニターツアー、地域の受け入れ態勢充実のための人材育成、食における新しいメニューの開発や商品化への取り組みなどのほか、構成文化財はもとより、関連文化資源の掘り起こしを行うための調査研究などを行っており、特に人材育成事業では日本遺産ツアーガイドを目指し、約50名の方が講座を受講中で、来年４月から活動を開始する予定です。

また、女子ハンドボール世界選手権では、11月30日からきのうまで開かれましたアジア選手権予選ラウンドにおいて、専門委員会と部会が中心となり、誘客や広報といった事前準備に携わったほか、大会当日の会場運営、大会運営に５日間で延べ132人の職員がボランティアとともに従事し、１年後の本大会に向け、職員全員体制で取り組んできたところでございます。

アジア選手権では、多くの職員の協力により、大きなトラブルもなく、無事５日間の試合を終了できました。また、当初の市の観客集客目標5720人を大幅に超える8061人の方に観戦していただき、また多くの職員にも応援をしていただいたところでございます。

以上、ご答弁を申し上げます。

○議長（永田　健君）

永田君。

［18番　永田　紘二君　登壇］

○18番（永田　紘二君）

平成31年度の主要事業と課題について、３回目の質問をしたいと思います。

教育長のご意見をいただきたいわけでありますが、教育委員会の事業は先ほど来から言いますとおり、非常に膨大であります。大変だと思いますが、一部では先ほ

ど規模適正化事業もおくれが出ているとか、例えば事業計画どおりにいかずに、不十分な事業計画というか、甘さが見られております。こういうことに対しては、当然、費用も逆にかさんできますから、責任という所在もチェックしていかなんかなというような気もします。誰かがやっぱり責任を持って事業は進めるべきだろうなという思いがします。

先ほどスクールバスの有働議員の質問も改めて聞かせていただくと、ちょっとやっぱり考えにゃいかんのかなということも思いました。特に市長部局との連携は必要でありますが、教育委員会の先ほどお話をしました地方行政組織及び運営に関する法律、職務権限の中で、19項目はこれは教育委員会でなきゃできんということが明記されているわけでありまして、そこから外していくと非常に大変だと。例えば、学校問題についてはそうだし、文化遺産についてもそうだし、社会教育についてもそうだし、19項目にも列記されていますけど、それをやっていくためには本当に大変だと思います。

ただ、今回、教育委員会の職務権限が改正されました。有働議員もちょっと触れられました。有働議員は第22条から触れましたけど、私は第23条のほうを注釈していますが、地方公共団体の長、例えば市長は教育委員会に関する事務のいずれかを、またはそれを全部管理し、執行することができるという改正がされております。その中に２つあります。先ほども触れられました、スポーツに関すること、これは学校教育以外のスポーツに関することは、教育委員会の19項目から外してもいいですよと。それから、もう１つは文化に関すること、文化・歴史というのは、保存は教育委員会だけど、事業というのは例えば日本遺産でも観光客を呼ぶとか宣伝をするとか、その事業については市長部局でいいですよというのが外されました。そういうものもひっくるめて、今後の主要事業、課題等について、教育長にお伺いしたいわけですけども、私はまだとにかく連携をしてくれという話をしているので、組織再編は別として、そこら辺のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（永田　健君）

執行部の答弁を求めます。堀田教育長。

［教育長　堀田　浩一郎君　登壇］

○教育長（堀田　浩一郎君）

永田議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、教育委員会は小中学校の規模適正化事業や公立保育園・幼稚園の再編整備事業、またカルチャースポーツセンターの整備事業と、大変幅広く、また大規模な事業を担当しているところでございます。残念ながら、一部では事業の進捗が遅滞しているものもあり、大変私自身、責任を痛感しているところでござ

います。

また、先ほど部長も申しましたけれども、今行われていますアジアハンドボール大会と同じように、山鹿を会場に女子ハンドボール世界選手権大会、全国高校総体ハンドボール競技が開催をされます。また、日本遺産事業の補助最終年度を迎えるなど、引き続き大きな事業が予定をされているところでございます。

こうした教育委員会の事業に対しましては、人員の配置や予算の配分などで、市長部局からもしっかりと支援をいただいており、それに応えるべく委員会一丸となって事業に取り組んでいるところでございます。

特に、職員には、先ほど議員からもご指摘がありましたけども、仕事は担当者個人、または担当課だけでなくて、教育委員会全体で、また市長部局ともしっかりと連携して取り組むよう、日ごろから指示をしているところでございます。

さらに、新たな事業の構想に当たりましては、スクラップアンドビルドの考えを持つとともに、通常の事業についても、廃止を含めて事業の効率化・合理化を常々求めているところでございます。

ともあれ、教育委員会の多くの事業を計画的かつ適切に推進するため、改めて気を引き締め、他部局との連携を図りながら、積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

［「終わります。」との声あり］

○議長（永田　健君）

以上で、永田君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第97号から議案第99号までの人権擁護委員の推薦についての３案件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第97号から議案第99号までの３案件は、委員会付託を省略することに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第２　委員会付託

○議長（永田　健君）

日程第２、委員会付託を行います。

議案第79号から議案第96号までについては、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

散　会

○議長（永田　健君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後３時07分　散会

～～～

１２月１４日(金曜日)

平成30年（第４回）山鹿市議会12月定例会会議録

議　事　日　程（第４号）

平成30年12月14日（金曜日）午前10時開議

第１　議案第79号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第80号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第81号　山鹿市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

議案第82号　山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第83号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第84号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第85号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第86号　平成30年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第87号　平成30年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第88号　平成30年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市山鹿老人福祉センター等）

議案第90号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市菊鹿健康福祉センター「ひまわり館」）

議案第91号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿央農産物加工施設（味土里工房））

議案第92号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿灯籠民芸館）

議案第93号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民交流センター）

議案第94号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第95号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更について

議案第96号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

議案第97号　人権擁護委員の推薦について

議案第98号　人権擁護委員の推薦について

議案第99号　人権擁護委員の推薦について

陳情第５号　県中学校駅伝大会の試走費の予算化を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

本日の会議に付した事件

第１　議案第79号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第80号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第81号　山鹿市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

議案第82号　山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第83号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）

議案第84号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第85号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）

議案第86号　平成30年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）

議案第87号　平成30年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）

議案第88号　平成30年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）

議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市山鹿老人福祉センター等）

議案第90号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市菊鹿健康福祉センター「ひまわり館」）

議案第91号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市鹿央農産物加工施設（味土里工房））

議案第92号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿灯籠民芸館）

議案第93号　公の施設の指定管理者の指定について
（山鹿市民交流センター）

議案第94号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について

議案第95号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更について

議案第96号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

議案第97号　人権擁護委員の推薦について

議案第98号　人権擁護委員の推薦について

議案第99号　人権擁護委員の推薦について

陳情第５号　県中学校駅伝大会の試走費の予算化を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程追加

第３　議案第100号　工事請負契約の締結について

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

出席議員（20名）

１番	立山大二朗	君
２番	小川榮二	君
３番	芋生よしや	君
４番	勢田昭一	君
５番	有働辰喜	君
６番	服部香代	君
７番	冨田弘海	君
８番	永田　健	君
９番	冨丸洋一郎	君
10番	藤本峰秀	君
11番	北原昭三	君
12番	芹川正美	君
13番	藤原　豊	君
14番	平井邦廣	君
15番	吉本政幸	君
16番	池田誠一	君
17番	堀　茂幸	君
18番	永田紘二	君
19番	横手啓介	君
20番	寺崎勇児	君

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

説明のため出席した者

市長	中嶋憲正	君
副市長	池田永実	君
教育長	堀田浩一郎	君

総務部長	阿蘇品　貴　司　君
消防本部消防長	中　山　恒　弘　君
市民部長	宮　崎　錦　也　君
福祉部長	野　田　勝　年　君
経済部長	早　田　順　二　君
建設部長	白　田　俊　輔　君
教育部長	大　森　健　司　君
市民医療センター事務部長	永　田　臣　司　君
総務部次長	大　林　秀　樹　君
市民部次長	梅　崎　康　二　君
福祉部次長	江　藤　一　洋　君
福祉部次長	佐　藤　ア　キ　君
経済部次長	木　下　　実　君
建設部次長	古　江　光　拡　君
水道局長	冨　田　龍　也　君
秘書政策課長	森　田　英　美　君
税務課長	髙　森　信　昭　君
福祉課長	山　下　　陽　君
学校施設課長	藤　本　敬　輔　君

○

事務局職員出席者

首席審議員兼議会事務局長	野　田　修　誠　君
局長補佐兼議事係長	中　村　武　志　君
書記	高　木　善　彦　君

○

午前10時00分　開議

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

○議長（永田　健君）

これより本日の会議を開きます。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

日程第１　議案第79号～議案第99号

陳情第５号

○議長（永田　健君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案第79号から議案第96号及び陳情第５号並びに議案第97号から議案第99号の全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。永田建設経済常任委員長。

［建設経済常任委員長　永田　紘二君　登壇］

○建設経済常任委員長（永田　紘二君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました議案５件についてご報告をいたします。

去る12月７日、午前10時から本庁５階501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ちまして、特産工芸村押花館（菊鹿フラワーバンク）、灯籠民芸館及び鹿央農産物加工施設（味土里工房）の３カ所の現地調査を行いました。

現地調査終了後、委員会を再開し、議案を慎重に審査いたしました。その結果について、報告をいたします。

議案第83号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第86号　平成30年度山鹿市水道事業会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第88号　平成30年度山鹿市下水道事業会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第91号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市鹿央農産物加工施設（味土里工房））、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第92号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿灯籠民芸館）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

服部市民福祉常任委員長。

［市民福祉常任委員長　服部　香代君　登壇］

○市民福祉常任委員長（服部　香代君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案９件であります。

去る12月10日、午前10時から501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、廃棄物処理施設建設工事現場を現地調査いたしました。

現地調査終了後、委員会を再開し、慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第81号　山鹿市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第84号　平成30年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第85号　平成30年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第87号　平成30年度山鹿市病院事業会計補正予算（第２号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第89号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市山鹿老人福祉センター等）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第90号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市菊鹿健康福祉センター「ひまわり館」）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第95号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第96号　山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎　勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎　勇児君）

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

まず、閉会中の継続審査としておりました陳情第５号につきまして、去る10月31日、午前10時から本庁５階501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

陳情第５号　県中学校駅伝大会の試走費の予算化を求める陳情書、執行部にこれまでの経過等の詳細な説明を求め、委員より実際の大会に向けた状況、他の部活動についての意見が出され、掘り下げて慎重に審査を行いました。

委員から、駅伝試走は日程調整を行い、スクールバスを往復路を活用することで経費を圧縮できることや他の競技や文化部の大会とも公平に支援する補助金制度であるために、駅伝試走費に特化した予算化を求める陳情に対しては、不採択とすべきものではないかとの意見がありました。挙手採決の結果、不採択すべきものと決しました。

次に、本定例会において、当委員会に付託されました議案６件についてご報告いたします。

去る12月11日、午前10時から本庁５階501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。

議案審査に先立ち、２カ所の現地調査を行いました。

最初に、山鹿市麻生野の少彦名神社の熊本地震被害の修復後の状況を、次に民間移譲の方針等があるかおう保育園を、それぞれ担当者から概要説明を受け、現地調査を終えました。

帰庁後は、午後１時から委員会を再開し、慎重に議案審査を行いましたので、その審査の結果について報告いたします。

議案第79号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第80号　山鹿市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第82号　山鹿市火災予防条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第83号　平成30年度山鹿市一般会計補正予算（第４号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第93号　公の施設の指定管理者の指定について（山鹿市民交流センター）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第94号　熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田　健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告があっておりますので、発言を許します。芋生　よしや君。

［３番　芋生　よしや君　登壇］

○３番（芋生　よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号３番、日本共産党の芋生　よしやです。

私は、議案第79号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

市長や市議会議員の報酬の適正額はどの程度かを考えるとき、専業としてその活動を保障するだけの水準を必要とすることは言うまでもありません。住民の福祉向上、暮らしと地域経済を守り発展させる地方自治体の役割は、今後、一層重要になります。市議会は市政のチェック機能を果たし、住民の多様な意思を反映させなければなりません。こうした活動を保障することは必要ですが、しかしその原資は税金です。当然、自治体規模やその財政状況、時々の経済状態や市民の暮らしの実態などから、総合的に判断すべきであり、市民感覚からかけ離れた高額な報酬は是正されなければなりません。

山鹿市では、平成30年、ことしの４月に議員及び市長の期末手当が0.15カ月引き上げられました。県内の自治体14市で平成30年４月現在の人口を比べますと、山鹿市は８番目となります。そして、議員報酬別に比べてみましたところ、６番目に高い額となっています。一方、山鹿市民の皆さんの生活はどうでしょうか。アベノミクスによる格差と貧困が広がっています。消費税は増税、さらに来年、2019年10月には増税が行われる予定です。

厚生労働省は、75歳以上の後期高齢者が支払う医療保険料を最大９割軽減する低所得者向け特例措置を来年10月から廃止し、低所得者の保険料を大幅に引き上げる方針をまとめました。その理由は、年金生活者支援給付金が支給されるからだとしていますが、特例廃止対象者全員が給付対象ではありません。おまけに給付金は、保険料納付期間が10年の人で月1250円程度であり、消費税が増税されれば吹き飛んでしまう額です。年金も減らされ続けています。食料品や燃料代などの値上がりは、毎日の市民の暮らしを苦しめ続けています。私は、これまで議会で取り上げてきましたが、さまざまな大変厳しい暮らしの相談者がふえています。

さて、皆さん、昨日の熊日新聞１面の記事をどうご覧になりましたか。大きな見出しで「非正規職員３人に１人」と、県内45市町村で非正規職員の割合が３分の１に上ることが示されていました。非正規職員は昇級もなく、手当や福利厚生の面で正職員との差が大きいとも書かれていました。実際、私も山鹿市で非正規として働いているときの暮らしは大変で、耐久消費財を買いかえることもできない状況でした。

山鹿市では、人手不足である保育士、看護師などの職種の非正規率が高くなっています。これでは山鹿市民のニーズにしっかり応えていくことはできません。地方自治法第１条の２、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。皆さん、この本来の仕事が果たせているでしょうか。こうした多くの市民の苦しい生活状況の中で、市民の代表である私たち議員の報酬は、ことし４月に続けて、今引き上げるべきではありません。熊本県の14市自治体での平成30年４月に引き上げた自治体は、そう多くはありませんでした。市民の暮らしが改善された後、初めて市民の代表である市長や私たち議員の報酬、期末手当についても引き上げが検討されるべきだと考えます。その立場から考えて、議案第79号　山鹿市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例及び山鹿市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、反対とします。

以上、議員の皆さんのご賛同をお願いし、私の反対討論といたします。

○議長（永田　健君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第79号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第80号から議案第82号までの３案件を一括採決いたします。

議案第80号から議案第82号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第83号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第84号から議案第88号までの５案件を一括採決いたします。

議案第84号から議案第88号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第89号から議案第93号までの５案件を一括採決いたします。

議案第89号から議案第93号までの５案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、５案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第94号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第95号及び議案第96号の２案件を一括採決いたします。

議案第95号及び議案第96号の２案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、２案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号　人権擁護委員の推薦については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

次に、議案第98号　人権擁護委員の推薦については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

次に、議案第99号　人権擁護委員の推薦については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

次に、陳情第５号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第５号に賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立なしであります。よって、陳情第５号は不採択することに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程第２　熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（永田　健君）

日程第２、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

［議場閉鎖］

○議長（永田　健君）

ただいまの出席議員数は20名であります。

それでは、投票用紙を配付させます。

［投票用紙配付］

○議長（永田　健君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

［「配付漏れなし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

［投票箱点検］

○議長（永田　健君）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

職員の点呼に応じて、議長席に向かって右のほうから登壇し、順次投票した後、左のほうから降壇願います。

点呼を命じます。

［職員点呼・議員投票］

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

１番	立　山　大二朗議員	２番	小　川　榮　二議員
３番	芋　生　よしや議員	４番	勢　田　昭　一議員
５番	有　働　辰　喜議員	６番	服　部　香　代議員
７番	冨　田　弘　海議員	９番	冨　丸　洋一郎議員
10番	藤　本　峰　秀議員	11番	北　原　昭　三議員
12番	芹　川　正　美議員	13番	藤　原　　豊議員
14番	平　井　邦　廣議員	15番	吉　本　政　幸議員
16番	池　田　誠　一議員	17番	堀　　茂　幸議員
18番	永　田　紘　二議員	19番	横　手　啓　介議員
20番	寺　崎　勇　児議員	８番	永　田　　健議員

―――――――――――――― ○ ――――――――――――――

○議長（永田　健君）

投票漏れはありませんか。

［「投票漏れなし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

［議場開鎖］

○議長（永田　健君）

開票を行います。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に20番、寺崎　勇児君及び１番、立山　大二朗君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いいたします。

［開票］

○議長（永田　健君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票。これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。そのうち有効投票20票、無効投票０票であります。有効投票中、中嶋　憲正君19票、芋生　よしや君１票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は５票であります。よって、中嶋　憲正君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました中嶋　憲正君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第２項の規定により告知いたします。

中嶋　憲正君、当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

［市長　中嶋　憲正君　登壇］

○市長（中嶋　憲正君）

皆さん、おはようございます。

一言ご挨拶を申し上げます。ただいま議員各位のご推挙によりまして、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に選ばれましたことは、この上もない光栄でございます。衷心より感謝申し上げますとともに、責任の重大さを痛感しているところでございます。

山鹿市の限りない発展と住民福祉の向上を目指して、誠心誠意努力する所存でございます。関係各位の一層のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単でございますが、当選承諾のご挨拶といたします。まことにありがとうございました。

［拍手］

○議長（永田　健君）

以上で、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を終了いたします。

ただいま議案１件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

○議長（永田　健君）

お諮りいたします。この際、議案１件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

日程追加

日程第３　議案第100号

○議長（永田　健君）

日程第３、直ちに議題といたします。

議案第100号について、提案理由の説明を求めます。大森教育部長。

［教育部長　大森　健司君　登壇］

○教育部長（大森　健司君）

議案第100号　工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、鹿本小学校屋内運動場建設工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があり、ご提案するものです。

契約の目的は、鹿本小学校屋内運動場建設工事です。

契約の方法は、一般競争入札です。

本工事の入札参加資格につきましては、本工事が大規模な工事であることや現在、隣接地で本校舎の建築工事を施工中であることから、児童の安全を第一に考えながら施工する必要があるため、同種工事の施工実績を有することのほか、建築一式工事における経営事項審査の点数が1000点以上の高い施工能力を持つものであることなどを要件として入札の公告を行いました。

その後、資格審査会の審査を経まして、去る11月27日に電子入札による改札を行い、12月４日に落札者と仮契約を締結いたしております。

契約の金額は５億2056万円です。

契約の相手方は、福岡市博多区博多駅南１丁目14番８号、株式会社淺沼組九州支

店、執行役員支店長、前田　隆志です。

次のページをご覧ください。

工事の場所は、山鹿市鹿本町御宇田258番地地内です。

工事の概要は、構造は鉄骨造平屋建て、建築面積は1130.68平方メートル。床面積は1063.56平方メートルです。

工事の内容は、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式等です。

工期は、本契約の成立日の翌日から平成32年９月30日までです。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長（永田　健君）

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時38分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午前11時14分　開議

○議長（永田　健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（永田　健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第100号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（永田　健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

――――――――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――――――――

閉　会

○議長（永田　健君）

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。よって、平成30年（第４回）山鹿市議会12月定例会を閉会いたします。

午前11時15分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　　永　田　　健

山鹿市議会議員　　寺　崎　勇　児

山鹿市議会議員　　横　手　啓　介